



第2次つくばみらい市総合計画

後期基本計画

もっとみらいへ
新しいみらいへ



第	2	次				
つ	く	ば	み	ら	い	市
総	合	計	画			

後期基本計画

2023 ~ 2027

茨城県つくばみらい市

I LIVE IN
TSUKUBA
MIRAI.



もっとみらいへ 新しいみらいへ

本市は、平成30年(2018年)に策定した「第2次つくばみらい市総合計画 前期基本計画」に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この間、市民活動の拠点「みらい平市民センター」の開設、まちへの愛着を醸成するシティプロモーション「I LIVE IN TSUKUBAMIRAI」、増加する子育て世代に対応した「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」など、時代の潮流に対応した様々な施策を推進してまいりました。

今後も、「福岡工業団地への企業立地」や「(仮称)つくばみらいスマートインターチェンジの開通」などにより、さらに飛躍的なまちの発展が期待されます。

このように、市民活動の機運を高め、成長するまちへの愛着を醸成し、好循環で持続可能なまちづくりを進める基本指針として、令和5年度(2023年度)を初年度とする「第2次つくばみらい市総合計画 後期基本計画」を策定しました。

総合計画審議会には、様々な分野で活躍される団体、企業、有識者の方々に加え、大学生を始めとして20代・30代の若い世代の方にもご参加いただき、まちづくり全般にわたって貴重なご意見をいただきました。

また、まちのみらいを考える市民ワークショップなどにも多くの方々にご協力いただき、「まちをより良くするために自分たちにできること」などのご提案をいただきました。

計画策定にご協力いただいた方々を始め、つくばみらい市に関わる市民・企業・団体などの皆様の想いに応えるべく、重点的に取り組む4つの項目を「つくばみらい市が大切にしたいこと」として設定しています。

また、市民の幸福感の度合いをまちづくりに活かす「みらい指標」を設定することで、日々の暮らしの中で市民一人ひとりの幸福感が高まるまちづくりを目指しています。

昨日よりもっと進んだ新しい今日へ、そして新しい明日へ、「もっとみらい」「新しいみらい」に繋がるつくばみらい市に向けて取組を加速させます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、ご尽力を賜りましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。



つくばみらい市長

小川 浩

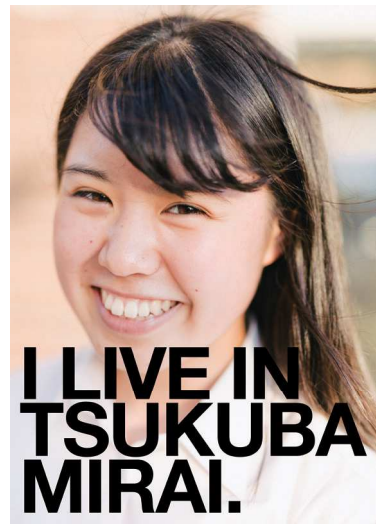
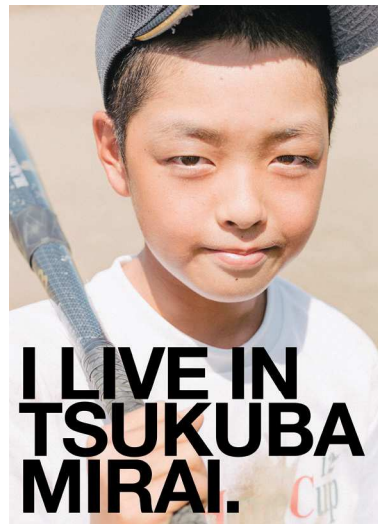
序論	01
第1章 総合計画の目的と構成	02
1 策定の目的	02
2 計画の位置付け	02
3 計画の構成	03
第2章 本市の特徴	04
1 地勢と立地	04
2 歴史	05
第3章 社会環境の変化	06
1 人口減少と少子高齢化の進行	06
2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大とポストコロナ時代の到来	06
3 国内経済の成熟と産業構造の変化	07
4 都市構造の変化	07
5 自然災害の頻発化と激甚化	08
6 地球環境や気候変動への関心の高まり	08
7 ライフスタイルや価値観の多様化	08
8 新たなテクノロジーの進展	09
9 持続可能な行財政運営の推進	09
基本構想	11
第1章 まちづくりの基本理念と将来像	12
1 まちづくりの基本理念	12
2 将来像	13
第2章 まちづくりの将来指標	14
1 まちづくりの規模(人口指標)	14
2 まちづくりの質(みらい指標)	15
第3章 まちづくりのデザイン	16
1 グランドデザイン(土地利用構想)	16
2 ライフデザイン(暮らしづくり構想)	18
3 ソーシャルデザイン(地域社会づくり構想)	20
第4章 まちづくりの基本目標	22
1 市民目線に立った質の高いまちを創る	22
2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	22
3 連携や協力によって支え合う社会を創る	22

後期基本計画	23
施策体系	24
つくばみらい市が大切にしたいこと	26
施策の見方	28
第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る	30
1 産業振興	30
1 持続可能な農業の推進	30
2 持続可能な商工業の推進	32
3 新たな活力となる産業の創出と雇用の促進	34
2 土地利用	36
4 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成	36
5 みどり豊かで暮らしやすいまちの実現	38
3 生活インフラ	40
6 快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進	40
7 安全で安心な上下水道の整備と運営	42
8 災害に強いまちの実現	44
9 防犯対策・交通安全対策の充実	46
4 住環境	48
10 安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備	48
11 循環型社会の形成	50
第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	52
1 子育て・教育	52
12 子育て支援の充実	52
13 学校教育の充実	54
14 青少年健全育成の推進	56
2 生涯学習・スポーツ	58
15 歴史・文化の保護と生涯学習の推進	58
16 スポーツ・レクリエーション活動の充実	60
3 健康・医療・福祉	62
17 健康づくりの推進	62
18 地域福祉と社会保障の充実	64
19 高齢者福祉の充実	66
20 障がい者福祉の充実	68
第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る	70
1 地域コミュニティ・人権	70
21 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進	70
22 多様性を尊重した社会の実現	72
23 男女共同参画の推進	74
2 行財政・広報広聴	76
24 持続可能な行財政運営の推進	76
25 魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進	78
資料編	81

序論

- 第1章 総合計画の目的と構成
- 第2章 本市の特徴
- 第3章 社会環境の変化

I LIVE IN TSUKUBA MIRAI.



1 策定の目的

本市は、2018年(平成30年)3月に「第2次つくばみらい市総合計画(基本構想、前期基本計画)」を策定し、「しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ“みらい”都市」を将来像に掲げ、まちづくりに取り組んできました。

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や高齢化の進展、地方分権改革*に伴う権限の移譲、市民ニーズの多様化、頻発化・激甚化する自然災害への対応など、行政が取り組むべき課題は複雑化しています。

今後の時代の潮流や社会環境の変化、財政状況などを勘案し、前期基本計画に続くまちづくりの新たな指針として、「第2次つくばみらい市総合計画後期基本計画」を策定しました。

策定に際しては、市民意向調査や中高生アンケート、近隣自治体アンケート、市民ワークショップ、団体・企業ヒアリングなどを実施しました。「市民の思いを計画に反映すること」を第一に、地域や年齢層の偏りなく、市民の声を幅広く聴取することで、本計画を策定しています。

2 計画の位置付け

「総合計画」は、「つくばみらい市総合計画条例」に基づき策定するものであり、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策体系を示すとともに、市民・企業・団体・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体が協働*して理想とするまちをつくることを目指しています。

また、本計画は、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための市の最上位計画であり、施策や分野ごとの計画(個別計画)は、この計画との整合性を図りながら策定しています。

まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や自然災害に備え、防災や減災、迅速な復旧・復興に関する施策を総合的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための「国土強靱化地域計画」なども、本計画と整合を図りながら、取組を推進します。

3 計画の構成

第2次つくばみらい市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

1 基本構想

本市が目指す将来像と、これを実現するための3つの基本目標を定めます。

計画期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間ですが、社会環境の大きな変化を勘案し、後期基本計画の策定に合わせ、一部見直しを行っています。

2 基本計画

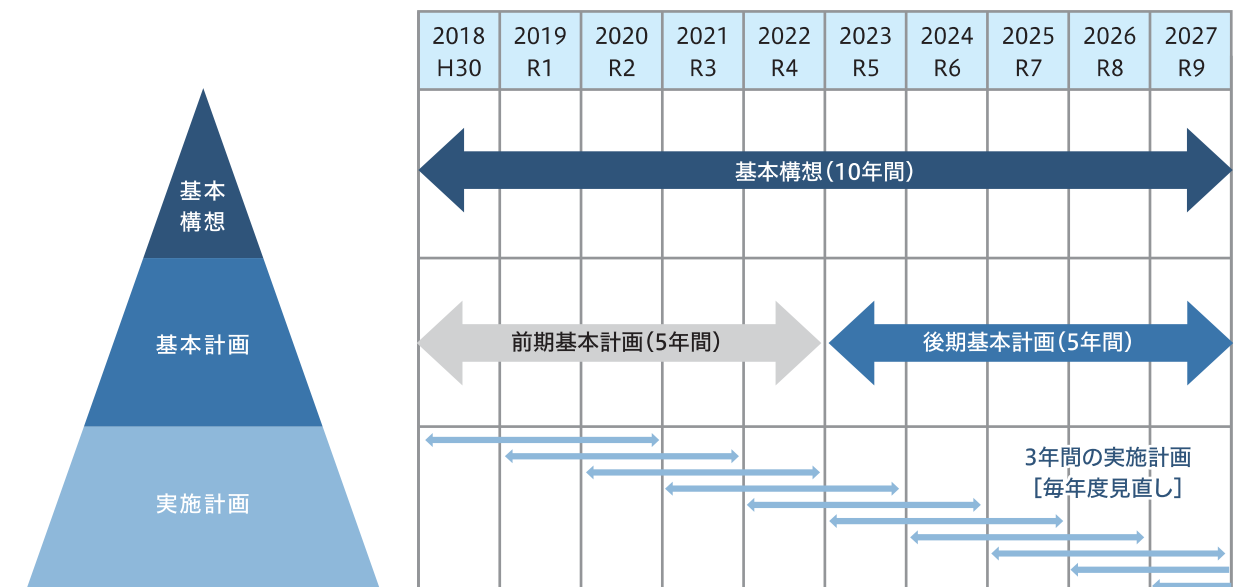
基本構想で定めた3つの基本目標に基づき、施策の体系や方針を示します。

計画期間は、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)までの5年間で前期基本計画、2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間で後期基本計画とします。

3 実施計画

基本計画に示した施策の体系や方針に基づき、具体的な事業の計画を年度ごとに作成します。

計画期間は3年間で、毎年度見直しを行います。

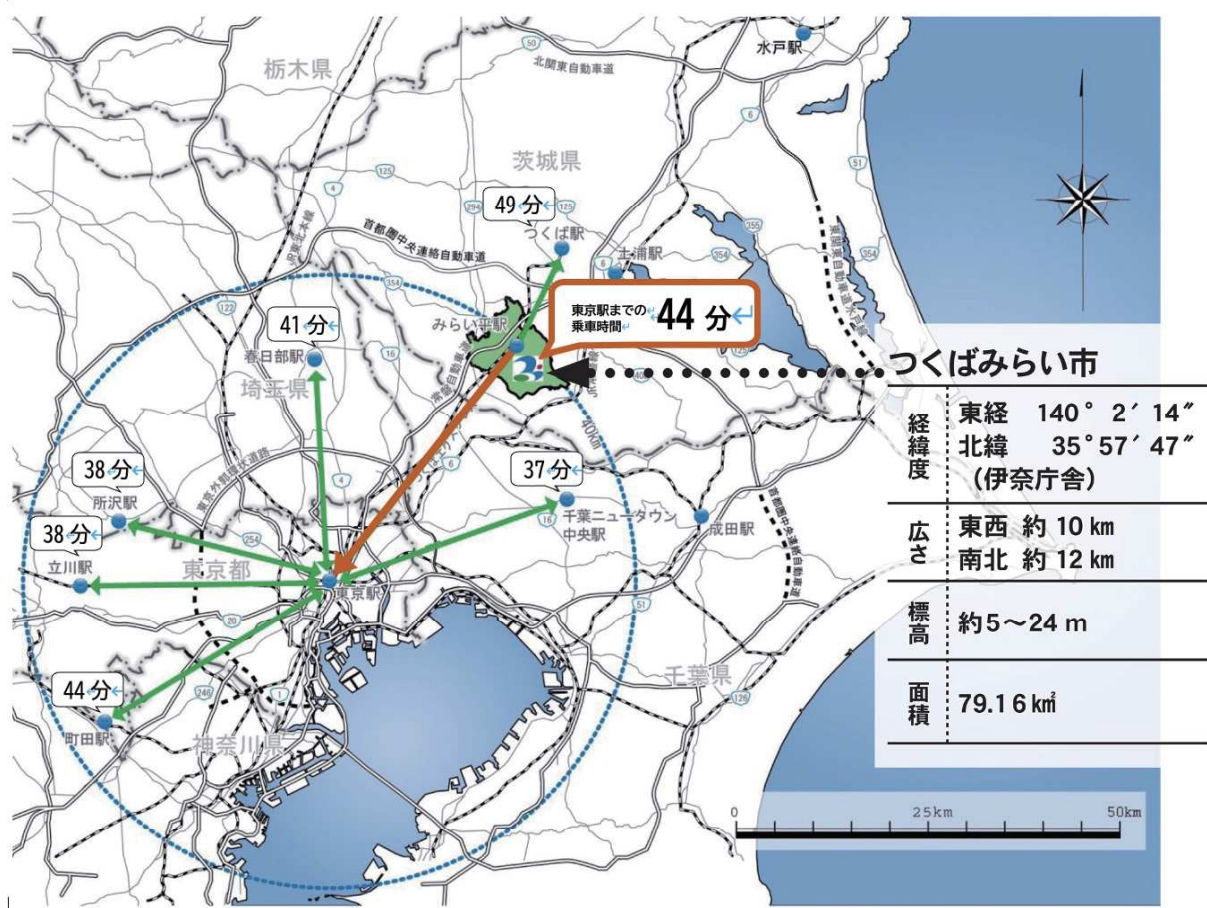


1 地勢と立地

本市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置しています。東はつくば市と龍ケ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しています。市域面積は79.16km²(東西約10km、南北約12km)となっています。標高約5~24mで、気候は四季を通じて穏やかです。

市内には鬼怒川、小貝川という2大河川が流れており、小貝川沿いには広大な水田地帯が広がっています。東部や西部は丘陵地となっており、ゴルフ場、畑地や住宅街が形成され、首都圏近郊都市に位置付けられています。

交通体系は、市内に谷和原インターチェンジを有する常磐自動車道、西部を南北に通る国道294号、北部を東西に通る国道354号、常磐自動車道とほぼ並行するようにつくばエクスプレス(みらい平駅)、本市を南北に通る関東鉄道常総線(小絹駅)など、幹線交通網が充実した恵まれた立地条件となっています。また、(仮称)つくばみらいスマートインターチェンジ*の整備も進めており、更なる利便性の向上が見込まれます。

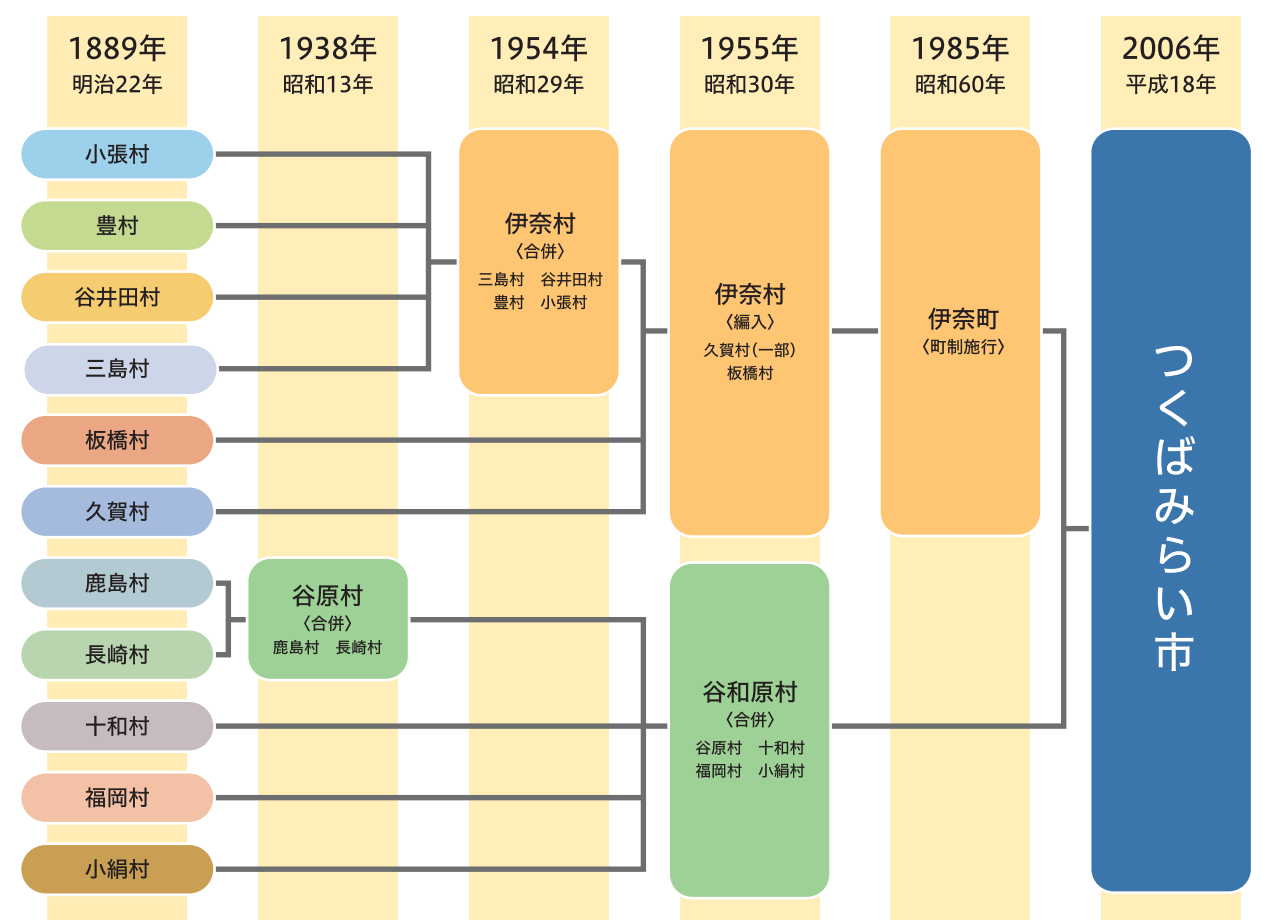


2 歴史

この地では、縄文・弥生の時代から人々が住み、稲作や狩猟などで生計を立てていたことがわかっています。江戸時代の初期には、幕命によって幕府代官頭・伊奈半十郎忠治が治水*工事を行い、常陸谷原三万石の耕地が開発され、関東でも有数の米どころとなりました。

現在の市域の枠組みは、1889年(明治22年)の市制町村制の施行、1954年(昭和29年)の伊奈村の発足(1985年(昭和60年)に町制施行して伊奈町となる)、1955年(昭和30年)の谷和原村の発足を経てつくりてきました。高度経済成長期以降は、行政による住宅開発や工業地域の指定、民間の住宅開発、常磐自動車道谷和原インターチェンジの開通、常総ニュータウン*の開発などにより発展してきました。そして、つくばエクスプレスの開業やみらい平駅周辺地区の開発など、更なるまちづくりの展開が進む中、2006年(平成18年)3月、伊奈町と谷和原村の合併により、新たに「つくばみらい市」が誕生し、現在に至ります。

つくばみらい市の沿革

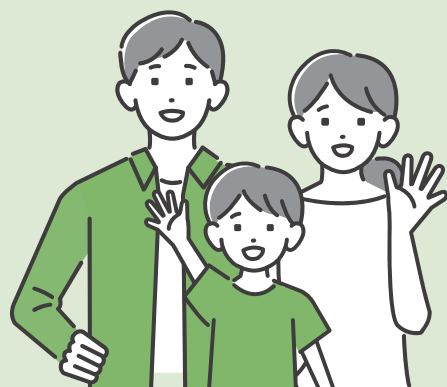


01 人口減少と少子高齢化の進行

日本の人口は2020年(令和2年)時点で約1億2,600万人であり、2008年(平成20年)の約1億2,800万人をピークに減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年(令和22年)には約1億1,000万人、2053年(令和35年)には1億人を割り約9,900万人、2065年(令和47年)には約8,800万人になると推計されています。

出生数は、2020年(令和2年)時点で約84万人であり、減少傾向が続いています。一方で、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどっており、第二次ベビーブーム世代が高齢者となる2040年(令和22年)にはピークに達すると予想されています。

このような状況の中で地方公共団体では、人口減少や高齢化を見据えたまちづくりを行うことが求められています。



02 新型コロナウイルス感染症の感染拡大とポストコロナ時代の到来

新型コロナウイルス感染症は、2020年(令和2年)1月に国内で初の感染者が確認されて以降、全国に感染が拡大し、今日まで多くの感染者・死亡者が確認されています。感染拡大を防止するためには、政府・地方公共団体・医療関係者・専門家・企業・団体を含む国民が一丸となり、予防に取り組む必要があり、それぞれの立場でできることの実践が進められています。

感染症の感染拡大は、人々の価値観や生活様式に大きな変化をもたらしました。仕事や日常生活においても、リアルからバーチャル*、非対面・非接触への転換・併用が進み、新たな行動様式に対応できる社会インフラの構築が求められるようになり、デジタル技術の活用が進んでいます。

地方公共団体では、複雑化・多様化する住民ニーズへの対応が求められています。また、地域活性化に向けた取組を進めていくとともに、予期せぬ事態にも柔軟に対応できる行財政運営が必要です。



03 国内経済の成熟と産業構造の変化

日本の実質GDP*(国内総生産*)成長率は過去10年間の平均が0.3%となっており、経済が成熟した段階にあると言えます。また、価値観の多様化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、これまでの需要と供給のバランスが変化し、産業構造の転換が加速しています。

地方においては人口減少や高齢化に伴い、消費の減少や労働力の不足などの地域経済の衰退が予想されます。企業・団体においては、地域経済の活力の維持・向上に向け労働力の確保だけでなく、生産性の向上も求められる中、その解決の手段としてICT*技術を始めとしたデジタル化による産業の効率化が注目されています。



04 都市構造の変化

人口減少・少子高齢化の進行により、人口密度の低下が著しい地域では、公共交通や生活利便施設など生活に関連するサービスの維持が課題となっています。また、地方都市では、人口減少に伴い空き家が増加しており、防災・衛生面など生活環境の悪化、地域活力の衰退などをもたらすことが懸念されます。

このような状況の中、国においては、「都市再生特別措置法*」や「地域公共交通活性化再生法*」などの法改正により、日常生活を支える居住・医療・福祉・商業などの都市機能の立地適正化*が進み、これらのまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るための仕組みや支援制度が創設されました。

今後の人口減少と人口構造の変化に適応したまちづくりには、都市機能の集約化・コンパクト化を検討するとともに、消費エネルギーの削減や資源の有効活用など、地域の質を総合的に高めることが求められています。



05 自然災害の頻発化と激甚化

近年、台風・ゲリラ豪雨などにより水害が頻発化・激甚化する傾向にあります。また、切迫する巨大地震や津波などへの対応も防災上の課題です。地域に住む住民の生命と財産を守るためには、平時から安全安心な国土・地域・経済社会の構築に取り組む必要があります。「強さ」と「しなやかさ」を備えた防災体制の構築に向けて、地域住民・企業など様々な関係者との連携・協働*が求められています。

また、災害発生時は、行政による公助が行き届くまでには時間を要する場合もあり、地域住民同士の自助・共助による初動対応が求められます。平時から自主防災組織を組織するなど、地域単位で防災力を向上させることの重要性が増しています。



06 地球環境や気候変動への関心の高まり

近年、集中豪雨や大型台風、熱波など、地球温暖化による気候変動の影響と考えられる異常気象が全国各地で発生しています。また、農作物への被害や土砂崩れ、洪水などの災害によるライフライン*の損傷、物流などサプライチェーン*の断絶など、国内の社会経済基盤に大きな影響を及ぼすとともに、気温の上昇による熱中症など人体への健康被害も深刻な問題となっています。

地球環境問題への関心は年々高まっており、地方公共団体においては、将来予想される気候変動による被害の回避・軽減を図るため、地域住民や企業など多様な関係者と連携・協働*し、一丸となって地球温暖化対策や脱炭素に取り組むことが求められています。



07 ライフスタイルや価値観の多様化

社会環境の変化に合わせて、人々のライフスタイルや価値観が多様化しています。誰もが住みたい地域で、暮らし方や働き方を自由に選択でき、互いの個性や人権を尊重し合い、認め合うことのできる環境が必要とされています。

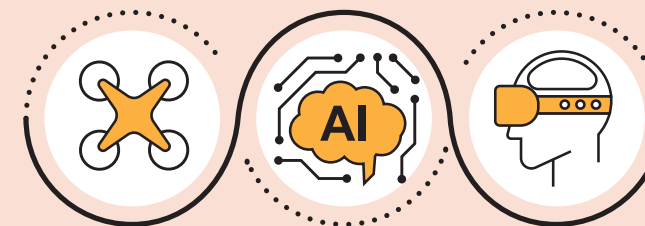
近年では、地域自治に対する考え方の変化や単身世帯・共働き世帯などの増加により、町内会や自治会への加入率は減少傾向にあります。今後、ライフスタイルや価値観の多様化が進展するだけでなく、人口減少や少子高齢化、外国人人口の増加により、社会環境の更なる変化が予想されます。旧来型の地域のつながりだけでなく、新たな形での地域のつながりを模索し、誰一人取り残さない社会や地域を目指すことが求められています。



08 新たなテクノロジーの進展

デジタル技術の発展は、社会・経済に発展をもたらすだけでなく、市民生活の利便性の向上にも寄与しています。

デジタル技術が飛躍的な進歩を遂げている現在の社会では、求められるスキルも変化してきており、教育の分野ではICT*を活用した教育の充実も求められています。また、MaaS*や自動運転などの公共交通分野、スマート農業*、VR*(仮想現実)を活用した観光業、ドローンを活用した宅配サービス、オンラインによる遠隔診療や介護ロボットなどの医療・福祉分野など、デジタル技術を活用した社会インフラの再構築も進んでおり、様々な産業に新しい技術が取り入れられていくことが予想されます。



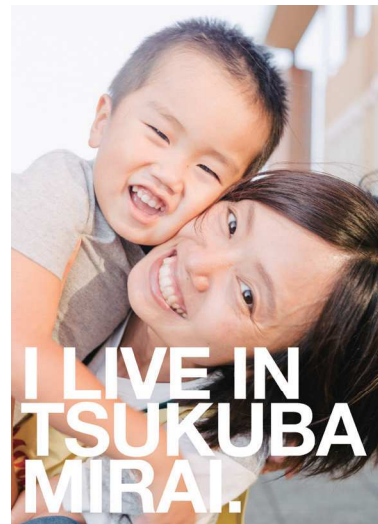
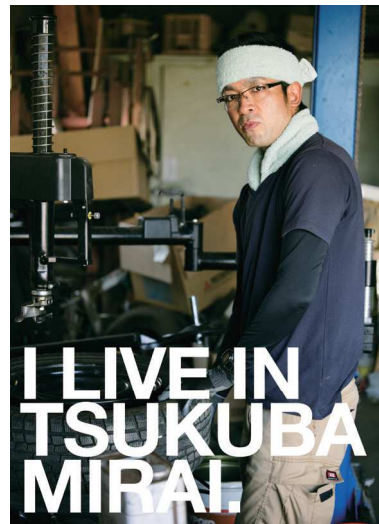
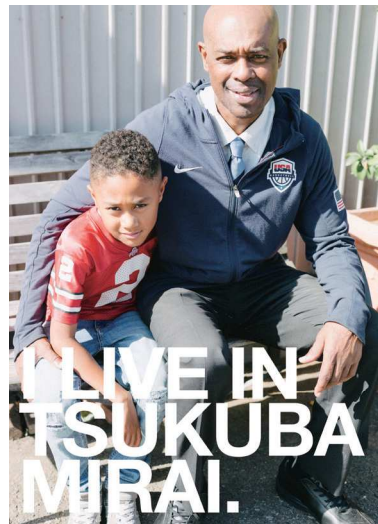
09 持続可能な行財政運営の推進

多様化・複合化する地域課題へ対応するため、基礎自治体*である市町村の果たすべき役割が大きくなっています。また、人口減少による減収や高齢化に伴う扶助費の増加など、地方公共団体を取り巻く財政状況は厳しさを増しています。

今後も安定的で持続可能な行政サービスを提供するためには、AI*やRPA*などの新たな技術を積極的に活用したスマート自治体*の推進や周辺の地方公共団体と広域連携を行うなど、効率性を高めていくことが求められています。さらに、行政だけではなく、NPO*や地域企業、地域コミュニティ*組織など、多種多様な主体が継続的にまちづくりに関わるための仕組みづくりや活動支援などを行うことで、公共の担い手を増やし、持続可能な行財政運営を行える体制づくりを推進していくことが必要とされています。



I LIVE IN TSUKUBA MIRAI.



第2次つくばみらい市総合計画

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と将来像

第2章 まちづくりの将来指標

第3章 まちづくりのデザイン

第4章 まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念と将来像

『まちづくり』とは、道路や公園、建物の整備に関する内容だけでなく、社会・経済・文化・環境など、生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含めた暮らしを創っていく過程をいいます。ここでは、そのプロセスを支えるための基本的な考えと将来の方向性を表しました。

1 まちづくりの基本理念

本市は、自然に恵まれた環境の中で、豊かな暮らしのある住環境を大切に守ってきました。

全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、本市においては新しい市街地の開発とともに人口は増加し成長を続けていますが、長期的に見ると人口減少は避けられず、低成長でも持続できるまちづくりを進めていく必要があります。

また、人々の価値観は、量より質、物より心の豊かさを重視する方向へと変化し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の実現が求められています。

これからの新しい時代に向けて、市民誰もが本市で幸せに暮らすことのできるまちを実現するために、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり

「より良い暮らし指標*(Better Life Index: BLI)」(OECD*(経済協力開発機構))によると、日本人の生活満足度は先進国の中では下位のランキングにあることが指摘されるなど、ライフスタイルが多様化・高度化する中で、質的・精神的な充足が求められています。本市においても市民一人ひとりが幸せを感じられる質の高いまちづくりを進めます。

持続可能なまちづくり

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、主役である市民がライフスタイルに応じて安全で快適に働き、生活し、楽しみ、学ぶことができる豊かな社会が継続できるよう努力していくことが求められています。

地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤を充実させていきながら、社会・経済・環境の面から持続可能を前提としたまちづくりを進めます。

個性豊かなまちづくり

地域間競争や都市間競争などが言われている時代の中で、個性を持ったまちとして価値を高めていくことが必要になります。本市が持つ様々な魅力を生かした個性豊かなまちづくりを進めます。

2 将来像

本市は、都心から40km圏に位置する首都近郊のまちとして、この豊かな自然環境を大切にしながら、市民生活の利便性を高める様々な施策を展開してきました。2006年(平成18年)3月に「つくばみらい市」が誕生してから、全国の中でもトップクラスの人口増加率を誇る成長力の高い自治体として注目されるなど、これまで取り組んできたまちづくりの成果が目に見えて現れてくるようになりました。

これは、行政だけでは成し遂げられず、市民の人たちの努力と協力があってこそ成し得た成果です。このまちは、まだまだ大人になり切れていない成長過程の段階にあります。これからも、市民や様々な団体の方々と共に協力しながら、夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指します。

しあわせと笑顔あふれる
みどりがつなぐ“みらい”都市



まちづくりの将来指標

将来像を実現していくための指標として、目標年次における将来の人口の目標値と市民の幸福の度合いを指標化したみらい指標を設定しました。

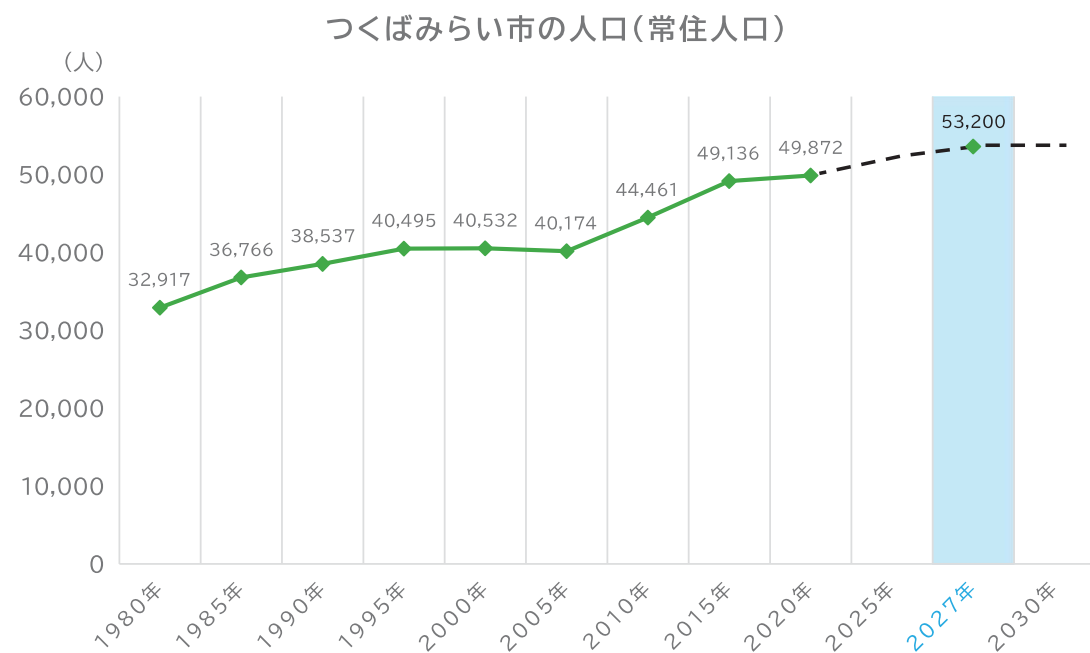
1 まちづくりの規模（人口指標）

日本の人口は、出生率*の低下を背景として、2008年（平成20年）以降減少傾向にあり、今後も減少が進むと見込まれています。そのような中、本市においては、2005年（平成17年）にみらい平のまち開きが行われて以降、住宅開発などによって人口は大きく増加しています。2020年（令和2年）には49,872人となるなど、2005年（平成17年）以降の15年間で見ても約20%増となる10,000人近い人口増加を示しています。

今後も、人口増加の好循環を更に質の高いものとしながら、時代にふさわしいまちの姿を見定め、まちづくりの大きなエネルギーを継続的に生み出していくことが重要です。

そして、市民生活の利便性の向上や就業の場の創出を図りながら、本総合計画の最終年度である2027年（令和9年）には人口53,200人を目標として、まちづくりのデザインに基づく施策を展開してまいります。

2027年における人口の目標値：53,200人

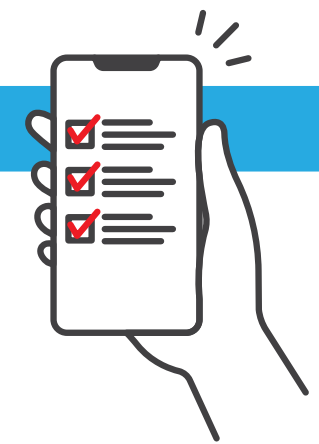


出典：国勢調査

2 まちづくりの質（みらい指標）

本市は、首都近郊にあって都心部にはない豊かな自然環境と調和した居住環境があることが魅力となっているまちです。このようなまちとしての魅力を生かしながら、市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていくためには、市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、本計画においては、アンケート調査により指標化した4つの項目のレベルを確認しながら、基本計画における個別分野の目標値の達成に向けて着実に取り組み、日々の暮らしの中での市民一人ひとりの幸福感が高まるまちづくりを進めていくものとします。



まちづくりの質（みらい指標）の目標

本総合計画においては、「市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり」の進み具合を把握するため市民へのアンケート調査を行い、次の4つの項目のレベルにより成果を確認し、各項目の数値を向上させることで、将来（みらい）に向けて持続的に発展する質の高いまちづくりを推進します。

① 幸福度

ライフステージや生活全般において市民が「幸せを感じられているか」を確認することで、市民一人ひとりの幸福感が向上することを目指します。

② 愛着度

「I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.*」のスローガンのもとで進めるシティプロモーション*と「個性豊かなまちづくり」により、市民のまちへの愛着が高まることを目指します。

③ 定住意向

地域で生まれ育った方、新しく移住してきた方、それぞれがこれからも「つくばみらい市に住み続けたいと感じているか」を確認することで、「持続可能なまちづくり」を目指します。

④ 施策満足度

基本計画に示した「25の施策」に対する満足度を確認し、それぞれの施策に対する市民の評価を把握することで、市民ニーズに沿った施策の展開を目指します。



市民の暮らしを豊かにするまちづくりのデザインを「ランドデザイン」「ライフデザイン」「ソーシャルデザイン」の3つの柱で示します。

1 グランドデザイン(土地利用構想)

1 グランドデザインを進めていく上での考え方(テーマ)

本市では、2005年(平成17年)にみらい平のまち開きが行われて以降、都心へのアクセスが飛躍的に良くなったことを背景として、つくばエクスプレス沿線の発展とともに都市機能の充実が図られてきました。今後は、これらの都市機能の更なる充実を図るだけでなく、個性的な地域資源(水・緑・文化・産業など)との連携など、いかに効果的に活用していくか、機能性をどのように高めていくかが重要となります。

そのため、下記のテーマを掲げながら、個性と魅力を高める「地域(面)」の形成を図るとともに、活力あるまちを創り豊かな暮らしを彩る「拠点(点)」の配置、都市構造を支える「ネットワーク(軸)」の配置によるまちづくりを展開し、まち全体としての総合力の強化を図っていきます。

また、子育て世代を中心とした新たな賑わいを市内全域に広げるため、既存地域の丘陵部などへの住宅エリア拡大を検討します。

テーマ

都市は施設の充足から質的拡充へ…
豊かに暮らし続けられる市民の舞台づくり

2 グランドデザインの配置

①個性と魅力を高める「地域(面)」の形成

- 都市的利用地域**：住宅地をはじめ工業・商業機能など様々な都市機能を担う市街化区域*
- 集落・緑地環境地域**：平地林や畑地、集落などが点在する丘陵地
- 集落・田園環境地域**：小貝川と西谷田川沿いの低地部一帯の地域
- 環境保全地域**：小貝川・鬼怒川・西谷田川沿いの河川緑地など

②活力あるまちを創り、豊かな暮らしを彩る「拠点(点)」の配置

- 都市交流拠点**：みらい平駅周辺の市街地
- 地域交流拠点**：小絹駅周辺の市街地
- 地域生活拠点**：谷井田地区や伊奈東地区の市街地
- 複合産業拠点**：地域特性に応じた工業や商業などが集積するエリア
- ふれあいサービス拠点**：行政サービスの提供や、市民同士の交流を促進する拠点

③都市構造を支える「ネットワーク(軸)」の配置

- ・ **幹線道路ネットワーク**：本市と他の地域を結ぶ広域幹線道路*や市内を連絡する地域幹線道路*
- ・ **公共交通ネットワーク**：鉄道やバス、タクシーなど地域全体における公共交通網

土地利用構想図



2 ライフデザイン(暮らしづくり構想)

1 ライフデザインを進めていく上での考え方(テーマ)

市民がそれぞれのライフスタイルに応じた豊かな暮らしを享受するためには、これまでの行政任せでは充実したきめ細かなサービスは望めません。

これからの市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育、リモートワーク*やデジタル化の推進には、自治体(公共機関)・コミュニティ(地域社会)・非営利の組織(新しい公共、近隣の大学など)・市場(民間企業)が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。

さらに、市民・企業・団体などの様々な主体が、積極的に地域社会や行政に参画できるような新たな取組や仕組みが求められています。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民の暮らしを豊かにするまちづくりを進めます。

テーマ

市民一人ひとりのライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現

2 ライフデザインの方向性

①公共運営のパラダイムシフト*(多様な主体の連携によるサービスの最適化へ)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会課題や市民ニーズは多様化・複雑化しています。これからの公共運営は、行政がすべてを担うということではなく、市民・企業・団体などの様々な主体と行政の役割を見直し、自助・共助・公助の考え方に基づいた取組が必要となります。そのためには、行政がこれまで有してきた考え方やシステムのみには頼るのではなく、民間企業やNPO*などとの連携や行政のデジタル化を始めとした新たな発想や考え方の転換が必要であるといえます。

市民一人ひとりの考え方やライフスタイルに応じた豊かな暮らしの実現のために、公共=行政という発想を転換し、市が提供している公共サービスをコスト・スピード・質など様々な点から検証し、産官学連携*によるサービスの最適化などを検討し、より良いサービスの形を目指していきます。

②民間の経済の力を活用した新たな公共運営の仕組みの構築

今の行政サービスのシステムは、現代の複雑化するニーズや高度化する社会サービスの状況に合わなくなりつつあります。税金に頼る行政サービスのモデルは、人口減少や少子高齢化などが進展する今後の低成長社会の中においてはサービスの質の担保が難しい状況にあることから、これらのシステムの再構築が求められています。

そのため、税財源に頼ることなく、民間の経営感覚を生かし、市民サービスが一層向上するよう民間活力を導入するなど、必要なインフラ整備・更新と地域の活性化、地域の経済成長を促す手法を展開していくことを主眼に、新たな公共運営の仕組みの構築を進めます。

さらに、ふるさと納税*の推進など、本市の魅力を市内外に積極的に発信することで、新たな財源の確保にも努めていきます。

③権限を移譲する“任せる”行政システムへの転換と行政サービスの利便性の向上

近年、地方分権改革*や地域主権改革*などに代表されるように、国と地方の関係においても基礎自治体*への権限移譲の流れが進んでいます。「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」との観点から進められているものですが、更に市民の細かなニーズに対応していくためには、行政が担ってきた権限を、身近な地域で活動している団体や組織、多様なニーズに応えることのできる民間企業など地域や民間へと移譲し、“任せる”行政システムへの転換を図ります。

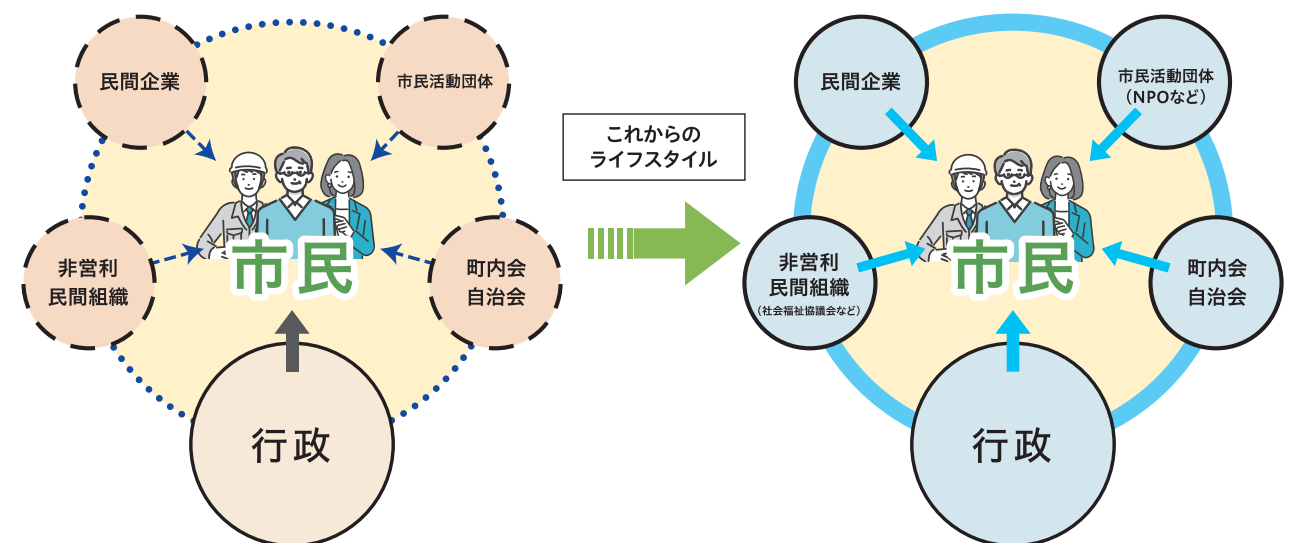
また、自治体DX*など、行政のデジタル化を推進することで、市民の利便性の向上を図るとともに、インターネットなどに不慣れな方にも優しい自治体を目指します。

④新たなアイデアを生み出す“場”や“機会”の提供

行政だけでは解決できない課題も、市民・民間企業・近隣の大学・非営利の組織など、本市で活躍する様々な主体のそれぞれの特性を生かしながら共創することで、創造性が高まる魅力的な都市を目指すことができます。また、近年急速に発展したオンライン会議などのデジタル技術を積極的に活用することも、様々な主体の参画のしやすさの追い風となります。

市民の様々な「やりたい活動」を「実行」に変えていくためには、民間企業や市民団体などが協力し合い、オープンデータ*などを使って地域の課題を解決する新たなイノベーション*を生み出す場を構築するなど、行政によるコーディネート*力を高め、連携・協力していく輪の拡大を図っていくための“場”や“機会”の提供を進めていきます。

市民のライフスタイルを支える様々な主体のイメージ



3 ソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）

1 ソーシャルデザインを進めていく上での考え方（テーマ）

人々のライフスタイルが多様となってきた現在、これまでの自治会や子ども会、青年会といった地縁型コミュニティだけでなく、趣味や共通の目的を持った人々の集まりであるテーマ型コミュニティの形成も活発になっています。

身近な地域の課題や問題を解決するには、地域住民の連携・協力が必要です。「人生100年時代*」を見据え、自身が住みたいまちで充実した生活を送るために、今後は、地域に密着した地縁型コミュニティと広域なつながりを持つテーマ型コミュニティが相互に協力・補完し合い、新しい地域社会を育む体制を創ることが必要となります。

一方で、少子高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティのあり方の見直しや持続可能なコミュニティの形成に向けて再検討を行うことが求められています。

そのため、下記のテーマを掲げ、市民と共有しながら新たな地域社会像の具現化に取り組みます。

テーマ **市民が主体的に参加する新たな地域社会づくり**

2 ソーシャルデザインの方向性

①地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携

一般的に地域社会においては、より良い地域づくりに向け重要な役割を担っている自治会などの地縁型コミュニティと、特定の課題に対し、専門性や機動性などを持って活動するテーマ型コミュニティとも呼ばれる団体があるとされています。

成長期のみらい平地区と成熟期を迎える既存地区とでは、コミュニティ形成の熟度も違いがあり、前者はテーマ的に活動する機会が多く、後者は地縁的つながりによる活動が多いのが特徴です。しかし、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティとでは、その活動範囲や特性に違いはあるものの、共により良い地域づくりに向け課題や問題の解決に自主的に取り組んでおり、お互いの活動の中での思いや目的を共有できる部分・重なる部分と比較的多く見られます。

今後は地縁型活動（縦糸）とテーマ型活動（横糸）の特性を生かしながら、より豊かな市民社会を織りなしていくことが重要です。そのため、活動の思いや目的を共有できる団体同士が協力し、それぞれの強みとノウハウを生かせる環境をつくります。

②地縁型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

地縁型コミュニティは、一定の地域の中で生まれ育ったり、移り住んだ人たちの集まりであったりしますが、基本的には地域など、住む場所に規定された共同体ともいえます。一般的には行政区や自治会など、最も身近な共同体として、慣習的に助け合いと一定の決まりの下で地域社会を運営しているのが特徴です。しかしながら、地縁型コミュニティは、一定の地域に規定された共同体でもあるので、活動の固定化による活力の停滞が心配されるほか、人口減少や高齢化などにより活動自体が縮小する懸念があります。

そのため、地縁型コミュニティ同士の交流や合同による取組の拡大、さらに、女性や若者、子どもたちのアイデアなど新しい発想や企画力による活動の活性化を図りながら、一般的に地域の中で縦型の序列で活動されがちな風土から、横型のフラットな関係での活動も許容する風土づくりにも留意し、これまでのしきたりに囚われない新しい形の地縁型コミュニティの構築に努めます。

③テーマ型コミュニティの特徴を生かした取組の充実

テーマ型コミュニティは、特定の地域課題に関心のある住民などが自発的に組織して活動する団体であり、NPO*やボランティア・グループなど、一般的には公益的な目標を持つ団体を指します。一定のテーマに賛同した有志の集まりであり、専門的な知識や経験を持ち、向上心も高いのが特徴です。社会を良くしようと、それぞれの理念と目標を持って結成されたテーマ型コミュニティにおいては、行政の手が行き届かなかった分野においても効果を発揮していることが多く、行政主導ではない「自発的」「主体的」な活動を更に引き伸ばしていく視点が重要となります。

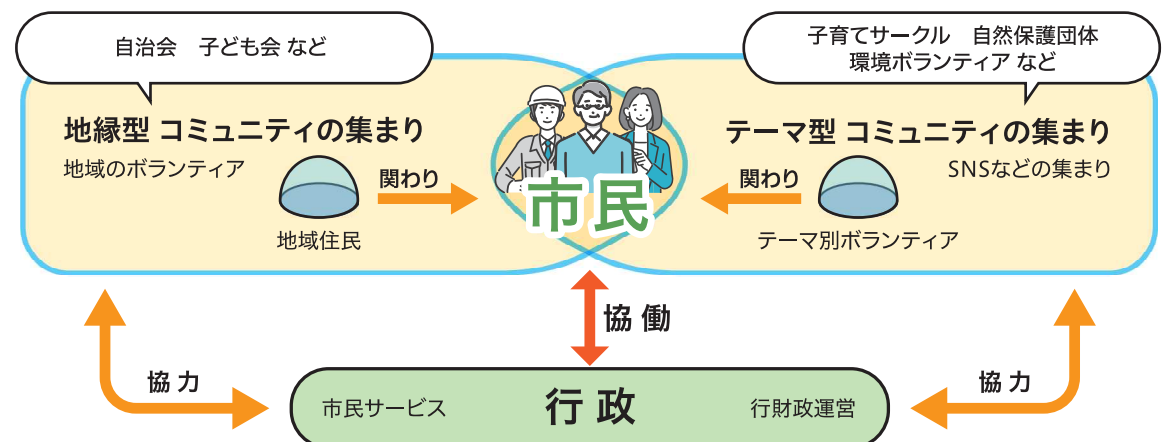
そのため、行政のみならず、市民や地域、団体、企業などが、その役割を理解し、物心両面において活動を支援していきながら、行政側においても、これらの活動組織が持つ課題などを共有し、一緒に取り組んでいく体制づくりを進めます。

④本市の特色を生かしたコミュニティの形成

2005年（平成17年）につくばエクスプレスが開業して以来、本市は人口が増加傾向にあります。また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、リモートワーク*が浸透したことで、より良い住環境を求めて本市に移住・定住する市民も増加している状況と思われます。そのため、コミュニティに対する考え方や必要性も多様です。

これからは、居住地区や居住年数に関わらず、双方が互いの思いや考え方を理解し、尊重することが地域コミュニティ*形成の第一歩と考えます。また、デジタル技術などを活用した新しい形のコミュニティのあり方も検討していくことが大切です。さらに、コミュニティ同士の交流など、地区を越えたつながりを創出することが市全体の活性化につながります。

市民が主体的に参加する地域社会のイメージ



まちづくりの基本目標

本市の「まちの将来像」を実現していくために、3つのまちづくりの目標を掲げ、その目標を達成するための施策の方向性を示します。

1 市民目線に立った質の高いまちを創る

これまでの「便利な施設がある」というハード自体の「モノ」を充実していくまちづくりから、「便利で暮らしやすくなった」という情緒「コト」を充実していくまちづくりへと転換を図り、地域の暮らしに適した市民目線に立った「生活の質」や「環境の質」を高めていく都市を目指します。また、利便性の高い都市部と豊かな自然に囲まれた農村部の両方の魅力を生かしたまちづくりを目指します。

基本計画
第1章



2 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

持続可能なまちづくりの実現に向けて、市民一人ひとりの暮らしを大切に、地域の実情に応じた多様できめ細かな行政サービスの基盤の充実を目指します。また、安心な暮らしに向けた社会インフラとしてニーズが高い福祉や医療の分野、一人ひとりにきめ細かな対応が求められる学校教育の分野、市民ニーズに即したメニューが求められる生涯学習の分野など市民のライフスタイルを下支えする役割を持つ政策や施策については、行政サービスの適正さに配慮し、市民ニーズを意識した展開を目指します。

基本計画
第2章



3 連携や協力によって支え合う社会を創る

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働*型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会などの地縁的な活動組織やNPO*など市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働*関係の構築を目指します。

基本計画
第3章



第2次つくばみらい市総合計画

後期基本計画

施策体系

つくばみらい市が大切にしたいこと

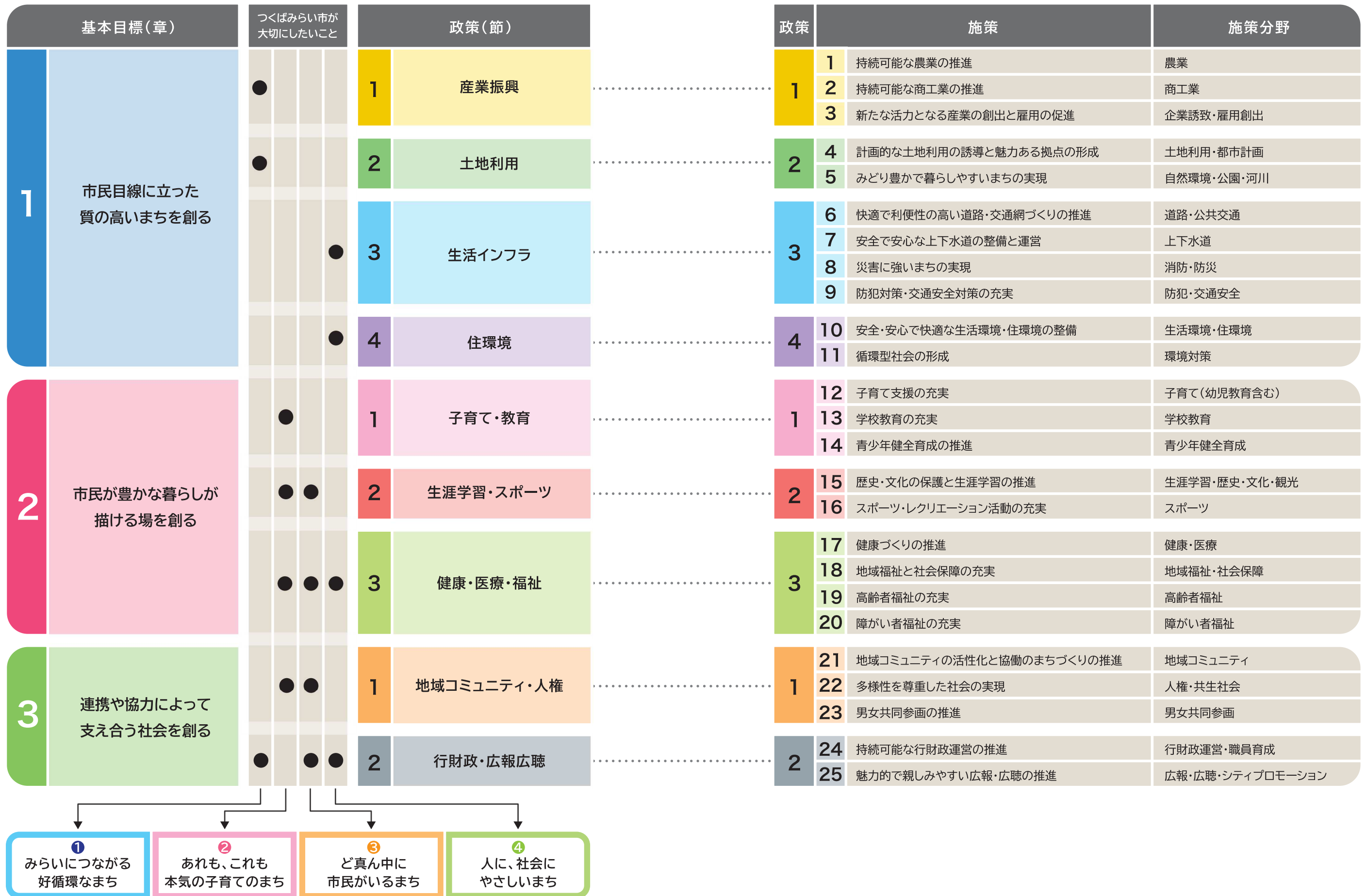
施策の見方

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る

第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る

施策体系



※26、27ページに「つくばみらい市が大切にしたいこと」の詳細を掲載しています



もっとみらいへ 新しいみらいへ

昨日よりもっと進んだ新しい今日へ、そして新しい明日へ、
「もっとみらい」「新しいみらい」に繋がるつくばみらい市に向けてまちづくりを進めます。

人が賑わいを作り まちが潤い 新たなチャレンジが人をよぶ

① みらいにつながる好循環なまち

市民ニーズに応える事業により、市民満足度や市の魅力が向上し、更なる人を呼び込む、好循環なスパイラルを形成するまちを目指します。

- 居住地域の確保を推進し、均衡のとれた賑わいのあるまち
- 工業団地やスマートインターチェンジ*周辺の開発と地域特性の活用により、人が集まる魅力あふれるまち
- 主力産業である農業の支援を充実させ、農業に携わる方が夢と希望を持てるまち
- 市のPRやふるさと納税*などにより財源確保を推進する「稼ぐつくばみらい市」

市民目線・地域目線で地域の特性を生かしたスピード感

③ ど真ん中に市民がいるまち

国が全国一律で決めた政策を横並びで実施するのではなく、市民に本当に必要なことをスピード感をもって実行し、他自治体にも発信できる「つくばみらい発」の事業を展開することで、何事にも市民をど真ん中に置いたまちづくりを行います。

- 市民・各種団体・地域の隅々まで意見を伺い、市民が求めるもの、必要としていることを施策に取り入れるまち
- 地域コミュニティ*創出を支援し、市民・行政が一体となって課題や問題点を解決する、市民協働*のまち
- 新型コロナウイルス感染症対策などの喫緊の課題には、市独自の施策で市民のニーズに対応する、スピード感のあるまち

子育て・子育てを応援 学びを応援 そして寄り添う支援

② あれも、これも本気の子育てのまち

妊娠から出産、子育てまでの切れ目のないサポート体制を拡充し、まちに人を呼び込み、子育て世代を中心とした、賑わいのあるまちづくりを行います。

- 子どもたちが自ら考え成長する力を育む「子育て」ができるまち
- 必要な人材・財源が教育・保育の現場に充実し、子どもたちが、安心して学び・成長できる環境が整ったまち
- 次代を担う子どもたちが活躍の幅を広げられる教育環境があるまち
- 地域の実情に応じた教育施設が適正に配置されたまち

すべての人が社会で支え合うやさしさあふれる

④ 人に、社会にやさしいまち

市民、企業や各種団体などが持つノウハウや技術、サービスなどを行政運営に積極的に取り入れ、すべての人が一体となり、ALL FOR ALLで、人に、社会にやさしいまちを築きます。

- 地域や企業と行政の強い連携・協力体制により、地域全体で防災・防犯対策に取り組むまち
- 持続可能で誰もが利用しやすい地域公共交通があるまち
- 「ゼロカーボンシティ*共同宣言」に基づき、新たな地域エネルギーの創出、SDGs*を実行するまち
- デジタル化や行財政改革の推進と制度利用の支援を並行して実施する、行政サービスの利便性が高いまち

施策の見方

目指す姿

第2次つくばみらい市総合計画 後期基本計画において施策が目指す姿を示しています。

主管課

施策を中心となって推進する主管課を示しています。

関連計画

施策に関連する主な関連計画を示しています。

SDGs 17の目標

施策を推進することで寄与するSDGs 17の目標を示しています。

持続可能な農業の推進

主管課 市民経済部 産業経済課

目指す姿

農業環境の充実を図り、地域の特色を生かした魅力ある農業のまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	新規就農者数(年)	4人	8人
2	若手農業者による市内産農産物販売会開催数(年)	11回	12回
3	担い手への農地集積率	45.0%	66.0%
4	農道の舗装整備率	24.9%	33.0%
5	農機シェアリング登録者数(累計)	18人	36人

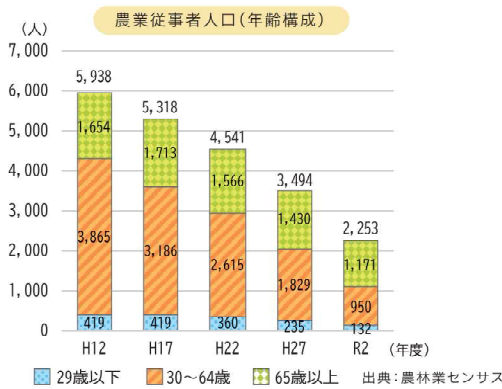
現状と課題

全国的な農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化する中で、本市では露地栽培を中心に就農相談件数が増加しています。就農者を増やすべく、農業体験ができる環境整備を進めるとともに、新規就農のハードルが高い水稲・ハウス栽培への新規参入につながるサポートの充実が求められています。

また、農業従事者の所得向上に向けて、経営規模の拡大が求められていますが、作業効率の悪い農地は借り手が見つからずに耕作放棄地となるケースが多く、農道や圃場環境整備*を含めた支援が求められています。

なお、これらの課題を解決していくためには、行政のみならず、企業と連携した包括的な支援体制などを構築し、持続的に実施していく必要があります。

さらに、古くから谷原三万石と呼ばれる米どころとして、本市農業を支えている水稲を持続的に発展させていくため、農業従事者の所得向上を目的として市内産米のPRや、消費の拡大を推進していく必要があります。



キーワード

持続可能な農業 後継者不足 農業体験 新規就農 耕作放棄地
スマート農業* 収益性向上 農業生産基盤整備*

キーワード

施策の内容を表す代表的なキーワードを示しています。

目標指標

後期基本計画における施策の成果を明確にするための指標を示しています。

現状と課題

施策を取り巻く社会的状況や本市における現状と、今後取り組むべき課題を示しています。

取組方針

持続可能な農業支援体制の構築

スマート農業*の推進、農産物の付加価値向上及び農業経営の活性化などを支援するための体制を整備し、農業の収益性を高めることで、次世代につながる農業を目指します。また、本市農業を支えている水稲を持続的に発展させていくため、市内産米のPRや、消費の拡大を推進していきます。

継続的な農業生産基盤整備の実施

農作業の効率化などを目的として耕作条件の改善を図るため、生産者及び地域による農業生産基盤の整備や保全、農地の集積や集約化を促進します。

農業を体験できる機会の提供

都市農村交流や農業体験事業などを通して、子どもから大人まで農業に興味関心を抱けるような機会を提供します。

新規就農支援体制の構築

企業や市内農業者などと連携して、就農相談、農地確保、農業機械の支援、技術研修などの継続した支援体制を構築することで新規就農を支援します。



浴衣を着て田んぼの前で「みらい写真」



みんなで稲刈り(みらい写真)

わたしたち市民にできること

- 農地を適切に管理し、田園風景を大切にします。
- 実家や近所の農作業を手伝います。
- 地産地消*を意識して、市内産農産物を購入します。
- 農業体験などのイベントに参加します。



みらい写真

市民の皆様からご提供いただいた市内で撮影された写真を「みらい写真」として掲載しています。

わたしたち市民にできること

市民、企業、団体などがまちづくりを「自分ごと」として捉えることができるよう、自助・共助の視点から自発的に取り組むことができる項目を記載しています。

施策 01

持続可能な農業の推進

主管課 ▶ 市民経済部 産業経済課

目指す姿

農業環境の充実を図り、地域の特性を生かした魅力ある農業のまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	新規就農者数(年)	4人	8人
2	若手農業者による市内産農産物販売会開催数(年)	11回	12回
3	担い手への農地集積率	45.0%	66.0%
4	農道の舗装整備率	24.9%	33.0%
5	農機シェアリング登録者数(累計)	18人	36人

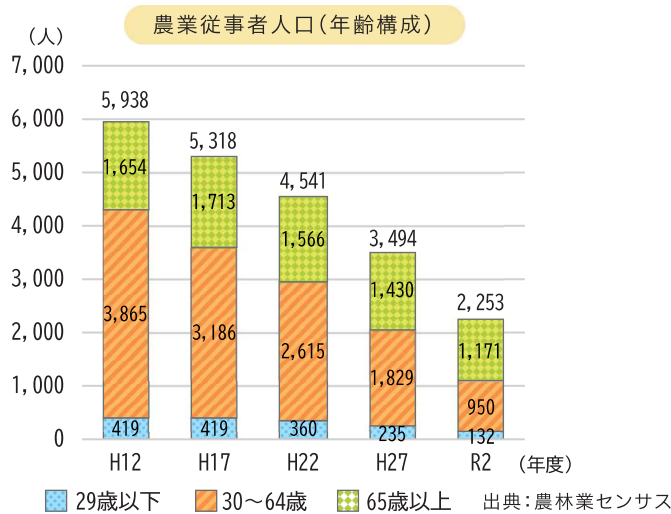
現状と課題

全国的な農業従事者の高齢化や後継者不足が顕在化する中で、本市では露地栽培を中心に就農相談件数が増加しています。就農者を増やすべく、農業体験ができる環境整備を進めるとともに、新規就農のハードルが高い水稲・ハウス栽培への新規参入につながるサポートの充実が求められています。

また、農業従事者の所得向上に向けて、経営規模の拡大が求められていますが、作業効率の悪い農地は借り手が見つからずに耕作放棄地となるケースが多く、農道や圃場環境整備*を含めた支援が求められています。

なお、これらの課題を解決していくためには、行政のみならず、企業と連携した包括的な支援体制などを構築し、持続的に実施していく必要があります。

さらに、古くから谷原三万石と呼ばれる米どころとして、本市農業を支えている水稲を持続的に発展させていくため、農業従事者の所得向上を目的として市内産米のPRや、消費の拡大を推進していく必要があります。



キーワード

持続可能な農業 後継者不足 農業体験 新規就農 耕作放棄地
スマート農業* 収益性向上 農業生産基盤整備*



関連計画 ▶ 農業振興地域整備計画

取組方針

持続可能な農業支援体制の構築

スマート農業*の推進、農産物の付加価値向上及び農業経営の活性化などを支援するための体制を整備し、農業の収益性を高めることで、次世代につながる農業を目指します。また、本市農業を支えている水稲を持続的に発展させていくため、市内産米のPRや、消費の拡大を推進していきます。

継続的な農業生産基盤整備の実施

農作業の効率化などを目的として耕作条件の改善を図るため、生産者及び地域による農業生産基盤の整備や保全、農地の集積や集約化を促進します。

農業を体験できる機会の提供

都市農村交流や農業体験事業などを通して、子どもから大人まで農業に興味関心を抱けるような機会を提供します。

新規就農支援体制の構築

企業や市内農業者などと連携して、就農相談、農地確保、農業機械の支援、技術研修などの継続した支援体制を構築することで新規就農を支援します。



浴衣を着て田んぼの前で一枚(みらい写真)



みんなで柿取り(みらい写真)

わたしたち市民にできること

- 農地を適切に管理し、田園風景を大切にします。
- 実家や近所の農作業を手伝います。
- 地産地消*を意識して、市内産農産物を購入します。
- 農業体験などのイベントに参加します。



施策 02

持続可能な商工業の推進

主管課 ▶ 市民経済部 産業経済課



目指す姿

持続可能な経営が確立し、経済活動が活性化した賑わいのあるまちを目指します。

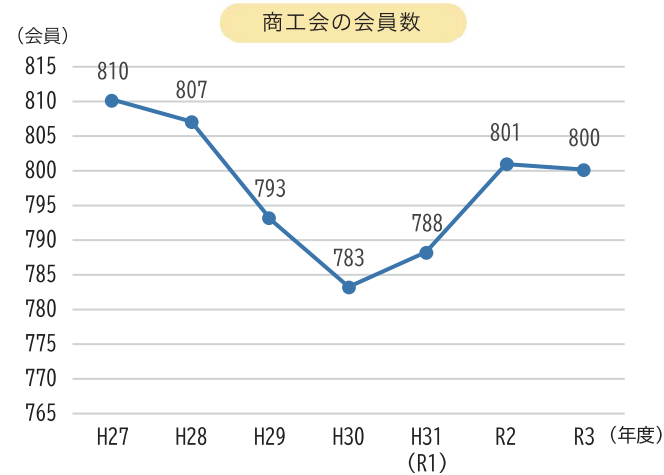
目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	商工会による相談指導件数(年)	930件	950件
2	伴走型小規模事業者支援推進事業関係補助金採択件数(年)	16件	24件
3	融資あっせん審査会申請件数(年)	21件	24件
4	事業承継診断件数(年)	8件	10件
5	商工会会員数	800会員	820会員

現状と課題

経営者の高齢化や後継者不足が顕在化する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、事業継続が困難になる事業者が増加傾向にあり、相談窓口の充実や後継者の育成などの支援が求められています。

一方で、インターネット販売を始めとした販売経路の多様化、スマートインターチェンジ*の開通及び周辺開発により新しい需要が生まれることも期待されます。デジタル化や新技術・新商品の開発、販路拡大などを支援することで、経営基盤の強化を推進するとともに、前向きな事業者の成長や若手創業者の活躍を後押ししながら、商工業の振興を図っていく必要があります。



出典：商工会

キーワード

商工会 中小企業・小規模事業者支援 事業承継 経営者の高齢化
販路拡大 経営基盤強化

関連計画 ▶ 経営発達支援計画 事業継続力強化支援計画

取組方針

商工会との連携による支援の実施

商工関係団体と連携し、補助金などの活用や経営力の強化を支援することで、商工業の活性化を図ります。

金融事業者との連携による支援の実施

自治金融制度のあっせんなど金融事業者などと連携し、市内の企業の経営の安定化をサポートします。

事業承継支援の実施

事業主の高齢化や後継者不足による廃業を回避するため、商工会や茨城県よろず支援拠点と連携し既存商店の事業継続を支援します。



商工感謝祭



つくばみらい市の特産品



市内産米から作られた日本酒「やわら三万石」

わたしたち市民にできること

- 経営の困りごとは商工会や市役所に相談します。
- 市内の飲食店や商店を積極的に利用します。
- 家族や友人に地域のお店を紹介します。
- 商工会などが主催するイベントに参加します。



施策 03

新たな活力となる産業の創出と雇用の促進

主管課 都市建設部 プロジェクト推進課

目指す姿

様々な企業の立地や起業者の増加により、雇用が充実した賑わいや活気のあるまちを目指します。

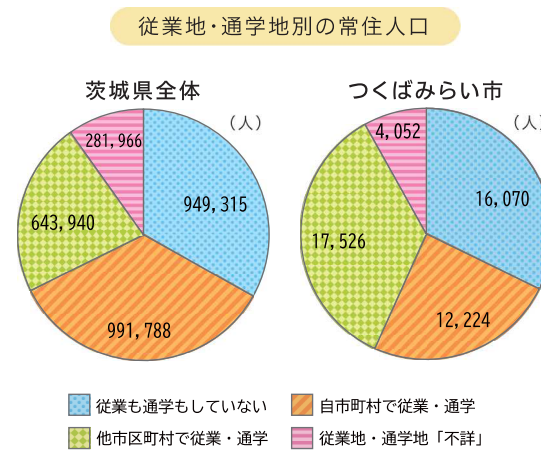
目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	立地企業数(福岡工業団地第2期地区、スマートインターチェンジ周辺地区、歴史公園周辺地区)	0社	8社
2	事業所数(製造業)	138社	146社
3	企業立地促進優遇制度の対象となった企業に勤める市内在住の新規雇用者数(非正規雇用含む) ※総合戦略と同様、2020年からの累計	105人	400人
4	創業セミナーの参加者数(年)	6人	10人

現状と課題

全国的には、第3次産業への就業者数が総就業者数の6割以上を占める中、本市には、工業・商業の事業所数が少なく、第3次産業に従事する市民の多くが市外で就労しています。こうした状況への対策として、本市では、都心から40km圏に位置するという地理的優位性や常磐自動車道谷和原インターチェンジやつくばエクスプレスといった交通利便性を生かした積極的な企業誘致活動を行っており、物流倉庫や工場など、多様な業種の企業が徐々に増加しています。今後も、スマートインターチェンジ*周辺や新たな工業団地の開発などを推進し、更なる地域経済の活性化、雇用創出・確保を図ることが求められています。

一方で、全国的に企業と求職者のミスマッチなどが課題となっています。企業などと連携して、労働力の確保や雇用機会の創出を進めるとともに、市の未来を担う若者や働く意欲のある方の就業をサポートするなど、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けた取組が求められます。



出典：令和2年度国勢調査

キーワード

企業・商業施設誘致 スマートインターチェンジ* 工業団地 地元雇用促進
産業活性化 創業支援



関連計画 茨城県南部地域基本計画 創業支援等事業計画

取組方針

企業誘致の促進

福岡工業団地第2期地区、スマートインターチェンジ*周辺地区、歴史公園周辺地区を中心に、それぞれの特性に応じた企業誘致を推進し、雇用の促進やまちの活性化につなげていきます。

商業施設の誘致

スマートインターチェンジ*の開通と合わせて周辺地域への商業施設誘致を積極的に推進し、商業を含む新たな複合産業拠点を形成することによって、県内上位の水準を目標に商業施設の充実を図ります。

創業者などへの支援の推進

創業・起業を希望している方を対象に、関係団体と連携し創業支援を実施します。また、店舗を構えない形など、新しい形での小規模事業の創業の支援を行います。

就労機会の拡大と雇用の安定

ハローワークや関係機関との連携による就職情報の提供などを通じて、地元雇用の確保に努めます。また、労働者が安全に安心して働けるよう関係機関と連携のもと、労働環境向上に関する啓発に努めます。



わたしたち市民にできること

- 市内企業への就業を検討します。
- 地域でまちの産業の活性化について考えます。
- 創業支援の相談窓口を利用します。
- 家庭内で子どもと仕事について話をします。



施策 04

計画的な土地利用の誘導と 魅力ある拠点の形成

主管課 都市建設部 都市計画課



目指す姿

計画的な土地利用の推進により、魅力ある拠点を中心に都市と自然が調和したまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	市街化区域内の宅地の土地利用率	58.5%	65.2%
2	市街化区域内人口(4月1日現在)	30,674人	34,000人
3	地籍調査の調査完了率	13.6%	14.9%

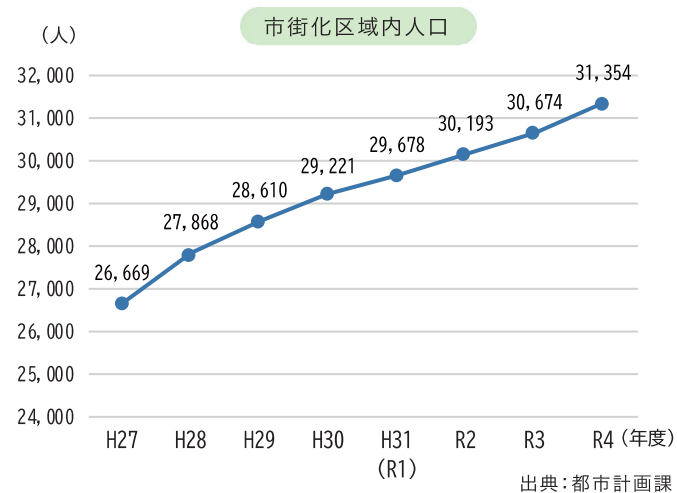
現状と課題

安心・快適な生活環境を実現するために、市全域で適正な都市機能及び健全な都市環境を確保し、利便性の高いコンパクトなまちづくり、景観に配慮した街並みや良好な居住環境の維持が求められています。

全国的に、人口減少や高齢化などを要因とする空き家、空き地が年々増加しています。空き家の老朽化による倒壊の危険性や地域の治安維持の観点から、家屋や土地の適切な管理、住み替え促進を図ることが大切です。本市においても、人口密度の低い地域で空き家、空き地の増加が顕在化しており、適切な維持管理が求められます。

一方で、みらい平地区では、計画的な土地利用の誘導などにより、人口の社会的増加が続いています。今後も、スマートインターチェンジ*の開通及び周辺開発、福岡工業団地への企業立地に伴う雇用創出が見込まれるため、住宅需要の更なる増加が予想されます。

さらに、近年、頻発化・激甚化する傾向にある自然災害からの復旧・復興を見越した、適正かつ合理的な土地利用が求められています。



キーワード

魅力ある拠点形成 計画的な土地利用 市街化(調整)区域* 地籍調査*
都市機能の充実 コンパクトシティ*

関連計画 都市計画マスタープラン 立地適正化計画 など

取組方針

計画的な土地利用の誘導

自然環境や防災・減災を考慮した計画的な土地利用の誘導(福岡工業団地、市街化区域*や市街化調整区域*の開発など)を行います。

スマートインターチェンジ周辺地域の開発

スマートインターチェンジ*周辺の交通利便性を生かした計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点形成を図ります。

地籍調査の実施

地籍調査*事業の計画的な実施により、境界などの実態を明らかにし、土地の適正な管理と利活用を推進します。



スマートインターチェンジイメージ図



陽光台の街並み

わたしたち市民にできること

- 都市計画のワークショップなどに参加します。
- 土地の境界確認や測量調査に協力します。
- 将来のより良いまちの姿を考えます。



施策 05

みどり豊かで暮らしやすい まちの実現

主管課 都市建設部 都市計画課

目指す姿

田園環境や水辺空間を未来に継承し、人と自然が共生する、快適で暮らしやすいまちを目指します。

目標指標

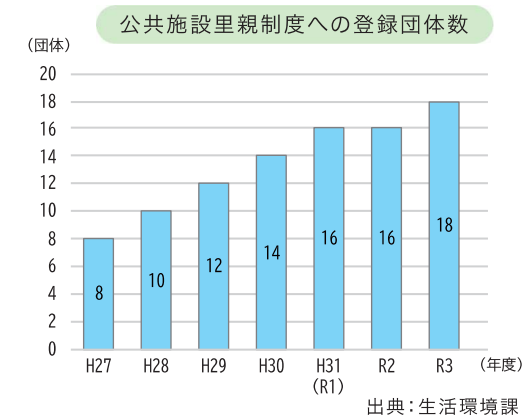
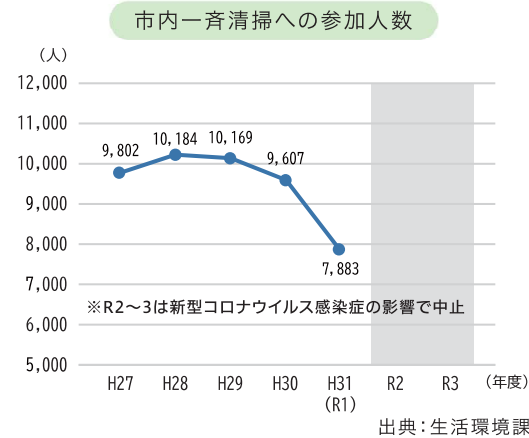
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織数(年)	22組織	24組織
2	市内一斉清掃への参加人数(年)	—	12,200人
3	鬼怒川・小貝川クリーン大作戦におけるゴミの回収量(年)	70.0kg (2022)	75.0kg
4	公共施設里親制度への登録団体数	18団体	24団体

現状と課題

快適で暮らしやすいまちを目指すため、豊かな水辺や樹林地、田園環境などの特色ある景観と、自然環境を維持保全する取組が求められています。

本市で実施している鬼怒川・小貝川クリーン大作戦は、行政と市民・団体・企業などが連携し、河川環境の保全に取り組んでいます。また、公園を始めとした公共施設の維持管理を市民との協働*によって行う「公共施設里親制度*」の推進により、環境美化や地域への愛着を醸成する質の高いまちづくりが期待されています。

一方で、将来にわたる災害時のリスクマネジメントの観点から、機能性と防災力を備えた河川整備が必要です。鬼怒川・小貝川沿いには、堤防整備と合わせて広域サイクリングロードの整備が進んでおり、水辺の環境に親しみながらサイクリングを楽しむことができます。



キーワード

クリーン大作戦 公共施設里親制度* 自然環境・景観の維持保全 公園
環境美化 サイクリングロード 農業農村環境保全活動*



関連計画 公園施設長寿命化計画 環境基本計画

取組方針

公園整備と緑化の推進

身近な憩いの場として、子どもから高齢者までが気軽に憩える愛着の持てる公園と緑地の整備・維持管理を推進します。

農業農村環境保全活動の推進

豊かな生態系・生物多様性の保全や美しい景観形成など、農業農村環境を将来にわたって保全管理する活動を支援します。

市民協働による環境保全の推進

公共施設里親制度*やボランティア活動の重要性を周知し、河川美化・浄化などの環境に関する意識の醸成を図ることで、市民協働*での環境保全を推進します。



福岡堰さくら公園

わたしたち市民にできること

- 市の自然環境や生態系への理解を深めます。
- 家庭で植木や草花を育てます。
- ゴミ拾いなどの環境美化活動に参加します。
- 公共施設里親制度*に加入し、清掃や維持活動などを行います。
- みんなが交流する憩いの場として公園を利用します。



施策 06

快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進

主管課 ▶ 都市建設部 建設課

目指す姿

誰もが快適に利用できる道路や公共交通の充実した、利便性の高いまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	通学路交通安全プログラムの整備数(年)	3箇所	2箇所
2	都市計画道路 東楯戸台線の整備率	81.6%	100.0%
3	都市計画道路 守谷小絹線の整備率	63.3%	93.8%
4	橋梁の維持補修数(年)	2箇所	2箇所
5	スマートインターチェンジ(附帯工事含む)の整備率	38.5%	100.0%
6	コミュニティバスの利用者数(年)	39,544人	55,000人

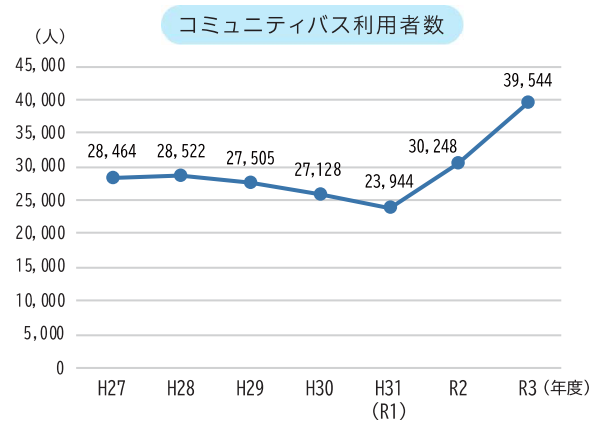
現状と課題

全国各地で舗装道路や橋梁の老朽化が顕在化し、地震や大雨洪水などの自然災害の影響への対応が課題となっています。本市でも、計画的な整備・補修を実施し、子どもから高齢者まで安全に通行できる道路を維持管理する必要があります。

本市は、東京都心から40km圏に位置し、常磐自動車道谷和原インターチェンジを有する交通利便性の高い地域です。また、新たにスマートインターチェンジ*の整備が進んでおり、地理的優位性は更に向上する見込みです。

今後は、混雑緩和など、住民生活に配慮しながら、更なる生活利便性の向上に向けた取組を進める必要があります。

また、全国的に、移動ニーズの多様化や高齢化の進展により交通に不便さを感じる方が増加傾向にあります。本市で運行するコミュニティバス*は、定期的な利用状況などを勘案し、本数やルートを見直すことで、市民の利便性の向上に努めています。



出典：都市計画課

キーワード

公共交通 幹線道路整備 道路管理 コミュニティバス* 病院バス* デマンド乗合タクシー*



関連計画 ▶ 道路体系整備計画 地域公共交通計画 など

取組方針

安全な生活道路の確保

市民が安全かつ快適に利用できる生活道路を確保し、適切な維持管理を実施します。また、橋梁点検を定期的に行い、計画的に修繕を実施します。

広域的な道路整備の推進

国や県、沿線自治体と連携し、広域幹線道路*や拠点をつなぐ都市計画道路*の整備を推進します。また、スマートインターチェンジ*の整備により、利便性の向上や物流の効率化を図ります。

公共交通サービスの充実、移手段の確保

地域公共交通計画に基づき、鉄道や路線バス、コミュニティバス*、病院バス*、デマンド乗合タクシー*などの公共交通サービスの充実・移手段の確保を図ります。



晩秋の夜明け前のみらい平駅(みらい写真)



コミュニティバス
(電気バス)



病院バス

わたしたち市民にできること

- 道路の破損に気が付いたらすぐ市役所に報告します。
- 道路の路肩や法面の除草を行います。
- 道路や側溝をみんなできれいに保ちます。
- 電車やバスなどの公共交通を利用します。



施策 07

安全で安心な上下水道の整備と運営

主管課 都市建設部 上下水道課

目指す姿

安全で安心な水を安定的に利用できる清潔で衛生的な暮らしを“みらい”につなげるまちを目指します。

目標指標

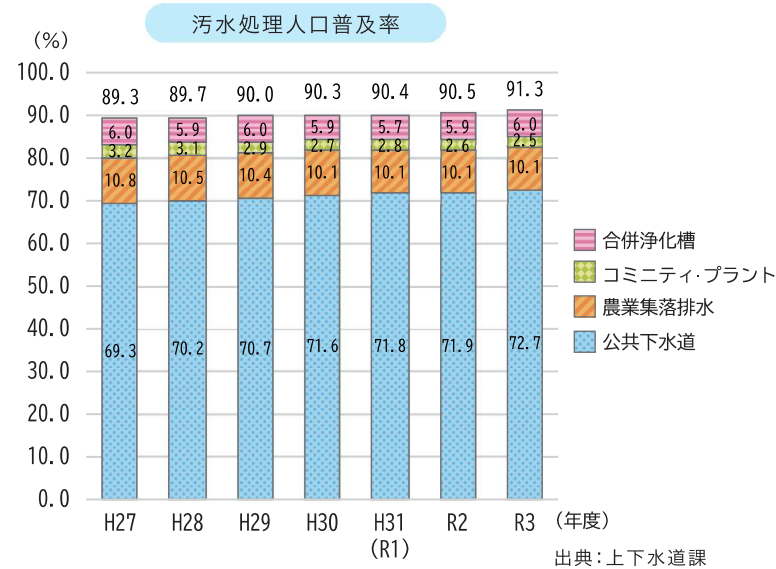
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	管路経年化率(上水道)	8.2%	23.8%
2	上水道有収率	90.5%	96.8%
3	下水道整備面積(累計)	737.5ha	749.5ha
4	汚水処理人口普及率	91.3%	96.4%

現状と課題

全国的に、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化が進んでいる一方で、給水人口*の減少などにより水の需要は減少傾向にあるため、水道事業の経営が厳しい状況になると予測されています。本市では、1965年以降急速に整備が進められた上水道の配水管が多く、今後、法定耐用年数(40年)を迎える管路が急速に増加するほか、上水道施設の老朽化が進む見込みです。

また、下水道施設の老朽化も顕在化しています。地震や大雨は頻発化・激甚化する傾向にあり、施設の改築などの災害対策の重要性はこれまで以上に高まっているため、計画的に進める必要があります。

施設の老朽化や人口減少による利用者の減少など、上下水道経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。安全安心な水循環環境、公衆衛生環境、災害に強い環境を維持するためには、経営戦略の見直しなどによる健全な上下水道経営が必要です。



キーワード

安全安心な水 施設の老朽化 上下水道経営 水道施設の計画的な更新
管路耐震化 水質管理



関連計画 水道ビジョン・水道事業経営戦略 公共下水道事業計画 など

取組方針

上水道施設の適正な維持管理の実施

老朽化が進む上水道施設について、漏水の発生頻度などを踏まえながら優先的に更新していくとともに、重要給水施設*への管路耐震化など水道施設更新基本計画に基づき計画的に更新を実施します。

適切な水質管理の実施

水道法*に基づき定期的な水質検査を行い、常に水質基準に適合しているか管理するとともに、配水管内洗浄などを実施します。

下水道の計画的な整備の実施

未整備地区の早期解消に向けて、下水道事業計画に基づく計画的な整備を実施します。

下水道施設の適正な維持管理の実施

安定した下水道機能を維持するため、地震対策や長寿命化対策を兼ねた、効果的な施設の更新工事を実施します。

上下水道事業の健全な運営の実施

上下水道事業について、将来にわたり持続可能な経営を確立するため、経営戦略に基づき健全な運営を推進します。



わたしたち市民にできること

- 節水を心がけます。
- 整備された下水道を利用します。
- 生活排水はルールを守って流します。
- 家庭内の排水口を定期的に掃除します。



目指す姿

自然災害などに対する防災・減災の取組を推進し、災害に強いまちを目指します。

目標指標

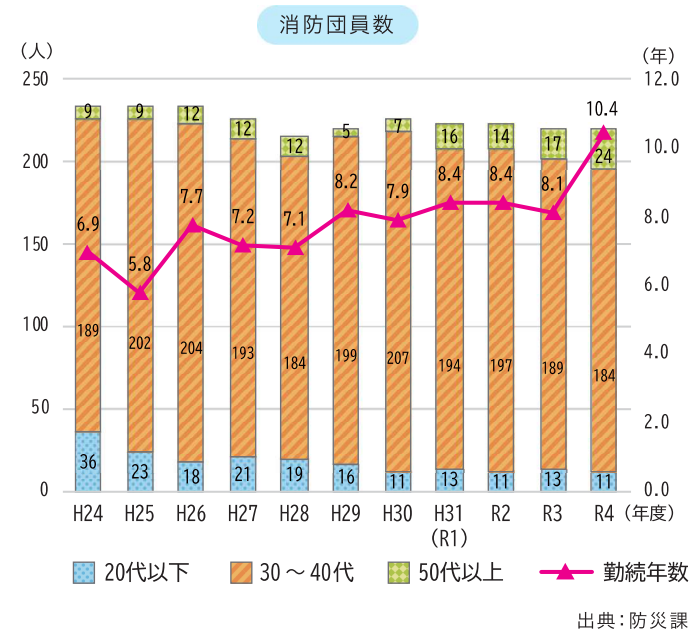
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	自主防災組織数	38件	50件
2	防災士資格取得者数(累計)	106人	131人
3	消防団員定数充足率	84.4%	98.0%
4	耐震性貯水槽の数	403基	413基

現状と課題

地球温暖化などの気候変動を一因として、近年、自然災害は頻発化・激甚化する傾向にあります。大規模災害発生時には、行政による「公助」の機能には限界があることから、市民の生命や財産を守るためには「自助・共助」の取組との連携が不可欠となっています。

防災力の高いまちの実現のためには、地域における「自助・共助」の意識を持った防災対策を促進するとともに、物資の備蓄など防災基盤整備*に加え、防災アプリ*の導入などデジタル技術を活用した市の危機管理能力を向上させることが重要となります。

消防においては、消防水利*などの施設を計画的に改修・整備するほか、消防団員の確保や設備の充実も必要です。



キーワード

災害への備え 自主防災組織 消防団 備蓄品 防災アプリ* 避難訓練

取組方針

防災・減災基盤の充実

災害発生時の被害を最小限に抑え、市民の生命及び財産を守るため、地域防災計画に基づく災害の予防対策、防災体制の強化に取り組みます。

地域防災力の強化

防災訓練や出前講座などを通じて、防災知識や補助制度の普及を図るとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域防災力の強化を図ります。

消防団活動の充実

消防団の体制・訓練内容及び設備を充実させ、組織の強化を図ります。



中継送水訓練



合同避難訓練



合同避難訓練(ワンタッチテント)

わたしたち市民にできること

- 普段からつながりを大切に、災害が起こった時は、地域で声を掛け合いながら避難します。
- 家族と防災ハザードマップ*を活用し、避難場所や経路について話し合います。
- 家財の転倒防止や食料の備蓄を行います。
- 市のSNS*やアプリを利用して、積極的に防災情報を取得します。
- 自主防災組織や消防団の活動、防災訓練に参加・協力します。



施策 09

防犯対策・交通安全対策の充実

主管課 総務部 防災課

目指す姿

犯罪や交通事故が少ない、安全安心に暮らせるまちを目指します。

目標指標

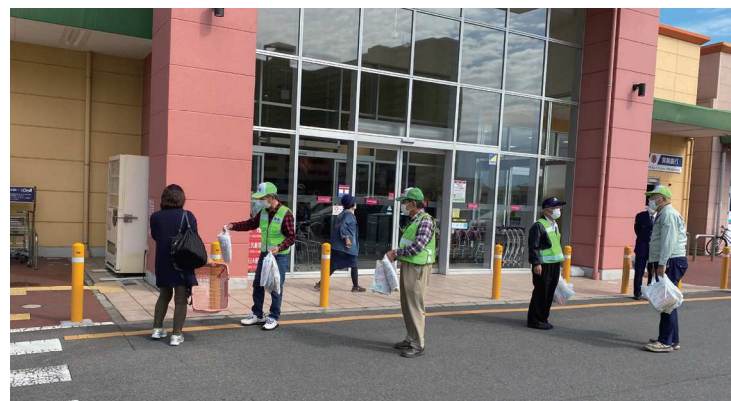
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	人口1,000人当たりの刑法犯認知件数(年)	4.2件	3.6件
2	人口1,000人当たりの交通事故発生件数(年)	1.6件	1.0件
3	防犯灯のLED化率	93.0%	99.0%

現状と課題

防犯では、インターネットなどを活用した新たな犯罪への啓発が大切です。本市では、交通安全及び防犯の推進を図るために、防犯カメラを設置しています。また、市内で活動するボランティア団体と協力し、防犯パトロールなどを実施しています。

消費者の犯罪被害防止の観点からも、市民の日常生活での様々な問題に対し、関係団体と協力・連携し、適切に対応する必要があります。

また、茨城県の交通事故死者数は、全国ワースト10位前後で推移しており、近年は、高齢者人口の増加に伴い、高齢ドライバーの誤操作による交通事故が社会問題となっています。本市でも、高齢者を始め、全世代に対して、交通安全意識の浸透を図るとともに、地域に密着した交通安全活動などを推進する必要があります。



防犯協会の啓発活動

キーワード

犯罪抑止 防犯灯・防犯カメラ 防犯パトロール 交通事故防止
交通安全キャンペーン



関連計画 通学路交通安全プログラム

取組方針

防犯対策の推進

防犯灯及び防犯カメラの適切な整備を進めるとともに、警察や地域団体などと連携し、地域と協力したキャンペーン活動や広報活動を行い、防犯意識の啓発を推進します。

交通安全対策の推進

地域の課題を踏まえ、警察や道路管理者と連携を図り、有効かつ効果的な対策を講じます。また、地域団体の活動を支援し、連携して交通安全啓発を実施します。



スムーズ横断歩道実証実験(可搬型ハンブ)

わたしたち市民にできること

- 防犯灯やカーブミラーなどの破損に気が付いたらすぐに市役所に連絡します。
- 地域でコミュニケーションをとり、犯罪抑止に努めます。
- 家族みんなで、交通安全について話し合います。
- 地域で子どもたちの見守り活動を行います。



施策 10

安全・安心で快適な 生活環境・住環境の整備

主管課 都市建設部 住まい開発政策課

目指す姿

衛生的な生活環境、美しい景観の住環境が保全され、
市民が安全・安心で快適に暮らせるまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	管理不適切空き家改善件数(年)	95件	125件
2	民間賃貸住宅補助数(年)	12件	40件
3	公害に対する相談件数(年)	64件	50件
4	有害鳥獣捕獲頭数(年)	70匹	85匹

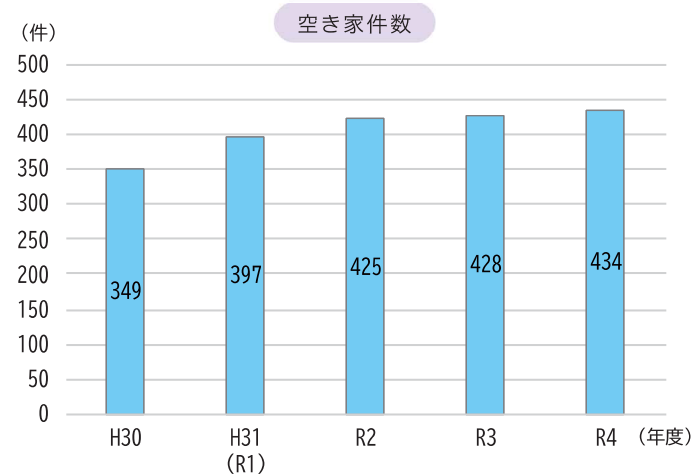
現状と課題

本市は、みらい平駅周辺の都市的景観と既存集落の田園風景や筑波山・富士山などが眺望できる自然的景観に恵まれています。このような良好な生活環境を維持・管理することで、すべての市民が安心して、共に長く住み続けられる計画的なまちづくりを推進してきました。

良好な生活環境の実現のために、騒音問題などの対応すべき課題も顕在化しています。また、空き家の有効活用や公営住宅・民間賃貸住宅への入居の支援なども大切です。

一方で、有害鳥獣(アライグマなど)による被害も増加傾向にあり、市民の安全・安心な暮らしの実現や本市の主要産業である農業への被害軽減に向けた取組が求められています。

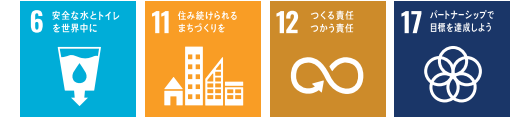
こうした生活・住環境に関する様々な課題に対応するべく、県や関係機関と連携を強化し、課題解決に向けて取り組むことが求められています。



出典: 住まい開発政策課

キーワード

良好な生活環境 空き家の有効活用 住宅支援 景観形成 公害問題
有害鳥獣対策



関連計画 空家等対策計画 景観計画 など

取組方針

空き家対策の推進

空き家相談会などの「予防」、空き家のパトロール、所有者への助言・指導などの「適正管理」、空き家バンク*やそれに付随する補助金などの「利活用」の3つの観点から空き家対策を推進し、空き家の解消を図ります。

公営住宅の適切な供給

住宅困窮者への公営住宅供給及び民間賃貸住宅家賃の一部を補助します。これにより、所得による住宅の不安を解消するなど、安心して暮らせる生活の基盤を整えます。

地域の個性を大切に景観形成の推進

自然・歴史・文化や産業活動に彩られ、形成された地域資源や街並みなど、多様な景観資源を生かし、個性と魅力ある地域づくりを推進します。

良好な生活環境の保全

公害問題、有害鳥獣の駆除などに取り組み、良好な生活環境の保全を推進します。



孫と愛犬を見守る祖父(みらい写真)

わたしたち市民にできること

- みんなで良好な住環境や景観をつくります。
- 近隣住民の迷惑とならないよう空き家を適正に管理します。
- 自転車を路上に放置せず、自転車駐車場などを利用します。
- 住宅、空き地や敷地内の樹木、雑草を適切に管理します。



施策 11

循環型社会の形成

主管課 ▶ 市民経済部 生活環境課

目指す姿

ごみの適正な分別や再生可能エネルギー設備の導入などにより、地球環境への負荷を低減した資源循環型のまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	市民一人一日当たりのごみ排出量(年)	724.0g/人・日	690.0g/人・日
2	再資源化率	14.0%	19.8%
3	不法投棄件数(年)	32件	22件
4	公共施設での温室効果ガス排出量(年)	6,217.5t-Co2	4,228.6t-Co2

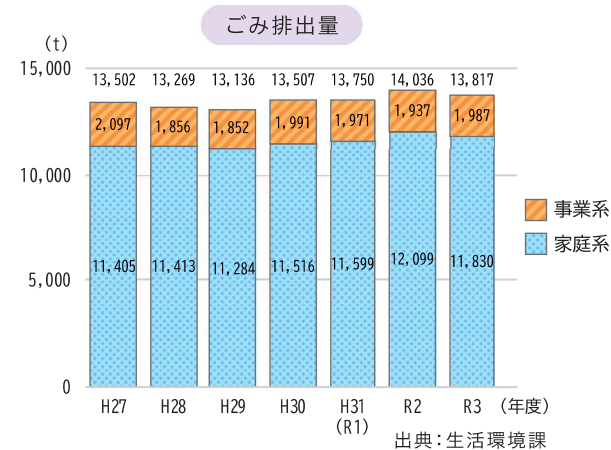
現状と課題

2020年に「2050年カーボンニュートラル*」が宣言され、経済界など各分野の団体などを巻き込み、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする政策が打ち出されました。日本全体では、革新的なイノベーション*により、温室効果ガスの排出量を2030年までに26%削減、2050年までに80%削減を目指すこととなっています。

本市でも、2020年に「ゼロカーボンシティ*共同宣言」を発出し、温室効果ガスの排出量の削減に向けて、公共施設への再生可能エネルギー*設備の導入などの取組を推進しています。

一方で、温室効果ガスの削減や循環型社会の形成には、市の取組である「公助」だけでなく、市民・団体・企業などの「自助・共助」の取組も不可欠です。近年では、3R*(リデュース、リユース、リサイクル)の推進などの機運が高まっており、市民と市が協働*で取り組むことが大切です。

また、ポイ捨てや不法投棄などにより適正に処分されず、海に流れ込むことで海洋汚染や生態系に深刻な影響を与える海洋プラスチックが世界的な問題として取り扱われています。市民一人ひとりがごみの削減や適正な処分に関心を持ち、問題解決に取り組むことが重要です。



キーワード

循環型社会 再生可能エネルギー* 環境負荷低減 ゼロカーボンシティ* 3R*
不法投棄防止 ごみ削減



関連計画 ▶ 環境基本計画 一般廃棄物処理基本計画 など

取組方針

ごみ分別の推進

市民にごみの適正分別を推進し、リサイクル率を向上させることで、ごみの処分量の削減を図ります。

不法投棄の防止

不法投棄は早期発見、早期対応が重要であるため、市民と市が協働*し一体となって監視することで、不法投棄をさせないまちを形成します。

再生可能エネルギーの導入

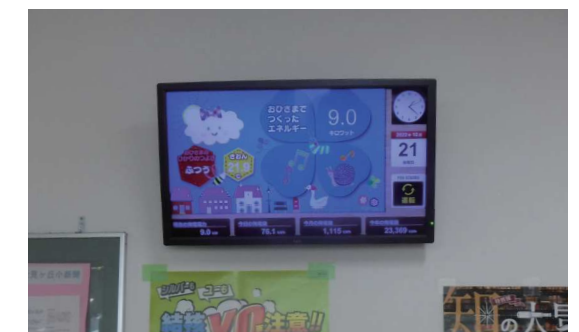
ゼロカーボンシティ*実現に向けて、公共施設などへの再生可能エネルギー*設備の導入を推進します。また、施設の改修時には、省エネルギー設備の導入検討を行います。



公園で寝転がる兄弟(みらい写真)



太陽光設備(富士見ヶ丘小)



太陽光モニター

わたしたち市民にできること

- 家庭内で環境問題(ゼロカーボン*など)について話し合います。
- 節電を心がけます。
- ごみの正しい分別や削減で3R*に取り組みます。
- 食べ残しをなくし、食品ロスを減らします。
- マイバッグ・マイ水筒を利用します。



施策 12

子育て支援の充実

主管課 ▶ 保健福祉部 みらいこども課

目指す姿

結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを育てられるまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	妊娠期における子育て支援室の利用者数(年)	25人	50人
2	新生児訪問割合	84.0%	96.0%
3	待機児童数(年)	0人	0人
4	放課後子ども教室参加者数(年)	8,127人	14,600人
5	婚活支援事業利用者数(年)	34人	40人

現状と課題

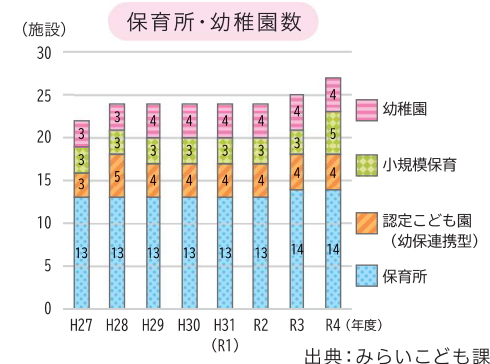
全国的には、結婚に対する価値観の変化や経済的な理由などにより、未婚・晩婚化が進み、婚姻率の低下や少子化が進んでいます。

本市には、県外・市外から転入される子育て世帯が多く、そのほとんどが核家族世帯です。身近に親族などの支援者がいない保護者は、育児の孤立化や育児負担・不安を抱えやすいと言われています。地域の親子を「ひとりぼっち」にさせないために、ICT*技術の活用や関係機関との連携など、一体的・包括的な相談支援体制が求められおり、本市では、おやこ・まるまるサポートセンター*を中心に、妊娠期から出産・子育て期にわたり切れ目ない様々な支援を行っています。

保育や保育サービスの需要が増加傾向にあるため、多様な保育ニーズに対応した環境整備が必要です。その中で、市立幼稚園については、現代のニーズや地域の実情に応じた運用、公立ならではの良さを生かした取組など、幼児教育・保育サービスの質を高める検討が必要です。

市立小中学校、市立幼稚園ごとに家庭教育学級*を開設していますが、効果的な家庭教育支援を行うため、参加者のニーズに合わせた運営方法の検討が必要です。

また、心身の発達にばらつきや遅れがある児童が、就園就学後にスムーズな集団生活が送れるよう、早期から成長に合わせた発達支援が必要となっています。



キーワード

結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援 新生児訪問 待機児童
放課後子ども教室 婚活支援 おやこ・まるまるサポートセンター* 幼児教育



関連計画 ▶ 子ども・子育て支援事業計画 教育振興基本計画 など

取組方針

妊娠・出産期における支援・相談体制の充実

アプリを活用した支援情報発信・産後ケア・相談窓口の充実など、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供し、妊娠期や産後の不安の解消に努めます。

子育て支援体制の充実

子育て中の親の孤立や不安を軽減するため、子育て支援室などを充実させ、市民が互いに助け合える仕組みづくりに努めます。

幼児教育・保育の充実

多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、必要な施設を確保し、幼児教育環境及び保育サービスの充実に図ります。

家庭と地域の教育力の向上

家庭教育学級*の運営方法の改善を図り、親子の育ちを支援し、家庭が抱える悩みへの相談体制の充実に努めます。また、放課後に児童が多様な体験・活動を行えるよう、地域と連携して放課後子ども教室を開催します。

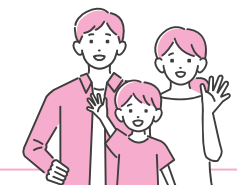
出会いの場の創出

多くの出会いの機会を創出するため、結婚相談を始めとした婚活支援により、良いパートナーと出会うきっかけづくりを後押ししていきます。



わたしたち市民にできること

- 妊産婦や子育て家庭を温かく見守り、思いやりのある行動を心がけます。
- ひとりで悩まず、身近にある相談窓口などに相談します。
- 家族みんなが協力して家事や子育てを行います。
- 積極的に市の子育て支援サービスを活用します。



施策 13

学校教育の充実

主管課 教育委員会 学校総務課

目指す姿

学力向上と心身の健全な育成に取り組み、子どもたちが安心して学べるまちを目指します。

目標指標

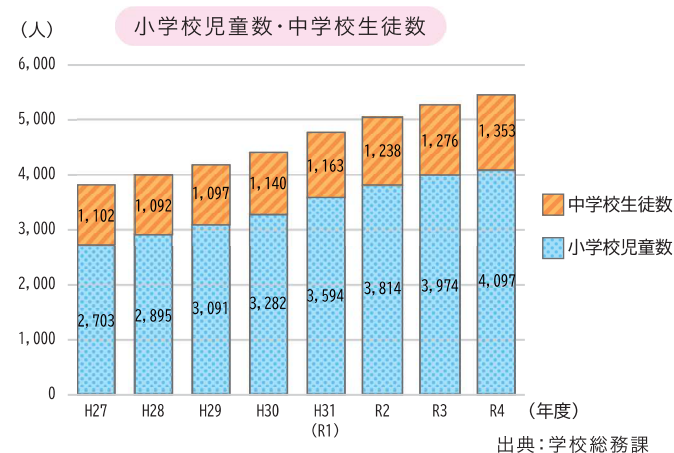
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	市内中学3年生における英検3級相当以上の生徒の割合	65.2%	70.0%
2	不登校児童生徒の学校復帰の割合	15.0%	60.0%
3	ICT支援員の配置人数(年)	4人	14人
4	中学校の適正配置	—	新設1校
5	1ヶ月の超過在校等時間が45時間以内の教職員の割合(4~7月の超過在校等時間の平均)	63.8%	100.0%

現状と課題

多様化・複雑化する社会環境や時代の変化、グローバル化*やデジタル化の進展などに伴い、多様性を認め合う豊かな心の育成や自ら問題を発見し解決するための論理的な思考である「考える力」などが求められています。また、GIGAスクール*構想に基づき、ICT*を活用した学びの機会や「STEAM教育*」を充実させるなど、児童生徒が興味・関心を持ち、進んで学びたいような工夫が求められています。

本市では、児童生徒数がみらい平地区を中心に増加している一方、既存地区では減少しており、各学校に差が生じているため、地域の実情に応じた、教育施設の適正配置を推進し、より良い教育環境の整備に取り組んでいる状況です。

市内の小中学校の教職員の業務量や負担も増加傾向にあり、部活動指導に係る人材の確保など地域で子どもを育てる雰囲気醸成が必要です。また、不登校の児童生徒が年々増加傾向にあり、十分な時間をかけて丁寧に対応することも必要です。



キーワード

グローバル化*・デジタル化 GIGAスクール* ICT*教育 STEAM教育*
適正配置 教職員の働き方改革



関連計画 教育振興基本計画 義務教育施設適正配置基本計画 など

取組方針

チャレンジする子どもの学力向上

基礎的、基本的な知識・技能習得にあわせ、英語教育、理数教育を強化します。また、時代の変化やグローバル社会に対応できる能力を育成するため、ICT*を活用した、個別最適な学びと協働*的な学びを推進します。

豊かな心と健やかな体の育成

不登校の原因となりえる学校生活などでの悩みや不安を解消するため、相談や適応支援指導などきめ細かな対応を推進します。また、学校教育活動全体を通じた、保健体育教育の充実を図るとともに、児童生徒の健全な発達に資するため、栄養バランスのとれた、安全安心で、おいしい給食を提供します。

より良い教育環境の充実

子どもたちがより良い学校教育環境で過ごせるよう、中学校新設など、教育施設の適正配置に取り組むとともに、教職員の働き方改革を推進することによって、効果的な教育活動(教材研究やノート確認などの学習状況を把握するための時間の確保)などや、情報化社会やグローバル化*に対応する教育環境の整備に努めます。また、市民・地域・団体・企業などと協力し、防犯・交通安全対策の充実・強化を図ります。



タブレットと電子黒板を使った授業

わたしたち市民にできること

- 学校行事に参加・協力します。
- 学校給食に関心を持ち、家庭でも食育を進めます。
- 登下校時の児童生徒を見守ります。
- 地域の部活動やスポーツ少年団などの活動に協力します。



施策 14

青少年健全育成の推進

主管課 ▶ 教育委員会 生涯学習課

目指す姿

学校・家庭・地域・団体・企業などとの協力体制を強化し、
未来の地域の担い手が育つまちを目指します。

目標指標

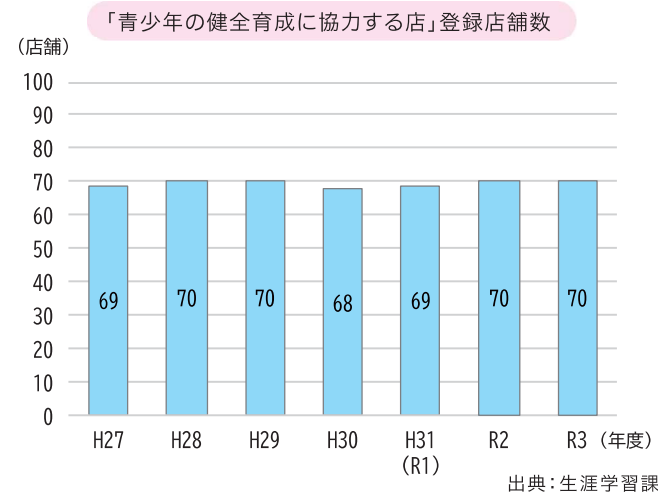
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	「青少年の健全育成に協力する店」登録店舗の割合 (コンビニエンスストア・携帯電話販売店・飲食店など)	74.4%	92.0%
2	「スマートフォン等の使い方についての約束ごとの 話し合いシート」活用状況の割合	79.0%	90.0%
3	いじめの年度内解消率	87.2%	95.0%

現状と課題

核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家族や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。青少年の健やかな育成を目指し、家庭教育学級*、コミュニティスクール*事業などを通じて、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働*を推進する必要があります。

また、図書館などの社会教育施設を積極的に活用し、読書活動などを推進することで、子どもたちの想像力や豊かな心の育成を目指しています。

一方で、近年はSNS*などを活用した、見えにくい犯罪やいじめなど、多様化した問題が顕在化しており、解決に向けて工夫したアプローチが求められます。



キーワード

家庭教育学級* コミュニティスクール* いじめ防止

関連計画 ▶ 教育振興基本計画

取組方針

青少年健全育成の向上

地域で行う青少年健全育成活動*を支援し、市青少年相談員による青色防犯パトロール*や「青少年の健全育成に協力する店」の登録・店舗などへの訪問活動を実施します。

いじめや不登校のない教育活動の推進

インターネットなどを含めたいじめや不登校のない環境を作るため、児童生徒を深く理解し、学校・家庭・地域の連携による生徒指導の充実を図ることで、児童生徒が楽しく学ぶことができ、いきいきとした学校生活を送れるよう努めます。また、学校生活アンケートを実施するなど、問題の早期発見にも引き続き取り組みます。



伝統行事「子ども綱火」実演

わたしたち市民にできること

- 青少年の体験・交流活動を支援します。
- 地域の子どもたちに関心を寄せ、挨拶や声掛けを行います。
- 青少年自らが、自身を取り巻く問題について関心を持ちます。
- SNS*の利用について家庭で話し合います。



施策 15

歴史・文化の保護と 生涯学習の推進

主管課 ▶ 教育委員会 生涯学習課



目指す姿

誰もが気軽に学問や歴史・文化に触れ、
学習したことを地域に還元できるまちを目指します。

目標指標

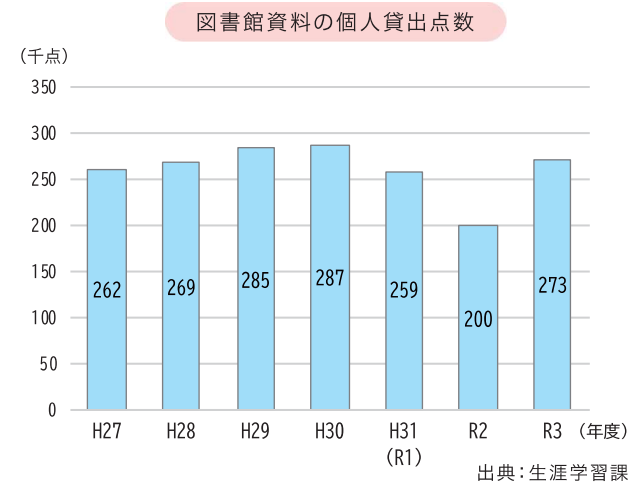
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	生涯学習講座参加者の満足度	96.6%	100.0%
2	文化施設来館者数(年)	4,126人	4,200人
3	公民館利用者数(年)	19,526人	45,000人
4	図書館資料の個人貸出点数(年)	272,762点	280,000点
5	主要観光拠点来場者数(年)	82,000人	110,000人

現状と課題

ライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化している中、学習メニューの充実や受講日時及びICT*技術などを活用した参加方法の工夫により、幅広い年齢層の参加を促進することが求められています。また、生涯学習を通じて地域への愛着や人づくり・地域づくりのための社会参加を促すとともに、学習の成果を地域に還元できる仕組みの構築が大切です。生涯学習の推進に合わせて、公民館や図書館などの社会教育施設についても、利用しやすい環境を提供し続けるため、計画的な改修が必要となります。

本市の歴史資源や観光資源を次世代に継承するために、適正な維持管理を行うとともに、専門の知識を持った人材や地域の担い手を育成することが大切です。また、SNS*などを活用した広報にも注力し、観光資源を活用した交流人口・関係人口の拡大・活性化を推進していくことも求められています。

きらくやまふれあいの丘*を多世代交流の場として活用することで、市民同士の活発な交流を促進します。



キーワード

伝統芸能・郷土文化の継承 生涯学習講座 公民館・図書館
観光 みらいりんぞう* 観光大使

関連計画 ▶ 教育振興基本計画

取組方針

生涯学習活動の充実

世代ごとに異なる市民のニーズに合った生涯学習事業の充実に努め、既存の文化資源の保存及び活用により、指導者の育成や地域への還元、関係機関との情報共有を図るなど、生涯学習を通じて豊かな人生の提供を目指します。

学習環境の整備・充実

生涯学習の拠点となる施設の利便性を高め、学習の機会をいつでも提供できるように、生涯学習施設を適切に維持管理します。また、地域住民の身近な交流の場となる施設として、利用促進に努めます。

文化芸術の振興

文化芸術活動の発表の場の充実や市民文化団体への支援など、市民の誰もが気軽に文化芸術に親しめる機会の提供に努めます。

図書館機能の充実

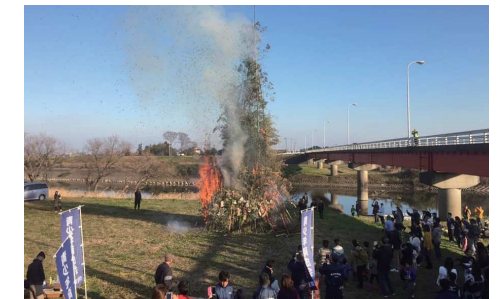
図書館資料の拡充や地域の学習拠点としての充実を図ります。また、ICT*技術などを活用した情報拠点としての機能強化を図ります。

地域資源を発掘・活用した観光客誘致の推進

みらいりんぞう*や観光大使を活用したPR活動、関係団体と連携した各種イベントへの参加・開催、地域特産や観光資源を活用した観光交流イベントの充実に努めます。



福岡堰さくら公園の桜



寺畑地区の伝統行事「あわんどり」(みらい写真)

わたしたち市民にできること

- 知識や経験を地域に還元し、ともに生涯学習を進めていきます。
- 郷土の歴史文化を学び、家族や友人、子どもたちと話をします。
- 読書を通じて、知識や知見を広めます。
- お祭り、イベントなどに家族や友人と参加します。
- 観光客におもてなしの心をもって接します。



施策 16

スポーツ・レクリエーション活動の充実

主管課 ▶ 教育委員会 生涯学習課

目指す姿

様々なスポーツ・レクリエーションの機会が提供される、健康で活力にあふれた市民生活を実現するまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	スポーツ施設利用者数(年)	90,030人	100,000人
2	スポーツ協会会員数	1,528人	1,600人
3	スポーツイベント・教室開催数(年)	2回	25回

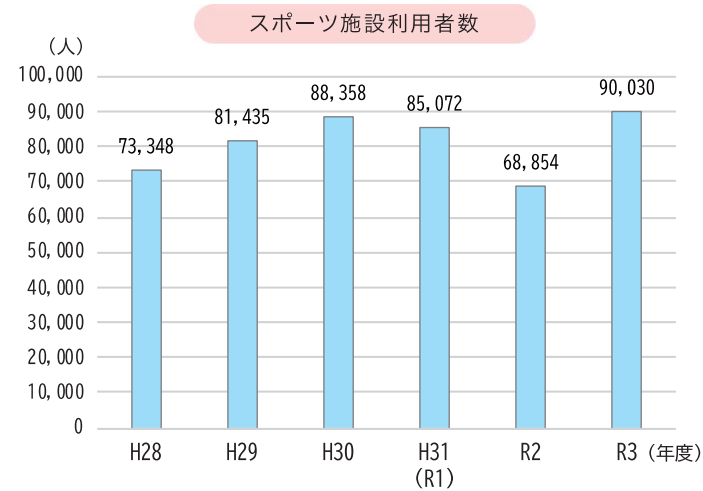
現状と課題

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する生活様式の変化などにより、スポーツの果たす役割は、健康増進や体力向上だけでなく、地域コミュニティ*の活性化など、健康で活力に満ちた地域社会を形成する上で欠かせないものになっています。

その一方でスポーツ活動実施率*では、高齢者は高い水準にあるものの、働き盛り世代や子育て世代では、仕事や家事が忙しいなどの理由から低くなっています。

市民のスポーツ活動実施率*を向上させるために重要な役割を担う、地域スポーツの拠点となる総合型地域スポーツクラブ*は、順調に活動を進めていますが、より公共性を持たせるため法人化を検討する必要があります。

また、市内のスポーツ施設は建築から40年以上が経過し、老朽化した施設が多いため、計画的な修繕やメンテナンスが必要であり、子ども、高齢者、障がい者を含め、誰もが安全にスポーツを楽しむことができるような利用しやすい施設環境の整備も必要となっています。



キーワード

総合型地域スポーツクラブ* 総合運動公園 みらいマラソン*
スポーツフェスティバル 生涯スポーツ



関連計画 ▶ 教育振興基本計画

取組方針

施設の長寿命化及び整備

指定管理者*による専門的なメンテナンスと計画的な修繕により施設の長寿命化を図るとともに、様々な資金調達の方法を検討・活用し、安全で円滑に使用できる施設環境を整備します。

スポーツに親しむ機会の提供

みらいマラソン*、スポーツフェスティバル、スポーツ教室などを通じて、市民のスポーツへの関心・興味を高めるとともに、スポーツ活動の場や機会を提供します。

総合型地域スポーツクラブ事業の推進

幼児から高齢者まで気軽にスポーツを楽しめる「生涯スポーツ社会」を目指し、「誰でも」「いつでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブ*の充実を図ります。また、活動が更に継続・発展できるよう、地域の実情やニーズにあったクラブのあり方について指導・助言を行います。

スポーツ関係団体の育成

指導者の育成促進や団体活動のPR支援などにより、団体活動の活性化を図るとともに、スポーツも多種・多様化しており、新しい情報の提供や新規団体設立への助言・支援などを行います。



わたしたち市民にできること

- 家族や友人と様々なスポーツを楽しみます。
- ウォーキングなど適度な運動を習慣にします。
- イベントや教室などに参加し、新たな仲間を増やしていきます。
- スポーツ施設や備品は、マナーを守って利用します。



施策 17

健康づくりの推進

主管課 保健福祉部 健康増進課

目指す姿

市民一人ひとりが生涯にわたり
健康で明るく元気に生活できるまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	市大腸がん検診の受診率	12.3% (2020)	17.7%
2	自殺予防の人材育成に関する研修会の受講者数（累計）	403人	506人
3	麻しん風しん予防接種の接種率	93.4%	98.5%
4	かかりつけ医を持っている人の割合	60.5% (2019)	75.0%

現状と課題

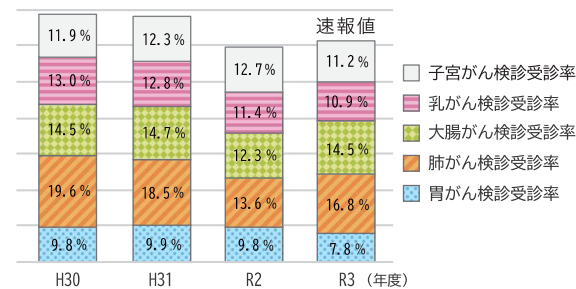
新型コロナウイルス感染症の影響により、健康増進事業*への参加が減少しており、新しい生活様式にあった健康増進事業*のあり方が求められています。

健康づくりの推進を図るためには、日常生活の中で適度な運動習慣と栄養バランスのとれた食事を実践することが重要です。そのためには、健(検)診をはじめとした健康増進事業*の充実や、各世代へのより一層の普及啓発などを推進していく必要があります。

一方で、本市の平均寿命は、5年ごとに行われる国の調査によると延伸しており、高齢者人口の増加が見込まれることから、今後は、高齢者の保健事業と介護予防*の一体的な実施事業の拡充に向けた関係機関の連携が求められます。その他、地域医療体制の充実に向けて、かかりつけ医の必要性や重要性を広く周知することも大切です。

近年、メンタルヘルスに関する相談も増加傾向にあります。ゲートキーパー*の普及や相談窓口の充実、悩みや不安を抱える人への支援が必要とされています。

がん検診受診率



出典：健康増進課

キーワード

適度な運動習慣 食生活 生活習慣 健康診断 地域医療 かかりつけ医
メンタルヘルス 感染症対策

関連計画 健康つくばみらい21プラン データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画

取組方針

健康を守る望ましい生活習慣の推進

望ましい生活習慣への改善と食習慣の基礎づくりを支援し、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。さらに、一人ひとりの健康状態と目的に合った運動習慣及び食育の普及啓発を図り、健康づくりを推進します。また、自殺予防のための相談できる体制づくりを強化し、自殺リスクの低下を図ります。

感染症予防の推進

感染症まん延を予防するため、予防接種の正しい知識と必要性について普及啓発します。

地域医療体制の充実

市民がより安心して健康に暮らせる地域医療体制の充実に向けて、市内医療機関や近隣市町村などとの連携を強化するとともに、かかりつけ医の普及推進を図ります。



市民農園(みらい写真)



親子クッキング

わたしたち市民にできること

- 予防接種や感染症予防の正しい知識を身につけます。
- 家族の栄養バランスに気を配り、正しい食生活を心がけます。
- 定期的に健康診断・がん検診を受診します。
- 気軽に相談できるかかりつけ医を持ちます。
- 身近な人のSOSに気づいたら声をかけます。



施策 18

地域福祉と社会保障の充実

主管課 ▶ 保健福祉部 社会福祉課

目指す姿

互いに支え合い、助け合い、
地域の中で誰もが安心して暮らしていけるまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	民生委員・児童委員活動日数（年）	4,842日	5,000日
2	きらくやまふれあいの丘利用者数（年）	103,219人	162,500人
3	要介護3・4・5の認定割合	37.0%	37.0%
4	国民健康保険被保険者一人当たり医療費（年）	352,253円	407,000円

現状と課題

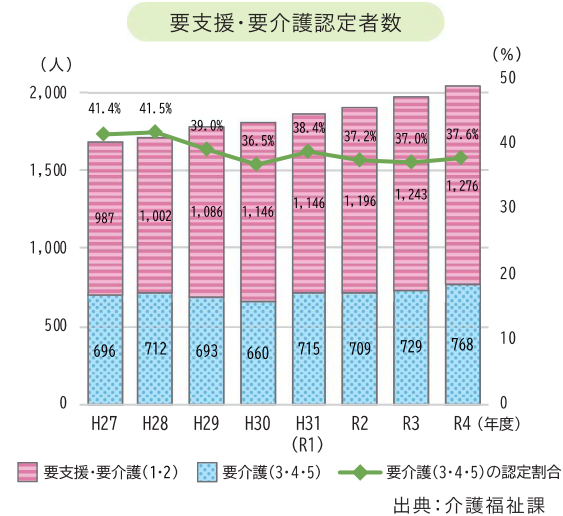
社会環境の変化に伴い、市民の抱える課題は複雑化・複合化しています。介護・障がい・子育て・困窮などの従来の課題に加え、8050問題*やひきこもり、孤独の問題、高齢者や障がい者の権利擁護などの新たな問題も顕在化しています。既存の相談支援などの取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

地域においては、民生委員・児童委員などが相談窓口となり、行政や関係機関と市民とをつなぐ役割を担っています。課題が複雑化・複合化していることから、民生委員・児童委員の専門知識の習得が求められています。また、本市では、地域ケア会議を定期的に開催することで、地域課題の把握、地域ネットワークやケアマネジメント支援、地域包括ケアシステム*などの構築に取り組んでいます。

国民健康保険は、高齢化や医療の高度化などに伴い医療費が増大しており、安定的な財政運営が求められています。

国民年金は、未加入者や保険料の未納者を減らしていかなければならないため、年金制度の周知徹底や相談業務の充実を図る必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会環境の変化により、生活困窮者・世帯が増加傾向にあります。ハローワークなどの関係機関と連携するなど、包括的な支援体制の構築が必要です。



キーワード

民生委員・児童委員 きらくやまふれあいの丘* 地域包括支援*
国民健康保険 国民年金 介護保険 生活困窮者支援



関連計画 ▶ 地域福祉計画・地域福祉活動計画 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

取組方針

地域福祉推進体制の整備

地域を拠点に活動する民生委員・児童委員などに対する定期的な研修の実施や、地域福祉の拠点であるきらくやまふれあいの丘*の利用者数の増加を図るため、新たなイベントに取り組みます。また、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。

生活困窮者への支援の充実

生活保護業務の適正な執行により、健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう支援します。また、生活困窮者自立支援法*に基づき、生活に困窮している方の相談に応じ、困窮状態を脱することができるよう支援します。

高齢者の地域支援体制の整備

地域包括支援センター*を核とした相談・支援・連絡体制を充実させ、高齢者やその家族が必要とする支援や最適な介護サービスを提供します。

医療保険制度及び国民年金制度の健全な運営

収納率向上及び医療費適正化*を推進し、適正な医療保険制度の運営を図ります。また、広報紙やホームページなどにより制度を周知し、適正な制度利用を促進します。

介護保険制度の健全な運営

要介護認定者数、サービス利用者数など、地域の実情を把握し、高齢者福祉施策及び介護保険事業を計画的に進めます。



きらくやまふれあいの丘

わたしたち市民にできること

- 地域をより良くするため、地域みんなで助け合います。
- 民生委員・児童委員の活動に協力します。
- 健康的な生活を心がけ、真に必要な介護サービスを利用します。
- 生活の自立に向けた求職活動を行います。



施策 19

高齢者福祉の充実

主管課 ▶ 保健福祉部 介護福祉課

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって健やかに生活できるまちを目指します。

目標指標

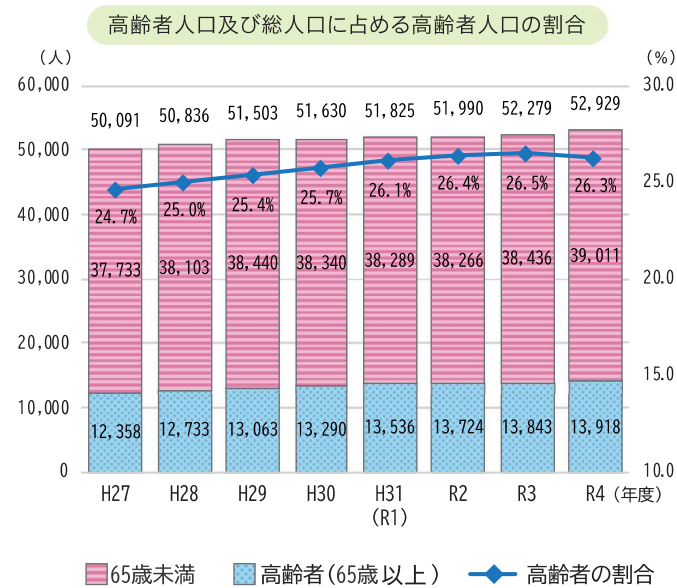
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	緊急通報システム見守りサポート事業利用者数(年)	355人	470人
2	出前講座実施会場数(年)	16会場	19会場
3	地域密着型サービス施設数	12施設	14施設
4	介護予防事業参加者数(年)	5,900人	6,640人

現状と課題

本市では、健康寿命と平均寿命がともに延伸しており、今後の高齢化の進展による要介護認定者の増加も予想されます。高齢者が充足感に満ちた活動的な生活を送るため、介護予防*活動を更に促進し、健康寿命の延伸に取り組むことが求められています。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、買い物や通院など高齢者への生活支援の必要性も高まっています。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制(地域包括ケアシステム*)の構築及び更なる拡充に向け、行政だけでなく地域全体で取り組むことが求められています。



出典：介護福祉課

キーワード

生きがいづくり 健康寿命 介護予防* 生活支援 移動スーパー* 地域包括ケアシステム*

関連計画 ▶ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

取組方針

介護予防活動を通じた生きがいづくりの推進

地域体操クラブ*やすこやか貯筋教室*などの介護予防*活動を通して、高齢者がいきいきと生活できる地域づくりを推進します。

高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム*を構築し、買い物支援や見守りサポートなどの生活支援サービスの充実を図ります。

在宅福祉サービスの充実

介護や支援が必要となっても住み慣れた地域で生活できるよう、在宅医療・介護の連携体制の推進を図るとともに、介護の負担軽減のため在宅福祉サービスの充実を図ります。

福祉施設の充実

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉施設の充実を図ります。



おやじバンド(みらい写真)



シルバリーハビリ体操

わたしたち市民にできること

- 住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、外出や運動を心がけます。
- 地域活動に参加し、趣味や生きがいを持って過ごします。
- 日頃から、近所の高齢者への声掛けや手助けを行います。
- 困ったときは、民生委員や地域包括支援センター*に相談します。



施策 20

障がい者福祉の充実

主管課 ▶ 保健福祉部 社会福祉課

目指す姿

障がいのある方が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します。

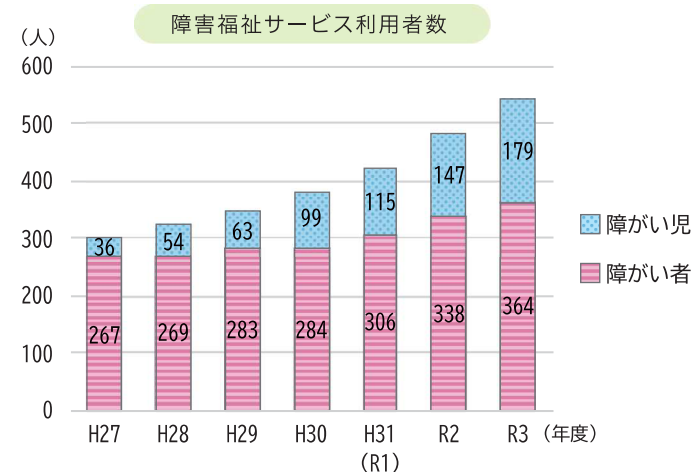
目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	訪問系サービスの実利用者数(年)	79人	80人
2	日中活動系サービスの実利用者数(年)	503人	550人
3	相談支援の実利用者数(年)	509人	560人

現状と課題

多様性への理解や人権意識の醸成により、障がいのある人に対する理解が深まったことで、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送るための生活支援や就労支援などの拡充が進みました。一方で、障がい者(児)の障害福祉サービス利用者数は、10年間で約2倍に増加しています。

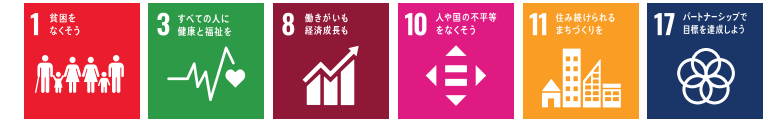
このような状況下で、利用者のニーズに合う福祉サービスの提供、困りごとを身近に相談できる体制の充実、障がいをもつ方が地域で自分らしく生活していくことができる体制づくり、就労機会の確保などの支援が求められています。これらの支援の充実のためには、行政と地域・団体・企業などの様々な主体が連携し、取り組む必要があります。特に、障がい児については、障がい児とその家族が相談しやすい体制の構築が求められています。



出典：社会福祉課

キーワード

障がい者(児) 障がいへの理解 地域で自分らしく生活 相談支援 就労支援



関連計画 ▶ 障がい者計画 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

取組方針

障がい者の日常生活の充実

障がい者が必要な時に地域で気軽に相談できる相談支援体制を整備し、地域で安心して暮らせるようにします。また、手当や助成制度などの利用手続きなどの周知に努めます。

障がいに対する理解の促進

障がいに対する理解を深めるための取組を推進するとともに、差別の解消、虐待の防止に努めます。

障がい者(児)へのサービス提供体制の整備

障害福祉サービスや地域生活支援事業*などの必要なサービスが提供されるよう、サービスの提供体制及び場の充実を図るとともに、サービスの内容や利用手続きなどの周知に努めます。



地域活動支援センターひまわり園でのイベント

わたしたち市民にできること

- 障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し、理解を深めます。
- 障がい者が暮らしやすくなるよう、地域みんなで協力します。
- ひとりで悩まず、相談窓口や支援者などに相談します。
- 障がい者施設で製作する製品を購入します。



施策 21

地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進

主管課 ▶ 市長公室 地域推進課

目指す姿

みんなで協力して地域課題の解決に取り組む、市民主体のまちを目指します。

目標指標

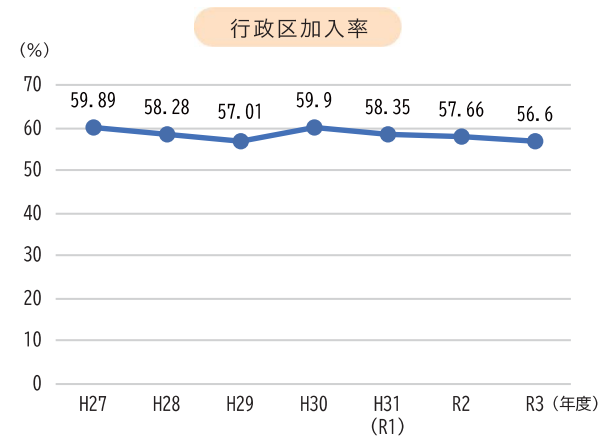
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	行政区の設立数（累計）	0団体	4団体
2	市民活動体験事業の参加者数（年）	0人	23人
3	市民活動団体同士などの交流回数（年）	0回	4回
4	市民活動まちづくりセンター登録団体数	37団体	100団体

現状と課題

生活様式の多様化や核家族化に伴い、地域のつながりの希薄化が全国的な課題となっています。多様化する地域課題に柔軟に対応するためには、行政による支援だけでなく、地域コミュニティ*を始めとする、連携・協働*の体制づくりが重要となります。

本市は、県外・市外からの転入者が多いという特色があります。既存地区では高齢化が進み、みらい平地区ではコミュニティの形成が進んでいないことから、地域の担い手確保が課題となっています。市民の自治組織に対する考えも多様であるため、市民の声をよく聴き、地域コミュニティ*のあり方を検討することが大切です。

また、これからのまちづくりは、市民一人ひとりが自助・共助の意識を持ち主体的に行動する、協働*のまちづくりを進めることが必要です。2021年8月には、協働*のまちづくりを支援する拠点として、みらい平市民センターに「市民活動まちづくりセンター*」を開設しており、市民活動の活発化が期待されます。



出典：地域推進課

キーワード

協働* 市民活動 市民活動まちづくりセンター* 地域のつながり
地域課題の多様化 自治組織



関連計画 市民協働基本指針

取組方針

自治組織の育成及び支援

研修会や事例紹介を通じ、自治組織や地域コミュニティ*の担い手の育成を支援します。また、自治組織同士の交流を促し、課題や情報の共有を図ります。自治組織が設立されていない地区には、情報提供や相談を通じ、自治組織の形成を促進します。

市民活動に関する情報の発信と市民意識の醸成

市民活動参加のきっかけとなるような、市民活動体験や市民活動講座の開催、市民活動に関する情報の発信などを行い、市民意識の醸成を図ります。

市民活動団体の支援

市民活動団体が活動しやすいよう、情報や設備などの提供、スキルアップのための講座の開催、補助金の交付などを行い、活動の活発化や連携強化を図ります。



公民館
市民食堂

わたしたち市民にできること

- 自治会活動や地域のイベントなどに参加します。
- 地域やコミュニティ*の中で、自分たちにできることを話し合います。
- 家族や友人とグループを作り、新しい活動を始めます。
- 行政や企業との協働*事業に参加します。



施策 22

多様性を尊重した社会の実現

主管課 ▶ 保健福祉部 社会福祉課

目指す姿

人権意識や国際理解を高めることによって、誰もが個人として尊重されるまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	人権啓発事業の参加者数 (年)	84人	150人
2	人権教育講演会の実施回数 (年)	1回	1回
3	性的マイノリティについての啓発回数 (年)	2回	3回
4	多文化共生事業の参加者数 (年)	1,286人	1,500人

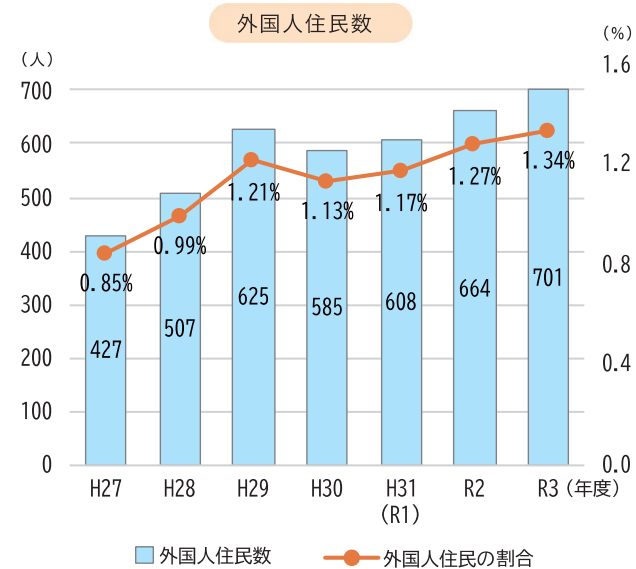
現状と課題

人権意識の高まりにより、障がいがある人や市内に在住する外国人など、社会生活を営む上で困難を抱える市民への理解の推進や個々の生活にあった支援が求められており、困りごとや課題を気軽に相談できる体制の構築が必要です。

近年増加傾向にある市内在住外国人については、関係団体や企業と行政が連携し、必要な支援を顕在化し、実行していくことが求められています。

行政と学校が連携して人権教室を開催し、人権に対する正しい理解・認識を深められるよう、子どものうちから人権に対する意識を養うことが重要です。

また、性的マイノリティであることを理由に、周囲の理解不足や偏見などで様々な困難に直面している状況があり、情報提供や啓発活動により、理解を深める必要があります。



キーワード

人権意識 性的マイノリティ 多様性への理解 国際交流 多文化共生



関連計画 ▶ 男女共同参画計画

取組方針

人権意識の向上

学校と連携した人権教室、人権擁護委員による人権相談を実施します。また、講演会の動画配信を取り入れるなど、充実した啓発活動の推進により、人権意識を醸成します。

国際交流の推進

国際交流活動団体などを支援し、市内在住外国人の言語習得及び文化交流の機会を創出します。また、互いの文化を尊重しながら共に生活する多文化共生社会の実現に取り組みます。

社会生活に困難を抱える方への支援

偏見や文化の違いなどを理由に周囲に相談ができずに一人で悩むことがないよう、誰でも気軽に相談に来られる窓口や情報提供による支援を行います。



ウクライナ料理で交流

わたしたち市民にできること

- 一人ひとりの人権や個性を尊重します。
- 家庭で人権や多様性について話し合います。
- 国際交流を通じて、異なる文化への理解を深めます。
- 文化や風習の違いで困っている方を積極的に手助けします。



施策 23

男女共同参画の推進

主管課 ▶ 市長公室 地域推進課

目指す姿

誰もが個性と能力を十分に発揮することのできるまちを目指します。

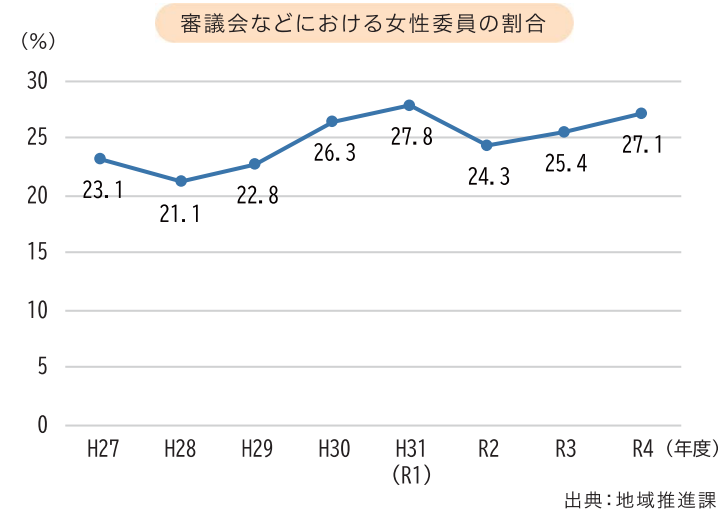
目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	男女共同参画推進講座の参加者数(年)	534人	570人
2	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合	53.7%	60.0%
3	審議会などにおける女性委員の割合	25.4%	30.0%

現状と課題

女性の社会進出が進んでいる一方で、パートナーや事業所などの理解、仕事と家事・育児などを両立させるための環境整備は十分でない状況にあります。そのため、仕事と家庭の両立には、多様な働き方ができるよう、家庭や地域の理解を深めるとともに、事業所などへの働きかけが必要です。ワーク・ライフ・バランス*を推進し、仕事、家庭生活、地域活動などにバランスをとって参画できる環境づくりが求められています。

また、社会におけるあらゆる暴力の根絶を図るため、継続的な啓発活動や早期に相談できる窓口体制の充実を図ることが必要です。



キーワード

ワーク・ライフ・バランス* 働き方改革 男女平等 女性活躍 DV*相談



関連計画 ▶ 男女共同参画計画

取組方針

男女平等の意識啓発

性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の意識の形成・定着、個性や能力を発揮できる男女共同参画*への理解を深めるための啓発や教育・学習に対する理解を深める啓発を推進します。

ワーク・ライフ・バランスの推進

男女ともに仕事、家庭、地域活動などの調和のとれた考え方や働き方を促進します。また、事業所と連携し多様な働き方を支援します。

審議会などにおける女性委員登用の推進

女性が行政や事業所、地域などあらゆる場において、政策などの立案や意思決定に積極的に参画する機会の確保を推進するため、行政がモデルとなり、女性を積極的に登用します。

DVなど困難な立場にある方の支援

社会におけるあらゆる暴力の根絶を目指し、DV*に対する正しい理解促進、意識啓発を推進します。また、相談者一人ひとりの生活や周囲の状況に応じて、適切な支援が受けられるよう、関係各所と連携し対応します。



パパと一緒に「こすこいクッキング」

わたしたち市民にできること

- 仕事と家庭が両立できるよう、みんなで協力します。
- 一人ひとりの多様な働き方を尊重します。
- 性別で仕事や役割を分けず、個性や能力を尊重します。
- 誰もが能力を発揮できるよう、地域や職場で意見交換します。
- DV*など困難な立場の方を手助けします。



施策 24

持続可能な行財政運営の推進

主管課 ▶ 市長公室 企画政策課

目指す姿

健全かつ戦略的な行財政運営によって、市民サービスが充実したまちを目指します。

目標指標

No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	行政改革プラン達成率	86.2%	96.2%
2	実質公債費比率	6.8%	7.2%
3	市税収納率（住民税・固定資産税・軽自動車税）	99.1%	99.2%
4	証明書（住民票・印鑑登録証明書） コンビニ交付サービス利用率	13.1%	31.0%
5	ふるさと納税による寄附金受入額（年）	17億円	40億円

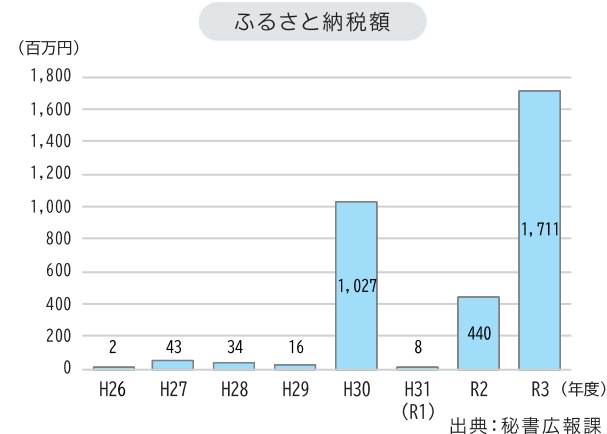
現状と課題

多くの地方自治体では、人口減少、国からの権限移譲・市民ニーズの多様化・複雑化などに伴う業務量の増加、公共施設の老朽化など、行財政運営は厳しさを増しています。本市では、人口が増加傾向にありますが、早期から人事・財政・政策連動のマネジメントに取り組み、効率的な行財政運営に努めています。

今後もふるさと納税*やクラウドファンディング*による財源の確保、国・県の補助制度の有効活用、公金運用などによる財政健全化*に積極的に取り組み、市が自ら財源を確保していく必要があります。

また、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確に対応し、行政手続きの利便性向上を図るため、産官学連携*、自治体間の連携、デジタル化など、既存の知識や手法にとらわれない新たな手法の検討・導入を進めることも必要です。

一方で、行政の業務量は増加を続けており、ワーク・ライフ・バランス*の保たれた持続可能な組織体制を構築する必要があります。適正な職員配置・業務効率化を図るとともに、年次休暇の取得促進などにより、健康で意欲的に働ける職場環境を整備することが重要です。



キーワード

行政改革 ふるさと納税* 財政健全化* 産官学連携* デジタル化 人材育成
マイナンバーカード



関連計画 ▶ 行政改革プラン 情報化計画 など

取組方針

戦略的な行政運営の推進

産官学連携*、自治体間の連携、デジタル化などの多様な手法を取り入れ、市民ニーズへの的確な対応と地域課題解決に向けた戦略的な行政運営を推進します。

持続可能な財政運営の推進

人的・財政的資源の重点的な配分と、ふるさと納税*制度を始めとした財源確保に重点的に取り組み、持続可能な財政運営を推進します。

機能的な組織運営と人材育成の推進

職員能力の向上や専門性の高い職員の採用、柔軟な組織機構の見直しを進めます。また、ワーク・ライフ・バランス*を推進し、個性と能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組むことで、職員の意欲を高め、市民サービス向上を目指します。

行政手続きの利便性向上

マイナンバーカードを活用した窓口サービス、各種行政手続きの電子化・デジタル化を進め、市民の利便性向上を図ります。



新規採用職員

わたしたち市民にできること

- 市役所や議会の取組に関心を持ちます。
- 市の財政や税金の使い道に関心を持ちます。
- マイナンバーカードや電子申請などを利用します。



施策 25

魅力的で親しみやすい 広報・広聴の推進

主管課 ▶ 市長公室 秘書広報課

目指す姿

「100年間、愛される地元をつくろう。」をコンセプトに、市民が愛着と誇りを持てるまちを目指します。

目標指標

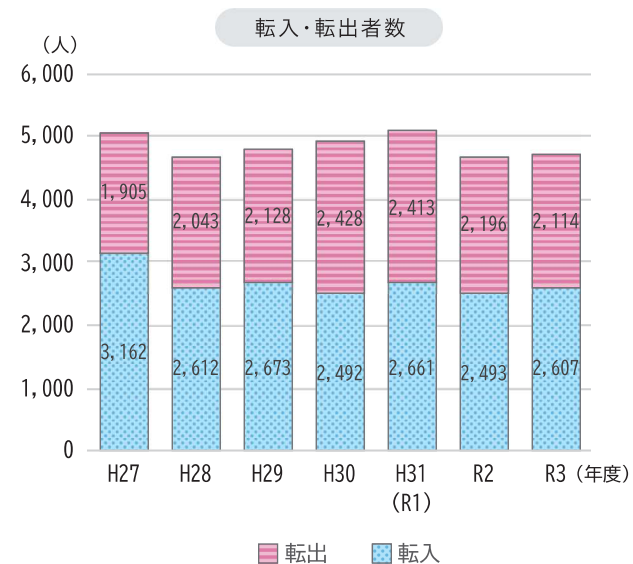
No	指標名	現状値 (2021)	目標値 (2027)
1	広報つくばみらいアンケートで「満足」と答えた人の割合	62.0%	74.0%
2	市公式Twitter及びFacebookの合計フォロワー数	5,905人	10,000人
3	20歳～49歳の社会増減の比率(転入者数÷転出者数×100)	132%	150%
4	市民懇談会の参加者数(年)	82人	150人

現状と課題

情報のデジタル化が進む中で、多様な手法で行政の情報を発信できるようになりました。幅広い世代の市民に、必要な情報が伝わるよう、従来の広報紙や記者会見、ホームページに加え、SNS*などの活用を進めています。特に、本市のインナープロモーション*(I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.*)は、市民だけでなく他自治体からも高い評価を得ており、認知度が高まっています。

また、幅広い世代から市民の声を聴くための手段として、紙媒体だけでなく、メールや電子申請などを活用した取組を進めています。さらに、市長と市民が直接、意見交換を行う「市民懇談会」を定期的で開催することで、市民の生の声を聴く機会を設けてきました。

市民と行政が相互の理解と信頼関係を築くためには、市民の声をよく聴き、全ての市民に必要とする情報が届くことが重要です。そのためには、市民一人ひとりが利用しやすい情報ツールを選択することができ、様々な情報にアクセスしやすい環境整備を更に進める必要があります。



キーワード

広報紙・SNS*・ホームページ シティプロモーション*
I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.* 移住・定住 市民懇談会



関連計画 —

取組方針

広報つくばみらいの魅力向上

読者アンケートや市民ニーズに対応し、市民が共感でき、楽しめる記事を充実させることで、多くの方の関心を集める広報紙を作成します。

デジタル情報の利便性向上

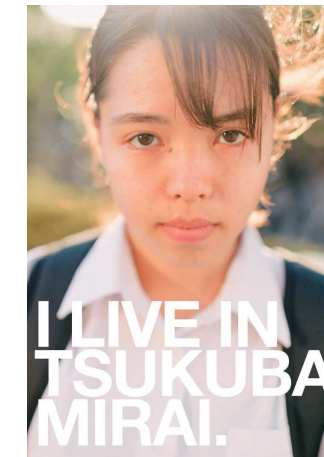
スマートフォンやタブレットからも見やすいホームページの調整や、SNS*などによる即時性・話題性の高い情報発信を行います。また、情報ツールの利便性を高め、誰もが情報を収集・活用しやすい環境を整えます。

シティプロモーションの推進

インナープロモーション*を実施し、市民の「市に愛着・誇りを持ち、ずっと住み続けたい、一度出てまた戻ってきたい」という思いを醸成します。市民の定住を促進するとともに、市民自らが市内外に向けて市の魅力をPRすることで、移住にもつながる仕組みを構築します。

市民懇談会の実施

市民懇談会を実施し、幅広い世代の市民の要望や課題を把握し、市政への反映を図ります。



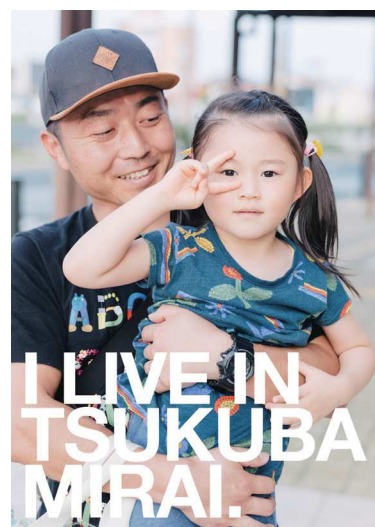
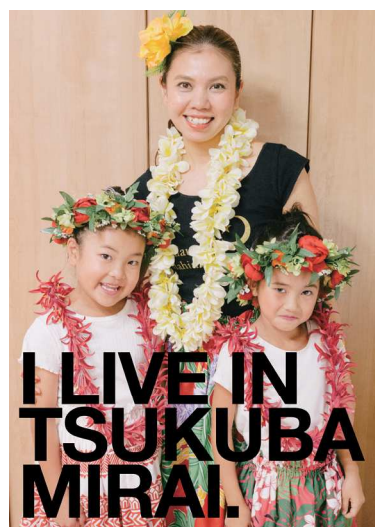
シティプロモーションポスター

わたしたち市民にできること

- 市広報紙やSNS*などで積極的に情報を収集します。
- 市民懇談会などに参加して、意見交換します。
- イベントに積極的に参加し、まちへの愛着を高めます。
- 自らのまちの良さを市内外に発信します。
- 子どもたちにまちの魅力を伝えていきます。



I LIVE IN TSUKUBA MIRAI.



1. 策定の経過
2. 総合計画条例
3. 総合計画審議会
4. 目標指標一覧
5. 総合計画とSDGsの関係性
6. 関連計画一覧
7. 用語解説



年度 / 月日	事項	内容	PICK UP
5月10日	策定方針公表	・計画策定にあたっての基本的な考え方や策定体制などを掲載した策定方針を策定し公表	
8月3日	第1回策定委員会	・策定スケジュールについて ・調査・作業の概要について	
8月23日	第1回審議会	・委嘱状交付及び諮問書伝達 ・策定スケジュール及び基礎的調査・市民参画実施方針について など	A
9月6日	第1回調査特別委員会	・第2次総合計画後期基本計画の策定について ・策定スケジュール及び基礎的調査・市民参画実施方針について	
9月24日～10月15日	市民意向調査	・市民3,000人を対象とした意向調査(アンケート)を実施	B
10月11日～11月30日	中高生アンケート調査	・市内の公立中学校及び高等学校に通う生徒を対象とした調査を実施	C
11月7日	第1回市民ワークショップ	・市民や在勤・在学者を対象としたワークショップを開催	D
11月下旬～12月下旬	5市連携イメージ調査	・近隣自治体と連携した合同アンケート調査を実施	E
12月1日	第2回調査特別委員会	・後期基本計画の策定状況(基礎的調査)について	
12月8日	第2回策定委員会	・前期基本計画の検証について	
2月1日	第3回策定委員会	・基礎的調査の結果について ・令和4年度の策定工程について	
2月18日	第2回審議会	・基礎的調査の結果について ・令和4年度の策定工程について	
3月4日	第3回調査特別委員会	・基礎的調査の結果について ・令和4年度の策定工程について	
5月9日～6月1日	グループヒアリング	・各施策分野に関わる団体へのインタビュー調査を実施	F
5月12日	第4回策定委員会	・令和4年度策定スケジュールについて ・後期基本計画の構成(案)について	
5月24日～6月17日	職員インタビュー調査	・本市職員を対象としたインタビュー調査を実施	F
6月1日	第5回策定委員会	・基本構想修正方針について ・後期基本計画の構成について など	
6月8日	第4回調査特別委員会	・令和4年度策定スケジュールについて ・後期基本計画の構成について など	
6月25日	市民インタビュー調査	・公募に応募いただいた方を対象にインタビュー調査を実施	F
6月27日	第3回審議会	・基本構想修正方針について ・後期基本計画の構成について など	
7月4日	第5回調査特別委員会	・基本構想修正方針について	
6月30日～7月29日	しあわせ指標アンケート調査	・前期基本計画において市民の幸せの度合いを確認するための指標として設定した「しあわせ指標」のアンケート調査を実施	G
7月31日	第2回市民ワークショップ	・市民や在勤・在学者を対象としたワークショップを開催	D
8月5日	第6回策定委員会	・施策立案内容について	
9月7日	第7回策定委員会	・総合計画素案について ・しあわせ指標の結果について など	
9月18日	第4回審議会(書面会議)	・総合計画素案について ・しあわせ指標の結果について など	
9月28日	第6回調査特別委員会	・総合計画素案について ・しあわせ指標の結果について など	
10月6日	第8回策定委員会	・総合計画素案(修正案)について	
10月14日～11月17日	みらい写真募集	・総合計画に掲載する写真(市内で撮影)を公募	H
10月17日	第5回審議会	・総合計画素案(修正案)について	
10月24日	第7回調査特別委員会	・総合計画素案(修正案)について	
11月11日	第9回策定委員会	・総合計画素案(修正案)について	
11月22日	第6回審議会	・総合計画素案(修正案)について	
12月2日	第8回調査特別委員会	・総合計画素案(修正案)について	
12月12日～1月11日	パブリック・コメントの実施	・総合計画(案)を対象としたパブリック・コメントを実施	
12月14日、15日、18日	総合計画(案)説明会	・総合計画(案)の説明会を開催	I
1月20日	第10回策定委員会	・パブリック・コメントの実施結果及び意見対応について	
1月23日	第7回審議会	・パブリック・コメントの実施結果について ・答申(案)について	
1月31日	答申		
2月9日	第9回調査特別委員会	・パブリック・コメントの実施結果について	
2月27日	議案上程	・議案として議会に提出	
3月3日	第10回調査特別委員会	・議案付託(委員会が付託を受けて議案を審査)	
3月20日	議案議決		

A 総合計画審議会

団体・企業などの代表者や市民公募により選定された18名の委員から多様なご意見をいただきました。(P.87) また、第1回審議会開催時に市長から諮問を受け、合計7回の審議会を通じて取りまとめた答申(P.89)をご提出いただきました。その他、調査特別委員会(市議会議員)、策定委員会(市の特別職や部長級職員など)で審議を重ねてきました。



B 市民意向調査

【アンケート回答者数 1,109人/3,000人】

無作為抽出した市民3,000人(18歳以上)を対象として、アンケート調査を実施しました。まちづくりの主役である市民が感じている、施策の満足度や重要度、市への愛着度や定住意向、各分野に係る状況などを調査したものです。年齢別・居住地別などにそれぞれの特徴などを分析し、課題把握や市民ニーズに沿った施策検討のために活用させていただきました。

C 中高生アンケート

【アンケート回答者数 1,522人】

市の将来を担う若い世代が感じていることや考えていることを把握し、さらに、まちづくりへの関心を高めてもらうことを目的として、市内の公立中学校(伊奈中学校、伊奈東中学校、谷和原中学校、小絹中学校)と伊奈高校の生徒を対象として、アンケート調査を実施しました。総合計画を題材とした紹介動画を視聴し、タブレットやスマートフォンでご回答いただきました。

D 市民ワークショップ

【第1回テーマ「市の課題」 第2回テーマ「第1回で挙げられた課題の対応策」 参加者延べ79名】

市内に在住・在勤・在学されている方を対象に、ワークショップを開催しました。親子や高校生・大学生の参加者も多く、とても良い雰囲気でのワークショップを開催することができました。計画書の「現状と課題」「わたしたち市民にできること」などでご意見を活用しています。



E 5市連携イメージ調査

【アンケート回答者数 507人】

近隣自治体と比較した「つくばみらい市」の特徴をより明確にし、各自治体に居住している方がどのような要因により居住地を決定しているかなどを把握するため、近隣4市(常総市、取手市、守谷市、坂東市)と連携して、合同アンケート調査を実施しました。本市の強みや不足している部分を把握し、他自治体との連携などに活用していきます。

F インタビュー調査

市に関わる団体や市民などからご自身の活動に関わる状況や課題などを伺い、市と協働してできることなど、より具体的な課題・解決策などのご意見を集めることができました。

- グループヒアリング(5団体)：市の産業を支える団体や市民活動団体など
- 市民インタビュー(14人)：公募により集まっていた方
- 職員インタビュー(12人)：市職員



G しあわせ指標

【アンケート回答者数(2022年度) 1,014人/3,000人】

総合計画(前期基本計画)では、「市民一人ひとりが幸せを感じられるまちづくり」を進められているかを確認するための指標として「しあわせ指標」を設けました。市民の皆様へ、計画当初(2018年度)と最終年度(2022年度)のアンケート調査にご回答いただき、数値が上昇する(幸福感が高まっている)結果を得られました。後期基本計画では、しあわせ指標を引き継ぎ「みらい指標」を設定しています。



H みらい写真

総合計画により親しみを感じていただけるよう、市内で撮影された「ご家族・ご友人の笑顔」や「街並み・風景」などの素敵な写真をご提供いただき掲載しています。自然な表情や普段は気づけなかったような景色などの写真をご提供いただき掲載しました。



I 総合計画(案)説明会

【伊奈庁舎(12/14) / 谷和原庁舎(12/15) / みらい平市民センター(12/18)】

総合計画(案)のパブリック・コメント(意見公募)と合わせて、説明会を開催しました。説明会にお越しいただいた方からはご質問もいただき、総合計画(案)の内容についてより深く知っていただくことができました。

○つくばみらい市総合計画条例

平成27年12月24日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の位置付けを明確にし、及びその策定に係る手続を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もって将来にわたって魅力のある、持続可能なまちづくりを着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な展望に基づくまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に定めた将来の都市像を実現するための重点施策及び重点事業の方向性を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第5条 総合計画は、地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)第1条に規定するつくばみらい市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第7条 市長は、基本構想を策定し、変更し(軽微なものを除く。)、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

○つくばみらい市総合計画審議会条例

平成18年6月30日

条例第151号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、つくばみらい市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画策定に関し必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 識見を有する者
(令2条例24・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する市長への答申をもって終了する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長になるとともに、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは副会長が、会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平24条例16・平26条例39・平31条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(つくばみらい市総合計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に在任する委員は、その任期満了の日までの間に限り、第6条の規定による改正後のつくばみらい市総合計画審議会条例の規定は適用せず、なお従前の例により在任するものとする。

つくばみらい市総合計画審議会委員 名簿

	選出区分	役職	氏名	所属など
1	市民 (公益的団体など)	委員	吉田 多一郎	スポーツクラブみらい 代表
2		委員	菩提寺 宗子	託児ボランティア ソレイユ 代表
3		委員	石村 章子	NPO法人 地球の緑を育てる会 代表
4		委員	松本 譲二	つくばみらい市区長会 代表
5		委員	佐藤 武志	つくばみらい市商工会青年部 代表
6		委員	野村 俊光	つくばみらい市民生委員児童委員協議会 代表
7		委員	染谷 武志	つくばみらい市PTA連絡協議会 代表
8		委員	坂田 健治	つくばみらい4Hクラブ 代表
9	市民 (公募)	副会長	北島 重司	市民公募委員
10		委員	阪口 正輝	市民公募委員
11		委員	坂田 清	市民公募委員
12		委員	坂本 美羽	市民公募委員
13		委員	菅谷 翼	市民公募委員
14		委員	眞塩 敏幸	市民公募委員
15	識見を有する者	委員	伊神 里美	(株)カスミ 執行役員 コーポレート管理本部 SDGs推進マネージャー
16		委員	山本 一郎	高砂熱学工業(株) 研究開発本部 本部長
17		会長	大澤 義明	筑波大学 システム情報系 教授
18		委員	藤井 さやか	筑波大学 システム情報系 准教授

〈 諮 問 〉

つくばみらい市総合計画審議会
会長 大澤 義明 様

みらい企第34号
令和3年8月24日

つくばみらい市長 小田川 浩

第2次つくばみらい市総合計画について(諮問)

つくばみらい市総合計画審議会条例(平成18年つくばみらい市条例第151号)第2条及びつくばみらい市総合計画条例(平成27年つくばみらい市条例第39号)第6条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第2次つくばみらい市総合計画の策定に関する審議

2 諮問理由

本市では、平成20年3月に「つくばみらい市総合計画」を策定して以来、平成24年3月に「つくばみらい市総合計画新基本計画」、平成30年3月に「第2次つくばみらい市総合計画」を策定し、目指すべき将来像の実現に向けた市政運営を進めてきました。

大規模自然災害への対応、経済構造や人口構造の変化、デジタル化を始めとした技術革新、更には新型コロナウイルス感染症対策を契機としたニューノーマル(新たな日常)への対応など、本市が直面する課題は複雑多岐にわたります。また、福岡工業団地地区や常磐自動車道の(仮称)つくばみらいスマートインターチェンジ周辺の複合産業拠点開発など、ランドデザイン(土地利用構想)においても、新たな局面を迎えています。

こうした状況に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、行政と市民の協働及び産官学連携などに積極的に取り組み、既存の知識や経験にとらわれない新たな手法を積極的に取り入れた、戦略性の高い行政運営を推進する必要があります。

こうした中、前期基本計画の計画期間が令和4年度をもって終了することに伴い、時代の潮流を的確にとらえ、市民ニーズの変化に対応したまちづくりの新たな指針として、総合計画後期基本計画の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

〈 答 申 〉

つくばみらい市長 小田川 浩 様

令和5年1月31日

つくばみらい市総合計画審議会
会長 大澤 義明

第2次つくばみらい市総合計画について(答申)

令和3年8月24日付けみらい企第34号で諮問のあった「第2次つくばみらい市総合計画(案)」について、本審議会において7回にわたり慎重に審議を重ねた結果、計画案の内容を適切と認め、答申します。

なお、総合計画の推進に当たっては、本審議会の審議過程及び市民ワークショップ・各種ヒアリングなどを通して寄せられた多くの市民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要請します。

記

1. 本計画の趣旨や取組を若い世代からも理解いただけるよう学校やSNSなどを通して周知し、若い世代も参画する協働のまちづくりの展開をお願いしたい。
2. 分かりやすいエビデンスで市民と情報共有するなど本計画の進捗管理を適切に行い、幸福度の高まるまちづくりの実現をお願いしたい。
3. 組織の垣根を越えた横断的な連携などにより、つくばみらい市ならではの地域の力を引き出し、行政の効率化とサービス向上をお願いしたい。

施策	目標指標	単位	現状値 2021年	目標値 2027年	担当課	補足説明
1	1 新規就農者数	人	4	8	産業経済課	新たに市内で農業経営を始めた農業者数。
	2 若手農業者による市内農産物販売会開催数	回	11	12	産業経済課	市内産の野菜やお米などの農産物が購入できる「あさのいち」の開催回数。毎月の開催を目指す。
	3 担い手への農地集積率	%	45.0	66.0	産業経済課	認定農業者などの担い手の自作地のほか、利用権や中間管理機構による貸付地などを含めた耕作面積の割合。
	4 農道の舗装整備率	%	24.9	33.0	建設課	舗装の傷みの激しい農道、未舗装農道を舗装する。農道5路線の合計延長の整備を計画しており、2027年までに目標値までの整備を目指す。
	5 農機シェアリング登録者数	人	18	36	産業経済課	「トラクタ」「マルチロータリー」「掘り取り機」を貸し出すことで、農業経営の初期費用を抑制し、新規就農のハードルを下げる。
2	1 商工会による相談指導件数	件	930	950	産業経済課	金融・税務・経営の相談指導(巡回・窓口)により、小規模事業者を支援する。商工会との連携を強化し案内を充実させることで、件数の増加を目指す。
	2 伴走型小規模事業者支援推進事業関係補助金採択件数	件	16	24	産業経済課	中小企業庁の補助事業採択に必要な事業計画策定から経営相談まで、小規模事業者の持続的発展を伴走的に支援する。
	3 融資あっせん審査会申請件数	件	21	24	産業経済課	事業所が融資を受ける際の信用保証料を補助することで、小規模事業者の資金繰りを支援する。
	4 事業承継診断件数	件	8	10	産業経済課	中小企業の経営権を後継者に円滑に承継するための相談支援を行い、事業承継の増加を目指す。
	5 商工会会員数	会員	800	820	産業経済課	商工会では、創業支援や経営相談、会員企業同士の交流などにより、地域の中小企業や地域経済全体の発展を目指している。
3	1 立地企業数(福岡工業団地第2期地区、スマートインターチェンジ周辺地区、歴史公園周辺地区)	社	0	8	プロジェクト推進課	事業整備地区において用地取得が完了した立地企業数。福岡工業団地第2期地区を中心に8社を目標値として設定。
	2 事業所数(製造業)	社	138	146	プロジェクト推進課	既存の事業所の支援・保護と合わせ、福岡工業団地第2期地区を中心に誘致や起業促進を推進し、市内事業所数の増加を目指す。
	3 企業立地促進優遇制度の対象となった企業に勤める市内在住の新規雇用者数(非正規雇用含む)	人	105	400	企画政策課	企業立地促進優遇制度とは、課税免除などで企業の進出を支援する制度。対象企業における毎年50人程度の新規雇用を目指し、累計の目標値を設定。
	4 創業セミナーの参加者数	人	6	10	産業経済課	創業や事業承継を予定している方、創業したばかりで経営を学びたい方などを対象に、経営の考え方などを学ぶセミナーを開催している。
4	1 市街化区域内の宅地の土地利用%	%	58.5	65.2	都市計画課	市街化区域とは住宅や店舗などを増やしていくエリア。道路や公園、下水道の優先的な整備を行うため、宅地の土地利用向上を目指す。
	2 市街化区域内人口(4月1日現在)	人	30,674	34,000	都市計画課	市街化区域とは住宅や店舗などを増やしていくエリア。都市計画ではこのエリアでの人口増加を目指す。
	3 地籍調査の調査完了率	%	13.6	14.9	建設課	土地一筆ごとの「所有者」「地番」「地目」を調査し、境界の位置や面積を明確にすることで、土地取引や工事などを円滑に進めることができる。
5	1 多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織数	組織	22	24	産業経済課	雨水の貯留、動植物の生態系保全、自然景観の形成など農業・農村の多面的機能を維持するための、共同活動(草刈・水路清掃など)を行う組織を支援する。
	2 市内一斉清掃への参加人数	人	—	12,200	生活環境課	地域で清掃活動を行うことで、環境美化への意識を醸成し、参加者の年間200人増加を目指す。
	3 鬼怒川・小貝川クリーン大作戦におけるゴミの回収量	kg	70.0(2022)	75.0	建設課	現状値は規模を縮小して実施したためゴミの回収量が70kgとなっているが、例年100kg以上のゴミが回収されるため、環境意識を高めることで目標値に向けゴミの減少を目指す。
	4 公共施設里親制度への登録団体数	団体	18	24	生活環境課	市道や公園などを「子ども」に見立て、「里親」として協働で施設を管理(清掃・除草など)する制度。年間1団体の新規参加を目指す。

施策	目標指標	単位	現状値 2021年	目標値 2027年	担当課	補足説明
6	1 通学路交通安全プログラムの整備数	箇所	3	2	建設課	児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図る。通学路は毎年変更となるため、毎年2か所以上の整備を目標とする。
	2 都市計画道路 東橋戸台線の整備率	%	81.6	100.0	建設課	都市計画道路 東橋戸台線(台周辺)の開通を目指す。【総事業費に占める累計完了事業費の割合】
	3 都市計画道路 守谷小絹線の整備率	%	63.3	93.8	建設課	都市計画道路 守谷小絹線の設計施工を進める。【総事業費に占める累計完了事業費の割合】
	4 橋梁の維持補修数	箇所	2	2	建設課	橋梁長寿命化修繕計画及び定期点検の結果に基づき維持補修を行う。
	5 スマートインターチェンジ(附帯工事含む)の整備率	%	38.5	100.0	プロジェクト推進課	(仮称)つくばみらいスマートインターチェンジの開通を目指す。【総事業費に占める累計完了事業費の割合】
	6 コミュニティバスの利用者数	人	39,544	55,000	都市計画課	コミュニティバス「みらい号」の年間利用者数。
7	1 管路経年化率(上水道)	%	8.2	23.8	上下水道課	管路総延長に対して、法定耐用年数(40年)を超えた割合。全国的に法定耐用年数を超える管路が増えているが、計画的に更新することで経年化率の急激な上昇を防ぐ。
	2 上水道有収率	%	90.5	96.8	上下水道課	給水する水量と料金として収入のあった水量の比率。100%に近いほど水道施設からの給水に漏水がなく、使用者に届いている。
	3 下水道整備面積	ha	737.5	749.5	上下水道課	公共下水道事業計画区域内の下水道施設を整備した累計面積。
	4 汚水処理人口普及率	%	91.3	96.4	上下水道課	汚水処理施設(公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽)を利用できる地域の人口割合。
8	1 自主防災組織数	件	38	50	防災課	災害時に地域の被害を最小限に抑えるため、地域防災の要となる自主防災組織の結成を促進する。
	2 防災士資格取得者数	人	106	131	防災課	地域の防災リーダーとなる防災士を育成し、地域防災力の向上を図る。
	3 消防団員定数充足率	%	84.4	98.0	防災課	地域防災の要となる消防団員の充足を目指す。
	4 耐震性貯水槽の数	基	403	413	防災課	災害・断水時の飲み水を確保し、消防力を向上させるため、耐震性貯水槽を設置する。
9	1 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	件	4.2	3.6	防災課	防犯対策(防犯灯、防犯カメラ、防犯パトロールなど)により、犯罪の発生を未然に防ぎ、認知件数を毎年度0.1%低下させる。
	2 人口1,000人当たりの交通事故発生件数	件	1.6	1.0	防災課	交通安全施設の整備や高齢ドライバーへの支援事業により、人身事故発生件数を毎年度0.1%低下させる。
	3 防犯灯のLED化率	%	93.0	99.0	防災課	蛍光灯及び水銀灯仕様の防犯灯をLED化し、長寿命化により、明度低下、停電を防止します。
10	1 管理不適切空き家改善件数	件	95	125	住まい開発政策課	管理不適切空き家のうち、解体や売却などにより改善された累計件数。
	2 民間賃貸住宅補助数	件	12	40	住まい開発政策課	住宅困窮者(低所得者)が民間賃貸住宅を利用する際の家賃などを補助し、安心して暮らせる生活の基盤を整える。
	3 公害に対する相談件数	件	64	50	生活環境課	パトロールや関係機関との連携により、公害の発生を抑制し、相談件数の減少を目指す。
	4 有害鳥獣捕獲頭数	匹	70	85	産業経済課	人畜や農作物に被害を与える有害鳥獣への対策を推進する。【指標は「アライグマ」の捕獲頭数】

施策	目標指標	単位	現状値 2021年	目標値 2027年	担当課	補足説明
11	1 市民一人一日当たりの ごみ排出量	g/人・日	724.0	690.0	生活環境課	ごみの分別意識の向上に取り組み、ごみ排出量の削減を目指す。
	2 再資源化率	%	14.0	19.8	生活環境課	ごみと資源物の適正な分別を促進し、ごみ総排出量を削減し、資源物への分別割合の向上を目指す。
	3 不法投棄件数	件	32	22	生活環境課	監視カメラやパトロールなどの監視体制を強化することで、不法投棄件数を減少させる。
	4 公共施設での温室効果ガス 排出量	t-Co2	6,217.5	4,228.6	生活環境課	公共施設から排出される温室効果ガス排出量を、2030年度に2013年度比で46%削減させる。
12	1 妊娠期における子育て支援室 の利用者数	人	25	50	おやこ・まるまる サポートセンター	妊娠期から子育て支援室を身近な相談先として利用できるよう、マタニティイベントなどの参加者増加を目指す。
	2 新生児訪問割合	%	84.0	96.0	おやこ・まるまる サポートセンター	原則生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問している新生児訪問の重要性を周知し、子育ての孤立化を防ぎ、育児や産後の不安を抱える家庭を支援する。
	3 待機児童数	人	0	0	みらいこども課	厚生労働省の定義に基づき集計した待機児童の数。
	4 放課後子ども教室参加者数	人	8,127	14,600	生涯学習課	放課後子ども教室の年間延べ参加者数。
	5 婚活支援事業利用者数	人	34	40	地域推進課	毎月開催している結婚相談会への参加者を、年間40人に増加させる。
13	1 市内中学3年生における 英検3級相当以上の生徒の割合	%	65.2	70.0	教育指導課	文部科学省の実施する「英語教育実施状況調査」において、実用英語技能検定(英検)3級以上を達成している生徒の割合。
	2 不登校児童生徒の学校復帰の 割合	%	15.0	60.0	教育指導課	不登校児童生徒(年間30日以上欠席)の学校復帰を促進する。
	3 ICT支援員の配置人数	人	4	14	教育指導課	ICTを活用した授業支援、機器の整備や研修などを行うICT支援員を、各学校に1名ずつ配置することを目指す。
	4 中学校の適正配置	—	—	新設1校	学校総務課	新設中学校の開校を目指す。
	5 1ヶ月の超過在校等時間が 45時間以内の教職員の割合 (4~7月の超過在校等時間の平均)	%	63.8	100.0	教育指導課	在校等時間(在校、出張、研修などの時間)を抑制し、教職員の超過在校時間を月45時間以内に減少させる。
14	1 「青少年の健全育成に協力する店」 登録店舗の割合(コンビニエンス ストア・携帯電話販売店・飲食店など)	%	74.4	92.0	生涯学習課	青少年の健全育成にご協力いただける店舗の登録を推進する。青少年にふさわしくない行動を発見した場合は、直ちに注意するか、関係機関へ連絡などを頂いている。
	2 「スマートフォン等の使い方につ いての約束ごとの話し合いシート」 活用状況の割合	%	79.0	90.0	生涯学習課	各家庭にシートを配布し、スマートフォンなどの使い方について各家庭での話し合いを促進する。
	3 いじめの年度内解消率	%	87.2	95.0	教育指導課	いじめ認知件数に対する、いじめ解消件数の割合。
15	1 生涯学習講座参加者の満足度	%	96.6	100.0	生涯学習課	講座参加者に実施している「満足度に関するアンケート」において、満足・やや満足と回答した割合。
	2 文化施設来館者数	人	4,126	4,200	生涯学習課	間宮林蔵記念館と結城三百石記念館の年間来館者数。
	3 公民館利用者数	人	19,526	45,000	生涯学習課	公民館講座・高齢者学級・文化団体及び各種サークル団体などの年間利用者数。
	4 図書館資料の個人貸出点数	点	272,762	280,000	生涯学習課	個人利用者への図書館資料(図書、視聴覚資料など)の年間貸出点数。
	5 主要観光拠点来場者数	人	82,000	110,000	産業経済課	主要な観光地、イベントへの年間来場者数。

施策	目標指標	単位	現状値 2021年	目標値 2027年	担当課	補足説明
16	1 スポーツ施設利用者数	人	90,030	100,000	生涯学習課	スポーツ施設(総合運動公園・城山運動公園・テニスコートなど)の年間利用者数。
	2 スポーツ協会会員数	人	1,528	1,600	生涯学習課	スポーツ協会の各専門部とスポーツ少年団の会員数。
	3 スポーツイベント・教室開催数	回	2	25	生涯学習課	スポーツイベント・教室の開催回数を、毎年2回以上増加させ、年25回の開催を目指す。
17	1 市大腸がん検診の受診率	%	12.3 (2020)	17.7	健康増進課	国民健康保険の被保険者のうち、住民検診において大腸がん検診を受診した方の割合。
	2 自殺予防の人材育成に関する 研修会の受講者数	人	403	506	健康増進課	うつを始めとした精神疾患の理解や声のかけ方などを学ぶ市民向け研修会の受講者数。
	3 麻しん風しん予防接種の接種率	%	93.4	98.5	健康増進課	第1期(1歳児)及び第2期(就学前1年間)の人口に対する接種率(第1期・第2期の平均)。
	4 かかりつけ医を持っている人の 割合	%	60.5 (2019)	75.0	健康増進課	気軽に相談でき、診察を受けられる身近な医師である「かかりつけ医」がいる方の割合。
18	1 民生委員・児童委員活動日数	日	4,842	5,000	社会福祉課	各委員から提出される「民生委員・児童委員活動状況報告書」の延べ活動日数。
	2 きらくやまふれあいの丘 利用者数	人	103,219	162,500	社会福祉課	きらくやまふれあいの丘(すこやか福祉館、世代ふれあいの館)の年間利用者数。
	3 要介護3・4・5の認定割合	%	37.0	37.0	介護福祉課	介護予防事業などにより、全要介護(支援)認定者のうち、要介護3・4・5に認定される方の増加を抑制する。
	4 国民健康保険被保険者 一人当たり医療費	円	352,253	407,000	国保年金課	一人当たり医療費は高齢化や医療の高度化などにより全国的に増加しているが、病院への適正受診や健康の保持増進の推進に取り組むことにより、医療費の増加抑制を目指す。
19	1 緊急通報システム見守り サポート事業利用者数	人	355	470	介護福祉課	独居高齢者を対象に緊急通報装置を設置し、緊急時の対応と定期的な安否確認を行う。新規利用者を毎年度20人ずつ増加させ年間470人の利用を目指す。
	2 出前講座実施会場数	会場	16	19	介護福祉課	地域の高齢者サロンなどの集いの場において、介護予防講座を実施した会場数。
	3 地域密着型サービス施設数	施設	12	14	介護福祉課	要介護の認定を受けている方が、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、デイサービスなどを提供する施設。
	4 介護予防事業参加者数	人	5,900	6,640	介護福祉課	市が実施する介護予防事業に参加する高齢者の年間延べ参加者数。
20	1 訪問系サービスの実利用者数	人	79	80	社会福祉課	障害福祉サービス利用者のうち、訪問系サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護)の年間利用者数。
	2 日中活動系サービスの 実利用者数	人	503	550	社会福祉課	障害福祉サービス利用者のうち、日中活動系サービス(就労継続支援A型、B型、生活介護、放課後などデイサービスなど)の年間利用者数。
	3 相談支援の実利用者数	人	509	560	社会福祉課	障害福祉サービスを利用するために必要な相談支援専門員と契約し、利用している年間利用者数。

施策	目標指標	単位	現状値 2021年	目標値 2027年	担当課	補足説明
21	1 行政区の設立数	団体	0	4	地域推進課	みらい平地区において、新規行政区の設立を目標とする。
	2 市民活動体験事業の参加者数	人	0	23	地域推進課	市民活動団体などの活動を体験できる機会を提供し、地域活動への意識醸成を目指す。
	3 市民活動団体同士などの交流回数	回	0	4	地域推進課	市民活動団体同士の連携による地域課題解決に向けて、交流会の開催回数を増加させる。
	4 市民活動まちづくりセンター登録団体数	団体	37	100	地域推進課	市民主体のまちづくりを促進するため、市民活動の支援拠点である「市民活動まちづくりセンター」の登録団体の増加を目指す。
22	1 人権啓発事業の参加者数	人	84	150	社会福祉課	人権意識の啓発に関する各種研修への参加者数を増加させる。
	2 人権教育講演会の実施回数	回	1	1	生涯学習課	家庭教育支援の一環として、小中学生の保護者を中心とした市民や公立小中学校の教職員を対象とした講演会を実施する。
	3 性的マイノリティについての啓発回数	回	2	3	地域推進課	性的マイノリティへの理解を促進するため、情報提供や啓発活動を継続的に実施する。
	4 多文化共生事業の参加者数	人	1,286	1,500	地域推進課	「日本語ひろば」などの多文化共生事業への年間参加者数。
23	1 男女共同参画推進講座の参加者数	人	534	570	地域推進課	男女共同参画に関する認識を深めるための各種啓発講座への年間参加者数。
	2 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合	%	53.7	60.0	地域推進課	事業所へのアンケートで「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合。
	3 審議会などにおける女性委員の割合	%	25.4	30.0	地域推進課	市役所が率先して政策・方針決定に女性を登用することで、企業などの女性登用を促す。
24	1 行政改革プラン達成率	%	86.2	96.2	行政経営 デジタル戦略課	行政組織・運営などの改革を進める計画である「行政改革プラン」で、達成・順調となっている取組の割合。2027年までに10%の向上を目指す。
	2 実質公債費比率	%	6.8	7.2	財政課	財政規模(市の収入)に対する地方債(市の借金)の返済額の割合。現状値は新型コロナウイルス感染症により臨時財政対策債などが増加し割合が下がったが、例年の数値の維持を目標とする。
	3 市税収納率(住民税・固定資産税・軽自動車税)	%	99.1	99.2	収納課	納付されるべき税額のうち、実際に納付された税額の割合。数値が高いほど、公平に税が負担されている状態。
	4 証明書(住民票・印鑑登録証明書)コンビニ交付サービス利用率	%	13.1	31.0	市民窓口課	住民票・印鑑登録証明書の交付件数のうち、コンビニ交付サービスを利用した割合。
	5 ふるさと納税による寄附金受入額	億円	17	40	秘書広報課	ふるさと納税によって寄附を受け入れた金額。
25	1 広報つくばみらいアンケートで「満足」と答えた人の割合	%	62.0	74.0	秘書広報課	広報つくばみらいに掲載しているアンケートで、「満足」と答えた人の割合。
	2 市公式Twitter及びFacebookの合計フォロワー数	人	5,905	10,000	秘書広報課	市代表アカウント(Twitter・Facebook)の合計フォロワー数を増加させる。
	3 20歳～49歳の社会増減の比率(転入者数÷転出者数×100)	%	132	150	秘書広報課	移住定住のメインターゲットである20～40代の転入者の転出者に対する割合。100%を下回ると転出超過となる。
	4 市民懇談会の参加者数	人	82	150	地域推進課	市長と市民が直接意見交換を行う「市民懇談会」の年間参加者数。

総合計画の進捗管理

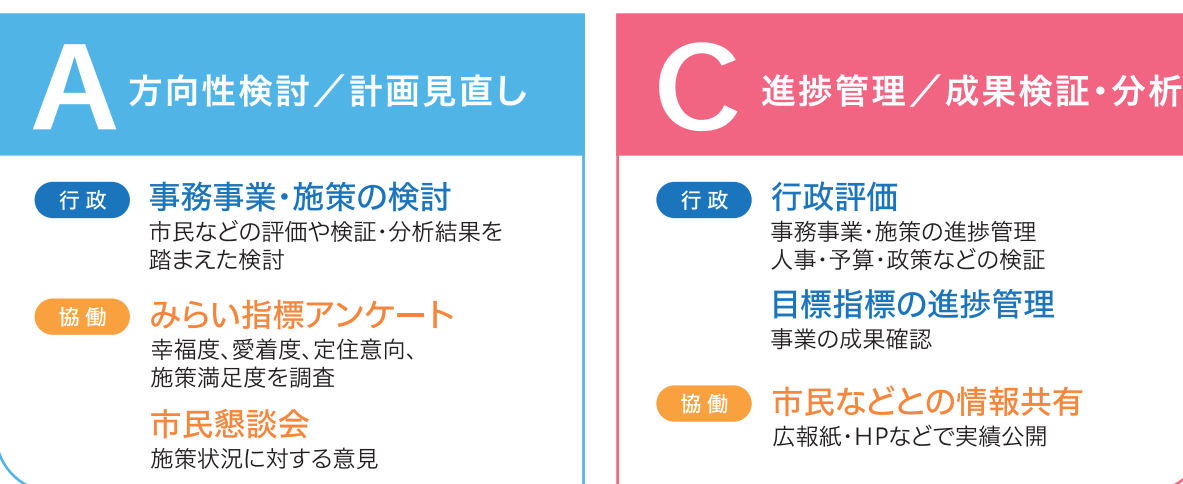
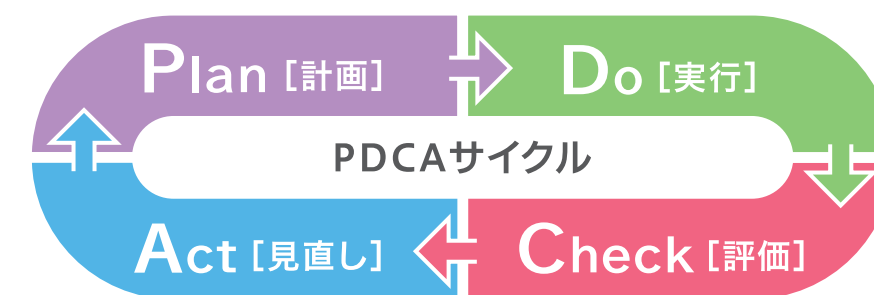
総合計画に基づくまちづくりを継続的に改善・向上させていくため、PDCAサイクルの考え方に基づいた行政運営を進めます。

進捗管理の POINT

進捗管理の各段階で市民・団体・企業などと連携しながら、地域目線・市民目線で地域の特性を生かしたスピードのある行政運営を推進し、ど真ん中に市民がいるまちづくりを目指します。

行政：主に行政(市役所)が行うこと

協働：市民・団体・企業などと協働して行うことが重要なこと



総合計画とSDGsの関係性

“持続可能なまちづくり”実現に向け、本計画とSDGsを一体的に推進します。

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成するための目標として、2015年9月の国連サミットで採択され、包括的な17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットにより構成されています。

豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、地方自治体においてもSDGsに向けた取組が求められています。

本市においても、総合計画の基本理念に定めた「持続可能なまちづくり」と一致した考え方として、分野横断的に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



5つの特徴

普遍性	先進国を含めて、すべての国が行動
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
参画型	すべてのステークホルダーが役割を
統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
透明性	定期的にフォローアップ

5つの要素(5つの「P」)

People(人間)	貧しさを解決し、健康でおたがいを大切にしよう
Prosperity(豊かさ)	経済的に豊かで、安心して暮らせる世界にしよう
Planet(地球)	自然と共存して、地球の環境を守る
Peace(平和)	争いのない平和を知ることから実現しよう
Partnership(パートナーシップ)	いろいろな形で、みんなが協力し合う大切さ

SDGs 17の目標

アイコン	目標	行政の果たしうる役割
	貧困をなくそう	行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。
	飢餓をゼロに	行政は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって、住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究も報告されています。
	質の高い教育をみんなに	教育の中でも、特に義務教育などの初等教育においては行政が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における行政の取組は重要です。
	ジェンダー平等を実現しよう	行政による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政や審議会委員などにおける女性の割合を増やすことも重要な取組といえます。
	安全な水とトイレを世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進することを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	働きがいも経済成長も	行政は経済成長戦略の策定を通して、地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	産業と技術革新の基盤をつくろう	行政は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することも貢献することができます。
	人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消を推進する上でも行政は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	住み続けられるまちづくりを	包括的で、安全、レジリエント(強靱)で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	つくる責任つかう責任	環境負荷削減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が、河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく、すべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸の豊かさを守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、行政が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作る上で、行政は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促し、参加型の行政を推進することで、暴力や犯罪を減らすことも行政の役割といえます。
	パートナーシップで目標を達成しよう	行政は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で、多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

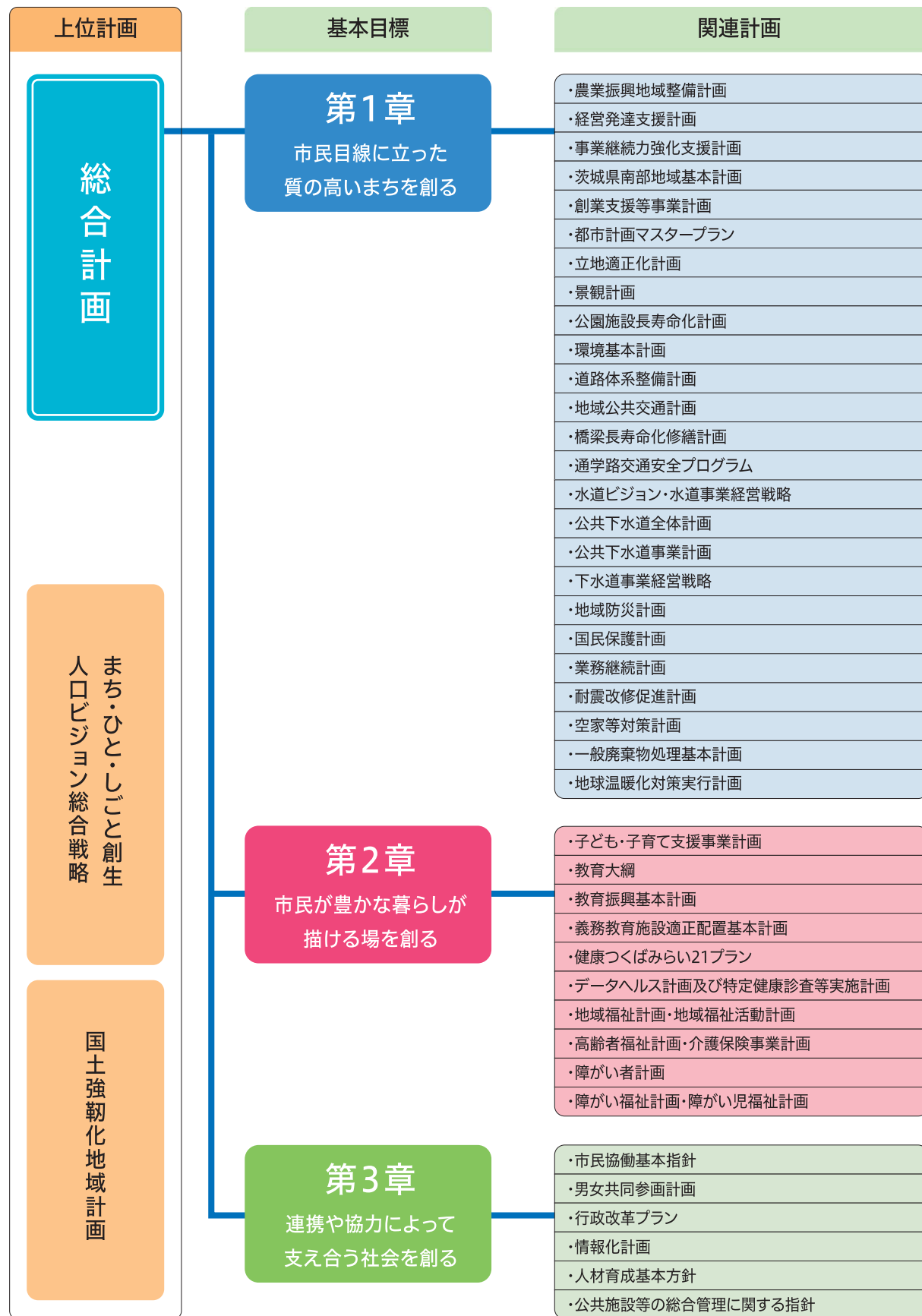
施策別SDGs一覧

施策	SDGs 17の目標																
	1 持続可能な農業の推進																
2 持続可能な商工業の推進																	
3 新たな活力となる産業の創出と雇用の促進																	
4 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成																	
5 みどり豊かで暮らしやすいまちの実現																	
6 快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進																	
7 安全で安心な上下水道の整備と運営																	
8 災害に強いまちの実現																	
9 防犯対策・交通安全対策の充実																	
10 安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備																	
11 循環型社会の形成																	
12 子育て支援の充実																	
13 学校教育の充実																	
14 青少年健全育成の推進																	
15 歴史・文化の保護と生涯学習の推進																	
16 スポーツ・レクリエーション活動の充実																	
17 健康づくりの推進																	
18 地域福祉と社会保障の充実																	
19 高齢者福祉の充実																	
20 障がい者福祉の充実																	
21 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進																	
22 多様性を尊重した社会の実現																	
23 男女共同参画の推進																	
24 持続可能な行財政運営の推進																	
25 魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進																	

施策・SDGs 対応表

施策	SDGs 17の目標																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1 持続可能な農業の推進		○						○	○							○	○
2 持続可能な商工業の推進								○	○								○
3 新たな活力となる産業の創出と雇用の促進								○	○	○	○						○
4 計画的な土地利用の誘導と魅力ある拠点の形成									○	○							○
5 みどり豊かで暮らしやすいまちの実現						○					○		○	○	○		○
6 快適で利便性の高い道路・交通網づくりの推進			○						○	○							○
7 安全で安心な上下水道の整備と運営						○					○			○			○
8 災害に強いまちの実現											○		○				○
9 防犯対策・交通安全対策の充実			○								○						○
10 安全・安心で快適な生活環境・住環境の整備						○					○	○					○
11 循環型社会の形成							○	○			○	○	○	○			○
12 子育て支援の充実	○	○	○	○	○						○						○
13 学校教育の充実	○	○		○							○	○					○
14 青少年健全育成の推進				○													○
15 歴史・文化の保護と生涯学習の推進				○								○					○
16 スポーツ・レクリエーション活動の充実			○	○							○						○
17 健康づくりの推進			○								○						○
18 地域福祉と社会保障の充実	○	○									○						○
19 高齢者福祉の充実			○								○						○
20 障がい者福祉の充実	○	○						○	○	○							○
21 地域コミュニティの活性化と協働のまちづくりの推進											○						○
22 多様性を尊重した社会の実現				○	○						○	○					○
23 男女共同参画の推進					○			○	○	○							○
24 持続可能な行財政運営の推進					○			○	○	○	○	○					○
25 魅力的で親しみやすい広報・広聴の推進											○						○

関連計画一覧



※複数の基本目標に関連する計画もありますが、主な関連施策で分類しています。

	関連計画名	主な関連 施策 No.	計画の概要
上位計画 (市の政策全体に関わる計画)	まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン総合戦略	—	本市の将来の方向性と今後の目指すべき将来展望について示した人口ビジョンを踏まえ、地方創生に向けた取組をより一層加速させていくための基本目標や具体的な施策をまとめた計画。
	国土強靱化地域計画	—	過去の大災害を教訓に、大規模自然災害などから市民の生命や財産を守るとともに、本市の社会・経済活動を維持しつつ、迅速・早急に復旧・復興できる、強しなやかな地域づくりを推進する計画。
第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る	農業振興地域整備計画	1	優良な農地を保全するとともに、農業の振興を図る地域(農業振興地域)を設定し、土地の有効活用と農業の近代化を実施するために定めた計画。
	経営発達支援計画	2	市と商工会が共同で作成する計画で、経営改善普及事業と経営発達支援事業を盛り込み、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実践する計画。
	事業継続力強化支援計画	2	小規模事業者の災害などへの事前の備え、事後の早期復旧を目的として、市と商工会が共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画。
	茨城県南部地域基本計画	3	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき、地域の特性・強みを生かした企業誘致の促進により、産業の集積・活性化を目指すための計画。
	創業支援等事業計画	3	特定創業支援事業を実施するにあたり、「産業競争力強化法」に基づき作成し、国の認定を受けたもの。関係機関との連携体制や、創業支援等事業の目的・内容・実施方法などをまとめた計画。
	都市計画マスタープラン	4・10	将来の都市構造、土地利用及び都市施設などのあり方を位置づけ、長期的な展望に立った都市づくりの方向性を示し、推進方策などを示す計画。
	立地適正化計画	4・10	将来的なまちづくりの課題に対応するため、都市全体を見渡しなが、住宅、医療、福祉及び商業などの誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講ずるために定めた計画。
	景観計画	4・10	本市における景観形成の目標や方向性を明らかにするとともに、景観法に基づき、市民、企業、行政が一体となって目標を実現するための体系的な施策を検討するために策定した計画。

関連計画名	主な関連 施策 No.	計画の概要
公園施設長寿命化計画	5	公園施設について、今後進展する遊具などの老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化の観点から、適切な予防保全管理のもと、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕などを行うために策定した計画。
環境基本計画	5・10・11	環境の保全と創出に向けて、地域レベルにおける施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な取組を明らかにする計画。
道路体系整備計画	6	本市の幹線的な道路や交通に係る現状と課題を踏まえ、今後の整備に際しての基本的な方針として、整備方針、整備計画などを検討・立案する計画。
地域公共交通計画	6	公共交通の課題を整理した上で、将来に向けて公共交通を確保・維持・改善していくため、本市の公共交通のマスタープランとして基本方針を設定し、計画目標や公共交通施策をまとめた計画。
橋梁長寿命化修繕計画	6	点検・補修を定期的かつ計画的に実施し、市民生活に不可欠な道路ネットワークを恒久的に提供するとともに、予防保全対応を基本とした点検・補修・更新などによる費用縮減を図るために策定した計画。
通学路交通安全プログラム	6・9・13	通学路の安全確保に向けた取組を行うため、学校、教育委員会、道路管理者及び交通管理者などが合同で小中学校の通学路の安全点検を行い、対策が必要な箇所などをまとめた計画。
水道ビジョン・ 水道事業経営戦略	7	水道ビジョンは、水道の理想像、取組の方向性や実現方策、関係者の役割分担などを提示するため策定したもの。水道事業経営戦略は、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現するための経営戦略をまとめた計画。
公共下水道全体計画	7	下水道整備を計画的に進めるため、上位計画である「利根川流域別下水道整備計画」に基づき、市の下水道整備推進のために策定した計画。
公共下水道事業計画	7	快適な生活環境を創出し、公共用水域の水質保全と浸水被害の防止・解消を図るため、下水道事業の計画的な推進を目的として策定した計画。
下水道事業経営戦略	7	市の下水道事業において、計画的かつ合理的な経営を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を実現するための経営戦略をまとめた計画。
地域防災計画	8	災害対策基本法の規定に基づき、風水害や地震による被害を最小化する減災の考え方を防災の基本方針とし、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策をまとめた総合的な計画。

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る

関連計画名	主な関連 施策 No.	計画の概要
国民保護計画	8	国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態などにおいて、市民の避難、避難住民などの救援、武力攻撃への対処などの国民保護措置について定め、関係機関が実施する国民保護措置を総合的にまとめた計画。
業務継続計画	8	今後起こりうる大規模自然災害などの危機的事象に備え、非常時優先業務を選定するとともに、その業務を遂行するための指揮命令系統や組織体制の明確化、必要資源の確保、庁舎・施設内の事前対策などの構築を図ることを目的とした計画。
耐震改修促進計画	8	耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、市内の既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命・財産を守ることを目的とする計画。
空家等対策計画	10	空家等特別措置法の規定に基づき、市民が安全・安心に暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家などの利活用を促進し、総合的・計画的な空き家対策を推進することを目的に策定した計画。
一般廃棄物処理基本計画	11	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、一般廃棄物処理に係る計画を長期的かつ総合的に定めた計画。
地球温暖化対策実行計画	11	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市が実施している事務・事業に伴い排出する温室効果ガスを計画的に抑制するための計画。
子ども・子育て支援 事業計画	12	子ども・子育て支援法の規定に基づき、すべての子どもたちが健やかに育ち、また安心して子どもを産み、育てることができるやさしいまちづくりを実現するために策定した計画。
教育大綱	12・13・14 15・16	教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策における、目標や基本理念を定めたもの。
教育振興基本計画	12・13・14 15・16	教育の総合的な指針として、つくばみらい市教育大綱を具現化した計画であり、学校教育、生涯学習、生涯スポーツなど、教育に係るすべての施策を体系的に示す計画。
義務教育施設適正配置 基本計画	13	各地区の児童数の増減に伴う、教育環境における地域バランス是正の課題を解消し、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するための計画。
健康つくばみらい21プラン	13・17	健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で明るく元気に生活できるまちの実現を基本理念とし、健康寿命の延伸を総合目標とする計画。

第1章 市民目線に立った質の高いまちを創る

第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

アルファベット・数字

用語	解説
AI	Artificial Intelligence(人工知能)の略。人の知的活動をコンピュータプログラムとして実現すること。
DV	Domestic Violenceの略。配偶者など親密な関係にあるものからの暴力のこと。
GDP	Gross Domestic Product(国内総生産)の略。一定期間に国内で産出された付加価値の総額のこと。
GIGAスクール	GIGAはGlobal and Innovation Gateway for All(すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉)の略。小中高等学校などの教育現場の1人1台の端末環境と教育のICT化を推進する文部科学省の取組のこと。
I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.	2019年11月に公開された、「100年間、愛される地元をつくろう。」をコンセプトとするつくばみらい市のスローガンのこと。
ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。通信技術を活用し情報や知識を共有する産業やサービスの総称のこと。
MaaS	Mobility as a Service(サービスとしての移動)の略。地域住民や旅行者一人ひとりの移動ニーズに対応して複数の交通手段を組み合わせ、一括検索・予約・決済を可能とするサービスのこと。
NPO	Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organization(非営利組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development(経済協力開発機構)の略。貿易・資本の自由化、発展途上国の援助、経済政策の調整などを目的とした機構のこと。
RPA	Robotic Process Automation(ロボットによる業務自動化)の略。人が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。
SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
SNS	Social Networking Service(会員制交流サイト)の略。登録された利用者同士で交流するWebサイトの会員制サービスのこと。
STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学・ものづくり)、Art(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)の5つの単語の頭文字を組み合わせた造語で、理数教育に創造性を合わせた教育理念のこと。
VR	Virtual Reality(仮想現実)の略。デジタル技術を応用し、仮想的世界を現実のように体感しようとする考え方や技術のこと。
3R	Reduce(リデュース。削減)、Reuse(リユース。再利用)、Recycle(リサイクル。再資源化)のこと。
8050問題	80代の親と長期引きこもりなど事情を抱える50代の子どもが社会的に孤立することによる、収入や介護に関する問題のこと。

関連計画名	主な関連施策 No.	計画の概要	
第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る	データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画	17・18	市国民健康保険被保険者の健康保持増進を目的とし、健康・医療情報を活用した保健事業について定めたデータヘルス計画と特定健康診査などの事業について定めた特定健康診査等実施計画を一体的に策定した計画。
	地域福祉計画・地域福祉活動計画	18・19・20	高齢者・児童・障がい者などの分野ごとの縦割りではなく、住み慣れた地域で行政と市民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組むことを示した計画。
	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	18・19	介護保険事業や高齢者福祉施策を計画的に進めるため、「介護保険法第117条」に規定する介護保険事業計画と「老人福祉法第20条の8」に規定する高齢者福祉計画を一体的に策定した計画。
	障がい者計画	20	障害者基本法に基づく計画として、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画。障がい者福祉施策を推進するための指針、基本理念、基本目標、基本施策などを示した計画。
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画	20	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量について定めた計画。また、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標について定めた計画。
第3章 連携や協力によって支え合う社会を創る	市民協働基本指針	21	多様化する市民ニーズなど、市が直面する地域課題に対応するため、市民と行政の協働による行政運営が求められており、そのあり方や方向性を示すもの。
	男女共同参画計画	22・23	男女共同参画社会の実現に向けて、本市の目指す方向を明らかにし、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画。
	行政改革プラン	24	総合計画の円滑な推進を下支えするものとして、全職員が共有する行政運営の改革に係る方向性、推進手段、具体的施策などをまとめた計画。
	情報化計画	24	国・県の情報化施策の進展を踏まえ、情報化に係る環境や技術的な進展に対応するとともに、本市が進める行政サービスの高度化、行政の手続きなどの効率化を進めることを目的に定めた計画。
	人材育成基本方針	24	組織として人を育てる職場環境を作り、職員が持つ能力・可能性を最大限に活用していくため、職員研修の充実や人材育成に配慮し、質の高い行政運営を展開できる優れた人材を育成するための基本方針。
	公共施設等の総合管理に関する指針	24	公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減・平準化するための基本指針。費用の3割軽減を縮減目標とし、実現に向けた実施方針を示したものの。

あ行

用語	解説
青色防犯パトロール	警察より認定を受けた団体が、車に青色回転灯などをつけて行う自主防犯パトロールのこと。
空き家バンク	空き家を提供する所有者などから申込みを受け、移住者などに対し紹介する制度のこと。
移動スーパー	自動車商品運び、住宅を定期的に巡回する販売形態のこと。
イノベーション	それまでになかった技術や仕組みを打ち出すことで既存の仕組みやあり方を一変させ、社会にインパクトのある革新や変革をもたらすこと。
医療費適正化	自治体が医療関係者や保険者の協力をもとに、医療保険制度の持続可能な運営のため、医療費の適正化を行うこと。
インナープロモーション	市民や企業にまちの魅力を伝えることで、市民が市に愛着や誇りを持てるよう、市民に向けて行われるプロモーションのこと。
オープンデータ	インターネットなどを通じて誰もが自由に加工、編集、再配布などができるよう、一定の決まりのもと、公開されたデータのこと。
おやこ・まるまるサポートセンター	みらい平市民センターに設置された、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目ない支援を行う家庭児童相談センターのこと。

か行

カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて全体として合計を実質的にゼロにすること。
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)こと。要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
家庭教育学級	市立幼稚園、市立小学校及び市立中学校を拠点とし、保護者が学習したいことを自ら企画、開設する学習の場のこと。
基礎自治体	行政区画の単位の1つで、日本では東京23区と市町村のこと。
給水施設	井戸や河川などの自己水源から、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設のこと。
給水人口	給水区域内に居住し、水道によって給水を受けている人口のこと。
協働	何らかの目標を共有した複数の主体が、力を合わせてともに活動すること。
きらくやまふれあいの丘	つくばみらい市神生にある総合福祉施設のこと。
クラウドファンディング	インターネットを使い、不特定多数の出資者から資金を調達する仕組みのこと。
グローバル化	政治・経済・文化などが国境を越えて世界的規模に広がること。
ゲートキーパー	自殺を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材のこと。
健康増進事業	健康教育や健康相談、健康診断、各種検診など、市民の健康保持・増進を図ることを目的とした事業のこと。

用語	解説
広域幹線道路	幹線道路のうち、広域的な都市間の連絡を主に担う道路のこと。
公共施設里親制度	一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の美化(清掃・除草など)を行い、行政がこれを支援する制度のこと。
コーディネート	物事を調整して、全体をまとめること。
国内総生産	一定期間に国内で産出された付加価値の総額のこと。GDP。
コミュニティスクール	保護者をはじめとした地域住民と学校などで意見を交換し、学校運営に意見を反映させる制度。
コミュニティバス	地域の交通空白地域や不便地域の解消など、地域住民の利便性向上のために、地方公共団体などが主体となって、一定地域を運行するバスのこと。
コンパクトシティ	高密度で近接した開発形態、公共交通機関でつながった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さなどの特徴をもつ都市構造のこと。

さ行

再生可能エネルギー	永続的に利用できる太陽光、風力、水力、地熱など自然界に存在するエネルギーのこと。
財政健全化	地方公共団体が財政の収支状況を改善し、公債残高を削減すること。
サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、物流、販売を通じて消費者までつながる一連の流れのこと。
産官学連携	企業、大学などの教育・研究機関、地方公共団体が連携して、新規事業創出や新規技術の研究を行うこと。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域として、都市計画で指定した区域のこと。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として、都市計画で指定した区域のこと。
自治体DX	デジタル技術やAIなどの活用により住民の利便性向上や行政の業務効率化を図るなど、行政サービスの向上につなげること。
指定管理者	地方公共団体が設置した公共施設を、指定を受けた企業や団体などが管理・運営を行う制度、またその指定を受けた団体のこと。
シティプロモーション	地域の資源や魅力を確立し、効果的にPRすることで経営資源の獲得を目指すこと。
市民活動まちづくりセンター	みらい平市民センター3階にある、社会貢献活動のための公益的な市民活動を支援し、市民協働のまちづくりを推進するための施設のこと。
出生率	ある一定の人口に対する出生数の割合のこと。
消防水利	消防活動を行う際に利用される水資源や水利施設のこと。
人生100年時代	先進国を中心に長寿化が急激に進んだことで、これまでとは異なる新しい人生設計が必要となることや人生の多様化のこと。

用語	解説
水道法	公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、上水道事業について定められた法律のこと。
すこやか貯筋教室	元気なシニア世代を中心とした、元気で自立した生活を送れることを目的とした介護予防事業のこと。
スポーツ活動実施率	成人の週1日以上運動・スポーツの実施率のこと。
スマートインターチェンジ	主にETC技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジのこと。
スマート自治体	手続の電子化、職員の事務負担軽減、ICT活用などにより、持続可能な形で行政サービスを提供する自治体のこと。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産を推進する新たな農業のこと。
生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象とした就労支援の強化などについて定めた法律のこと。
青少年健全育成活動	子どもたちの健やかな成長のために、子どもたちの安全を守り、子どもたちにあいさつや声掛けを積極的に進めていくことなどを通して豊かな人間性を育む活動のこと。
ゼロカーボン(シティ)	2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素化の取組のこと。また、脱炭素化の取組を推進する自治体のこと。
総合型地域スポーツクラブ	種目・世代・技術レベルに応じて、それぞれのスタイルで活動できる、地域住民が主体となって運営するスポーツクラブのこと。

た 行

男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことができる社会を目指すこと。
地域幹線道路	幹線道路のうち、県内の主要な都市の交通を主に担う道路のこと。
地域公共交通活性化再生法	地域の公共交通維持のため、自治体が体制づくりに義務を負うことなどを定めた法律のこと。
地域コミュニティ	地域住民が住んでいる場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会のこと。または、そのような住民の集団のこと。
地域主権改革	地域住民が責任をもって、地域のことを決められる地域社会の創生を目的として行われる行政改革のこと。
地域生活支援事業	障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を送れることを目的とした福祉事業のこと。
地域体操クラブ	高齢者の運動機能の維持・向上や仲間作り、閉じこもり予防などを目的とした介護予防事業のこと。
地域包括ケアシステム	在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、保健・医療・福祉のサービスを組み合わせ、一人ひとりに最も適した形で提供する仕組みのこと。

用語	解説
地域包括支援	地域に住む人々の保険医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした活動のこと。
地域包括支援センター	保健師などの専門職が連携し、市、医療機関、介護事業者、ボランティアなどと協力しながら高齢者の相談に対応する機関のこと。
地産地消	地域で生産された農産物などを地域で消費すること。
治水	水害や土砂災害などから地域を守るために、水が持つ危険性の制御を目的として行われる事業のこと。
地籍調査	一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。
地方分権改革	地域住民にとって身近な行政を地方公共団体が担い手となり、地域住民とともに地方行政の協働を目指す改革のこと。
デマンド乗合タクシー	事前予約により、複数人が乗り合い、それぞれの希望する場所から目的地までドアツードアで移動できる、利便性の高い公共交通のこと。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。
都市再生特別措置法	都市の国際競争力や防災機能の強化、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを目的とした民間事業者を主とする都市再生事業を行うことを目的として定められた法律のこと。

な 行

ニュータウン	加速する都市への一極集中に対する対策として、郊外に新しく建設された市街地のこと。
農業生産基盤整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備のこと。
農業農村環境保全活動	生態系や生物多様性の保全、美しい景観の形成のための活動のこと。

は 行

バーチャル	コンピュータ技術により生み出される実体を伴わない状態のこと。
パラダイムシフト	思考や概念、規範や価値観が、枠組みごと移り変わること。
病院バス	市外の総合病院への送迎のために運行しているバスのこと。
ふるさと納税	都市部と地方の格差をなくすために開始された寄附金税制であり、都道府県や住民登録をしていない市区町村への寄附のこと。
防災アプリ	平時からの「市からの情報発信」や、防災に活用できる機能を備えた「つくばみらい市防災」アプリのこと。
防災基盤整備	防災施設などの耐震化や防災施設・防災拠点などの整備を推進することで、災害に強いまちづくりを目指すこと。
防災ハザードマップ	河川管理者が作成する浸水想定区域図をもとにして、浸水想定区域や洪水予報などの伝達方法、避難場所などを市民に分かりやすく示した地図のこと。
圃場環境整備	土地生産性や労働生産性向上を目的に行われる農地の環境条件を整備する事業のこと。

ま行

用語	解説
みらいマラソン	2017年から実施されている、つくばみらい市内で開催されるマラソン大会のこと。
みらいりんぞう	2015年につくばみらい市の市政施行10周年を記念し、誕生したイメージキャラクターのこと。

や行

より良い暮らし指標	OECD(経済協力開発機構)が設定した、人々の幸福度を測定するための指標のこと。
-----------	--

ら行

ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などのインフラ設備のこと。
立地適正化	生活に関するサービスを提供する施設と住居などがまとまって立地するように行う土地利用の誘導のこと。
リモートワーク	会社のオフィスに出勤することなく、それ以外の場所で仕事する働き方のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---



第2次つくばみらい市総合計画 後期基本計画

発行 令和5年6月

発行者 つくばみらい市

編集 つくばみらい市 市長公室 企画政策課

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195(伊奈庁舎)

TEL 0297-58-2111(代表) FAX 0297-58-5611

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp>